平成20年（第１回）山鹿市議会３月定例会

会　期　日　程　表

日次	月　日	曜　日	本　会　議	委員会
1	3月　3日	月	開会・提案理由説明	
2	3月　4日	火	質疑発言通告締切（正午まで）	
3	3月　5日	水	質疑	
4	3月　6日	木	休会	
5	3月　7日	金	一般質問・委員会付託	
6	3月　8日	(土)	休会	
7	3月　9日	(日)		
8	3月　10日	月	本会議なし	建設環境 文教厚生
9	3月　11日	火		文教厚生
１０	3月　12日	水		経済観光 総務
１１	3月　13日	木	休会	
１２	3月　14日	金	本会議なし	議会運営
１３	3月　15日	(土)	休会	
１４	3月　16日	(日)		
１５	3月　17日	月	委員長報告・討論・採決・閉会	

平成20年（第１回）山鹿市議会３月定例会

目　次

第１号（３月３日）　頁

１．議事日程 …… 3

２．本日の会議に付した事件 …… 4

３．出席議員 …… 4

４．説明のため出席した者 …… 5

５．事務局職員出席者 …… 6

６．日程第１　会議録署名議員の指名 …… 7

７．日程第２　会期の決定 …… 7

８．日程第３　市長のあいさつ…… 7

９．日程第４　議案第１号～議案第50号
　　報告第１号 …… 12

10．提案理由の説明 …… 14

（１）議案第１号（星子病院事務部長） …… 14

（２）議案第２号（西田総務部長） …… 15

（３）議案第３号（森市民福祉部長） …… 15

（４）議案第４号（黒田市民福祉部次長） …… 16

（５）議案第５号（渕上水道局長） …… 16

（６）議案第６号（渕上水道局長） …… 17

（７）議案第７号（星子病院事務部長） …… 18

（８）議案第８号（池田環境部長） …… 19

（９）議案第９号（西田総務部長） …… 20

(10) 議案第10号（西田総務部長） …… 20

(11) 議案第11号（西田総務部長） …… 21

(12) 議案第12号（西田総務部長） …… 21

(13) 議案第13号（西田総務部長） …… 21

(14) 議案第14号（西田総務部長） …… 21

(15) 議案第15号（西田総務部長） …… 21

(16) 議案第16号（黒田市民福祉部次長） …… 21

(17) 議案第17号（黒田市民福祉部次長） …… 22

(18) 議案第18号（森市民福祉部長） …… 22

(19) 議案第19号（森市民福祉部長） …… 22
(20) 議案第20号（森市民福祉部長） …… 23
(21) 議案第21号（森市民福祉部長） …… 23
(22) 議案第22号（森市民福祉部長） …… 24
(23) 議案第23号（藏原農林部長） …… 25
(24) 議案第24号（藏原農林部長） …… 25
(25) 議案第25号（福田商工観光部長） …… 25
(26) 議案第26号（池田建設部長） …… 26
(27) 議案第27号（池田建設部長） …… 27
(28) 議案第28号（池田建設部長） …… 27
(29) 議案第29号（池田建設部長） …… 28
(30) 議案第30号（池田環境部長） …… 28
(31) 議案第31号（池田環境部長） …… 29
(32) 議案第32号（池田環境部長） …… 29
(33) 議案第33号（八木田教育部長） …… 29
(34) 議案第34号（八木田教育部長） …… 29
(35) 議案第35号（西田総務部長） …… 30
(36) 議案第36号（森市民福祉部長） …… 32
(37) 議案第37号（森市民福祉部長） …… 34
(38) 議案第38号（森市民福祉部長） …… 34
(39) 議案第39号（池田環境部長） …… 35
(40) 議案第40号（黒田市民福祉部次長） …… 36
(41) 議案第41号（黒田市民福祉部次長） …… 38
(42) 議案第42号（渕上水道局長） …… 39
(43) 議案第43号（有尾農林部次長） …… 40
(44) 議案第44号（有尾農林部次長） …… 40
(45) 議案第45号（有尾農林部次長） …… 40
(46) 議案第46号（有尾農林部次長） …… 40
(47) 議案第47号（渕上水道局長） …… 41
(48) 議案第48号（星子病院事務部長） …… 42
(49) 議案第49号（池田環境部長） …… 43
(50) 議案第50号（杉焼副市長） …… 45
(51) 報告第１号（星子病院事務部長） …… 45
11. 日程第５　熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙 …… 45

12. 散　会 …… 48

第２号（３月５日）

１．議事日程 …… 51
２．本日の会議に付した事件 …… 52
３．出席議員 …… 52
４．説明のため出席した者 …… 53
５．事務局職員出席者 …… 54
６．日程第１　質疑 …… 55
（１）森　久雄議員第１回目質疑 …… 55
〇福田商工観光部長答弁 …… 57
〇八木田教育部長答弁 …… 60
〇三森総務部次長答弁 …… 60
（２）森　久雄議員第２回目質疑 …… 61
〇福田商工観光部長答弁 …… 63
〇西田総務部長答弁 …… 63
（３）森　久雄議員第３回目質疑 …… 64
〇池田建設部長答弁 …… 65
（４）平井光臣議員第１回目質疑 …… 66
〇森市民福祉部長答弁 …… 67
（５）平井光臣議員第２回目質疑 …… 67
〇森市民福祉部長答弁 …… 68
（６）原　徹議員第１回目質疑 …… 68
〇中嶋市長答弁 …… 69
〇西田総務部長答弁 …… 70
〇池田環境部長答弁 …… 70
（７）森　芳顕議員第１回目質疑 …… 71
〇池田建設部長答弁 …… 72
（８）森　芳顕議員第２回目質疑 …… 72
（９）横手啓介員第１回目質疑 …… 73
〇福田商工観光部長答弁 …… 74
〇西田総務部長答弁 …… 74
〇池田環境部長答弁 …… 74
(10) 横手啓介議員第２回目質疑 …… 75

○福田商工観光部長答弁 …… 76
○西田総務部長答弁 …… 77
○池田環境部長答弁 …… 77
(11) 島田節男議員第１回目質疑 …… 78
○藏原農林部長答弁 …… 78
○福田商工観光部長答弁 …… 79
(12) 池田誠一議員第１回目質疑 …… 80
○八木田教育部長答弁 …… 81
○森市民福祉部長答弁 …… 83
(13) 池田誠一議員第２回目質疑 …… 84
○中嶋市長答弁 …… 86
(14) 芹川正美議員第１回目質疑 …… 87
○西田総務部長答弁 …… 87
(15) 芹川正美議員第２回目質疑 …… 88
○中嶋市長答弁 …… 88
７．散　会 …… 89

第３号（３月７日）

１．議事日程 …… 93
２．本日の会議に付した事件 …… 94
３．出席議員 …… 94
４．説明のため出席した者 …… 95
５．事務局職員出席者 …… 96
６．日程第１　一般質問 …… 97
（１）島田節男議員第１問目一般質問（１回目） …… 97
○中嶋市長答弁 …… 98
（２）島田節男議員第１問目一般質問（２回目） …… 99
○中嶋市長答弁 …… 100
（３）島田節男議員第１問目一般質問（３回目） …… 101
○中嶋市長答弁 …… 101
（４）島田節男議員第２問目一般質問（１回目） …… 102
○西田総務部長答弁 …… 102
（５）島田節男議員第２問目一般質問（２回目） …… 104
○三森総務部次長答弁 …… 104

（６）島田節男議員第３問目一般質問（１回目） …… 105
○三森総務部次長答弁 …… 106
（７）島田節男議員第３問目一般質問（２回目） …… 106
○中嶋市長答弁 …… 107
（８）島田節男議員第３問目一般質問（３回目） …… 108
（９）原　徹議員第１問目一般質問（１回目） …… 108
○森市民福祉部長答弁 …… 109
(10) 原　徹議員第１問目一般質問（２回目） …… 109
○森市民福祉部長答弁 …… 111
○八木田教育部長答弁 …… 112
(11) 原　徹議員第１問目一般質問（３回目） …… 113
○中嶋市長答弁 …… 116
○田中教育長答弁 …… 116
(12) 原　徹議員第２・３問目一般質問（１回目） …… 118
○中嶋市長答弁 …… 119
○八木田教育部長答弁 …… 120
(13) 原　徹議員第２・３問目一般質問（２回目） …… 121
○中嶋市長答弁 …… 122
○八木田教育部長答弁 …… 123
(14) 原　徹議員第２・３問目一般質問（３回目） …… 123
○中嶋市長答弁 …… 125
○森市民福祉部長答弁 …… 126
○八木田教育部長答弁 …… 126
(15) 永田紘二議員第１回目一般質問 …… 127
○田中教育長答弁 …… 127
(16) 永田紘二議員第２回目一般質問 …… 128
○中嶋市長答弁 …… 129
(17) 永田紘二議員第３回目一般質問 …… 130
(18) 森　久雄議員第１回目一般質問 …… 130
○中嶋市長答弁 …… 132
(19) 森　久雄議員第２回目一般質問 …… 133
○中嶋市長答弁 …… 134
(20) 森　久雄議員第３回目一般質問 …… 135
○中嶋市長答弁 …… 137

(21) 川野　功議員第１問目一般質問（１回目） …… 137
〇田中教育長答弁 …… 138
〇八木田教育部長答弁 …… 139
(22) 川野　功議員第１問目一般質問（２回目） …… 140
〇田中教育長答弁 …… 141
〇八木田教育部長答弁 …… 141
(23) 川野　功議員第２問目一般質問（１回目） …… 142
〇西田総務部長答弁 …… 143
(24) 太田黒鐵郎議員第１問目一般質問（１回目） …… 143
〇中嶋市長答弁 …… 145
〇西田総務部長答弁 …… 147
(25) 太田黒鐵郎議員第２問目一般質問（１回目） …… 148
〇中嶋市長答弁 …… 151
(26) 太田黒鐵郎議員第２問目一般質問（２回目） …… 152
(27) 北原昭三議員第１問目一般質問（１回目） …… 153
〇八木田教育部長答弁 …… 153
(28) 北原昭三議員第２問目一般質問（１回目） …… 154
〇森市民福祉部長答弁 …… 155
(29) 北原昭三議員第３問目一般質問（１回目） …… 155
〇西田総務部長答弁 …… 157
(30) 北原昭三議員第３問目一般質問（２回目） …… 158
〇中嶋市長答弁 …… 159
７．日程第２　委員会付託…… 160
８．散　会 …… 160

第４号（３月17日）

１．議事日程 …… 163
２．本日の会議に付した事件 …… 164
３．出席議員 …… 166
４．説明のため出席した者 …… 167
５．事務局職員出席者 …… 168
６．日程第１　委員長報告（議案第１号～議案第50号） …… 169
７．各常任委員長の報告 …… 170
（１）建設環境常任委員長報告 …… 171

（２）文教厚生常任委員長報告 …… 172
（３）経済観光常任委員長報告 …… 174
（４）総務常任委員長報告 …… 175
（５）修正の動議（議案第35号） …… 176
８．質　疑 …… 178
９．討　論 …… 178
（１）原　徹議員討論 …… 178
（２）横手啓介議員討論 …… 180
（３）島田節男議員討論 …… 181
（４）堀　茂幸議員討論 …… 183
（５）山口晋正議員討論 …… 183
10. 採　決 …… 184
11. 日程第２　議員提出議案第１号 …… 187
12. 提案理由の説明 …… 187
（１）議員提出議案第１号（太田黒鐵郎議員） …… 187
13. 質　疑 …… 187
14. 討　論 …… 188
15. 採　決 …… 188
16. 日程第３　所管事務調査の委員会付託 …… 188
17. 日程追加　日程第４　意見書案第１号 …… 189
18. 提案理由の説明 …… 189
（１）意見書案第１号（職員朗読） …… 189
19. 質　疑 …… 191
20. 討　論 …… 191
（１）原　徹議員討論 …… 192
21. 採　決 …… 194
22. 閉　会 …… 194

３月３日（月曜日）

平成20年（第１回）山鹿市議会３月定例会会議録

議　事　日　程（第１号）

平成20年３月３日（月曜日）午前10時開会

第１　会議録署名議員の指名

第２　会期の決定

第３　市長のあいさつ

第４　議案第１号　専決処分の承認を求めることについて（平成19年度山鹿市病院事業会計補正予算（第４号））

議案第２号　平成19年度山鹿市一般会計補正予算（第７号）

議案第３号　平成19年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）

議案第４号　平成19年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）

議案第５号　平成19年度山鹿市簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）

議案第６号　平成19年度山鹿市水道事業会計補正予算（第２号）

議案第７号　平成19年度山鹿市病院事業会計補正予算（第５号）

議案第８号　平成19年度山鹿市下水道事業会計補正予算（第２号）

議案第９号　山鹿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議案第10号　市長及び副市長の給与の特例に関する条例

議案第11号　山鹿市職員の修学部分休業に関する条例

議案第12号　山鹿市職員の高齢者部分休業に関する条例

議案第13号　山鹿市職員の自己啓発等休業に関する条例

議案第14号　山鹿市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議案第15号　山鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議案第16号　山鹿市介護保険条例の一部を改正する条例

議案第17号　山鹿市介護給付費準備基金条例の一部を改正する条例

議案第18号　山鹿市乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

議案第19号　山鹿市後期高齢者医療に関する条例

議案第20号　山鹿市特別会計条例の一部を改正する条例

議案第21号　山鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第22号　山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議案第23号　山鹿市農林業経営活性化基金条例等を廃止する条例

議案第24号　鹿北町担い手育成基金貸与条例等を廃止する条例

議案第25号　山鹿市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第１項の規定に基づく準則を定める条例
議案第26号　山鹿市営住宅管理条例の一部を改正する条例
議案第27号　山鹿市特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例
議案第28号　山鹿市営一里木団地管理条例の一部を改正する条例
議案第29号　山鹿市営原団地・幸ヶ丘第２団地管理条例の一部を改正する条例
議案第30号　山鹿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
議案第31号　山鹿市下水道条例の一部を改正する条例
議案第32号　山鹿市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例
議案第33号　山鹿市奨学金貸与条例の一部を改正する条例
議案第34号　山鹿市立学校条例及び山鹿市立小・中学校体育施設の使用に関する条例の一部を改正する条例
議案第35号　平成20年度山鹿市一般会計予算
議案第36号　平成20年度山鹿市国民健康保険事業特別会計予算
議案第37号　平成20年度山鹿市老人保健事業特別会計予算
議案第38号　平成20年度山鹿市後期高齢者医療特別会計予算
議案第39号　平成20年度山鹿市農業集落排水事業特別会計予算
議案第40号　平成20年度山鹿市介護保険事業特別会計予算
議案第41号　平成20年度山鹿市・植木町介護認定審査事業特別会計予算
議案第42号　平成20年度山鹿市簡易水道事業特別会計予算
議案第43号　平成20年度六郷財産区特別会計予算
議案第44号　平成20年度城北財産区特別会計予算
議案第45号　平成20年度稲田財産区特別会計予算
議案第46号　平成20年度稲田六郷財産区特別会計予算
議案第47号　平成20年度山鹿市水道事業会計予算
議案第48号　平成20年度山鹿市病院事業会計予算
議案第49号　平成20年度山鹿市下水道事業会計予算
議案第50号　公平委員会委員の選任について
報告第１号　専決処分の報告について

第５　熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙

○

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○

出席議員（30名）

1番	平井光臣君
2番	北原昭三君
3番	芹川正美君
4番	藤原　豊君
5番	立山秀木君
6番	立山　隆君
7番	原　徹君
8番	平井邦廣君
9番	吉本政幸君
10番	池田誠一君
11番	堀　茂幸君
12番	永田紘二君
13番	森川昭彦君
14番	川野　功君
15番	古荘克郎君
16番	島田節男君
17番	森　芳顕君
18番	家入憲隆君
19番	横手啓介君
20番	高野誠二君
21番	藤原　弘君
22番	森　久雄君
23番	西牟田　長君
24番	太田黒鐵郎君
25番	丸山寛治君
26番	寺崎勇児君
27番	高口功二郎君
28番	山口晋正君
29番	古田信助君
30番	丸山康昭君

○

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正君
副市長	杉焼義文君

教育長	田中　宏君
総務部長	西田秀行君
市民福祉部長	森　和芳君
農林部長	藏原榮一君
商工観光部長	福田憲之君
建設部長	池田永実君
環境部長	池田幸一君
病院事務部長	星子四郎君
教育部長	八木田達博君
総務部次長	三森兄臣君
市民福祉部次長	黒田賢二君
農林部次長	有尾隆俊君
商工観光部次長	北井孝範君
建設部次長	宮本榮次郎君
水道局長	渕上富雄君
会計管理者兼会計課長	松永道郎君
総務課長	幸村英星君
市民課長	加藤光一郎君
国保年金課長	栃原昭一君
農林企画課長	戸次由夫君
農林振興課長	栃原栄一君
商工課長	永田義文君
病院管理課長	田上信博君
監査事務局長兼選管事務局長	川崎美明君

○

事務局職員出席者

事務局長	宮本誠之君
局長補佐兼議事係長	今坂英俊君
議会総務係長	堤　真澄君
書記	中村武志君

○

午前10時00分　開会

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

○議長（高野誠二君）

ただいまから平成20年（第１回）山鹿市議会３月定例会を開会します。

お手元に議案の正誤表が提出されていますので、ご了承願います。

直ちに本日の会議を開きます。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（高野誠二君）

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において原　徹議員、平井邦廣議員を指名します。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

日程第２　会期の決定

○議長（高野誠二君）

日程第２、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から３月17日までの15日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。よって、会期は15日間と決定しました。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

日程第３　市長のあいさつ

○議長（高野誠二君）

日程第３、この際、市長から発言の申し出があっておりますので、これを許可します。中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成20年３月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、公私ともご多忙の中、ご参集を賜り厚くお礼を申し上げます。

本定例会の開会に当たり、新年度の市政運営の基本方針並びに平成20年度予算案の主要施策についてご説明し、議員各位を初め市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

［市政運営の基本方針］

我が国の経済は、「経済財政改革の基本方針2007」に基づき、「自立と共生」を基本に改革への取り組みを加速・深化すること等を通じて、民間需要中心の経済成長が期待されております。しかしながら、金融資本市場の変動や原油価格の高騰等が我が国経済に与える影響については、今後も注視する必要があります。また、生活用品などの物価上昇や食の安全・雇用・年金・医療問題等が毎日のようにテレビ・新聞等で報道され、国民生活に不安を与えているところであります。

人づくりや地域経済の活性化、人口減少、少子高齢化等多くの難題が山積みしております。それらの課題を解決していくことが、山鹿市を大きく開くチャンスになるのではないかと感じております。

平成20年度は、合併からこれまでの課題や経過を検証し、「６万市民の皆様との協働による全国に誇れる山鹿市の創造」を柱として、高い志を抱き、将来都市像「まほろば創生・人輝く温もりの都市やまが」の実現に向け着実な歩みを推進してまいります。

初めに、予算編成の方針につきまして申し上げます。歳出改革を軌道に乗せる上で極めて重要な予算であるとの認識のもと、歳出全般にわたって、これまで行ってきた歳出改革の努力を決して緩めることなく、引き続き改革路線を堅持することとします。直面する諸課題を乗り越え、より成熟した社会をつくっていくため、時代に適合しなくなった制度や組織を改めるなど、自立と共生の社会に向け、将来を見据えた改革を進めていかなければならないと考えております。

このような考え方のもと、現下の地方財政の状況並びに足元の経済情勢等を踏まえ、まずは、将来の不安を解消する仕組みをつくり、その基盤の上に、だれもが成長を実感できるような経済社会を構築する必要があります。

これらの実現に向けて、「次世代の育成、人間力の強化（人材能力戦略、明日を担う・地域を担う人づくり）」二つには、「成長力の強化（地域経済の成長力強化、観光立市の推進）」です。三つには、「持続的で安心できる社会の実現（安全で安心して暮らせる社会の実現、持続する社会保障制度の構築）」であります。四つに、「行財政改革の確実な実施（予算制度改革、アウトソーシングの活用、民間活力の導入）」であります。

以上の基本方針に基づき、予算配分の重点化・効率化に努めてまいります。

また、各施策につきましては成果目標を提示し、厳格な事後評価を行います。平成20年度は、「新たな時代に対する挑戦の時、２年目」であります。諸課題やリスクに正面から向き合い、市民の皆様とともに困難を克服する「自立と共生」の考え方を基本理念とし、市民本位の信頼される行政の実現に向け、全力で邁進してまい

ります。

次に、行政改革につきまして申し上げます。平成18年度に策定しました「行政改革大綱」及び「集中改革プラン」に基づき、社会・経済情勢の変化に迅速かつ的確に対応し、実効性ある推進と成果を上げることを最大の目標とし、限りなき「チェンジチャレンジ精神」、「変わる勇気、変える決意」をもって簡素で効率的・効果的な行政体制の整備を強力に推進してまいります。

重点的な取り組みとして、一つ目は乳幼児保育環境の整備であります。家庭や地域の子育て力の低下により複雑多様化する子どもや、子育ての課題に対応するため、地域の実情や特性を尊重しながら民間活力の導入などを視野に入れ、次代の要請に対応できる総合的な子ども・子育て支援体制の整備充実を図ってまいります。

二つ目は、小・中学校の再編整備であります。将来を担う人材を育成するため、「豊かな心」、「健やかな体」、「確かな学力」をバランス良く培う教育を推進し、教育効果を適切に反映できるよう、地域住民や保護者と十分検討を重ねながら、小・中学校の再編に向けて取り組んでまいります。

三つ目は、市内３施設の養護老人ホームの再編整備であります。高齢社会の到来や高齢者を取り巻く環境の変化に伴い、専門的な管理運営や保健・医療・福祉・介護に関する高度な知識と技術が求められており、より質の高い福祉サービスの提供と入所者の処遇のさらなる向上を図るため、民間活力の導入を推進してまいります。

四つ目は、活力ある組織機構の構築と定員管理の適正化であります。地方分権社会の進展に伴い、地方公共団体に対する期待や住民ニーズが多様化し、限られた経営資源の中で、より一層の住民サービスが求められています。

組織機構につきましては、総合支所業務の本庁への段階的集約により、機能的な組織体制の確立を図ってまいります。

また、定員管理の適正化につきましては、平成17年度に策定いたしました定員適正化計画に基づき、組織のスリム化、アウトソーシングの活用、事務事業等の見直しにより、年次ごとの総職員数を定め、計画的に職員数の抑制を図ってまいります。

このような基本方針のもとに編成いたしました平成20年度の一般会計予算規模は、261億5000万円であります。これに11特別会計と３企業会計を合わせますと、純計で448億5071万2000円であります。

［主要施策の概要］

平成20年度の主要施策の概要につきましては、総合計画の基本構想に掲げています五つの基本目標に沿ってご説明を申し上げます。

一つ、「心豊かにたくましく生きる人づくり」につきましては、将来を担う子どもたちへの施策といたしまして、乳幼児保育環境の充実、児童生徒の確かな学力、

豊かな心、コミュニケーション能力をはぐくむために、基本を大切にする「早ね・あいさつ・朝ごはん運動」、新たに取り組む「未来への１ページ事業」等、読書活動の推進を図ってまいります。

また、潤いのある豊かな人生を送るために新規講座として、「聞いて（とく）する講座」や「薬草講座」など身近な知識を得るものから、「歴史講座」「天文学講座」など、専門的に楽しむ講座まで、幅広く開設し、地域に貢献することを生きがいとする「山鹿人生大学」の構築を目指してまいります。

さらに、本市出身の方や各分野で活躍され、市にゆかりのある方に、「ふるさとやまが大使」になっていただき、本市のシンクタンクとして、また山鹿市を広く宣伝いただくことにより、山鹿市の知名度アップや市政発展を図ってまいります。

国指定史跡の鞠智城跡につきましては、熊本県・関係市町との連携、促進期成会のご協力を得ながら、国営公園の早期実現に向けた取り組みを進めてまいります。また、６月に開催予定の第１回アジア地区の自転車競技で、鞠智城をスタートとする（仮称）「ツール・ド・アジア」の国際大会を成功させ、スポーツの振興を図るとともに、国営公園化指定に向けての一翼を担ってまいります。

さらに、市民の健康づくりを推進するため、８月には、ＮＨＫで全国に放送される夏期巡回ラジオ体操・みんなの体操会を開催します。ハード面におきましては、地域文化の振興、観光客の増加、中心市街地の活性化を図るため、第２次八千代座整備計画に沿って空調設備等の整備を行ってまいります。また、地域と連携した国指定史跡方保田東原遺跡の保存整備事業の推進を図ってまいります。

さらに、鹿北地域における生涯学習の振興、生涯を通じた健康づくりの推進を図るため、公民館機能や支所機能をあわせ持つ（仮称）鹿北市民センターの実施設計に着手します。

二つ、「活力ある産業づくり」につきましては、農林業・農山村が持つ多面的機能の発揮を目指して、国・県などの施策を活用しながら、多彩な担い手の育成・確保、資源循環型農業の推進、農林業生産基盤の整備及び森林環境の保全などに取り組んでまいります。

さらに、農業と商工業・観光業等との連携を深める場を提供し、イメージアップを図る情報発信を強化するとともに、地域の特性を生かした安全・安心・こだわりの農林産品づくりや、地産地消、食育及びグリーン・ツーリズムを推進するなど、山鹿市農林業の潜在力を最大限に引き出す体制を確立してまいります。

商業の核施設であるプラザファイブにつきましては、施設の老朽化や利便性の低下により再整備が必要となっています。コンパクトでにぎわいのある中心市街地の活性化を図っていくため、再生事業を支援してまいります。

企業誘致につきましては、雇用機会の確保だけでなく、税収の面でも地域にもたらす効果は大きく、本市の均衡ある発展と市民生活の向上にも大きく寄与するものであり、企業が求める新たな工業団地の整備について、関係機関との調整や地権者の意向調査を踏まえ、最終候補地を決定して、農村地域工業導入実施計画書を策定し、積極的に企業誘致を推進してまいります。

観光振興につきましては、歴史浪漫息づく田園観光都市の実現に向けた具体的な方策を明示し、総合産業としての観光分野における共通指針とするための観光基本計画を策定します。

三つ、「地域とともに支え合う暮らしづくり」につきましては、急速な高齢化に伴う高齢者の医療費の増大を踏まえ、平成20年度から始まる後期高齢者医療制度により、高齢者医療の明確化や公平な保険料負担の確保に努めます。また、糖尿病等の生活習慣病予防の徹底を図るため、特定健診や特定保健指導を行ってまいります。さらに、認知症の人と、その家族を地域で支えるために、関係機関や市民によるネットワークを形成し、相互に連携しながら有効な支援を行う認知症地域支援体制を構築します。

市立病院につきましては、老朽化した病棟等を増改築し、救急医療を初めとした急性期医療の充実など、診療機能を強化することにより、より良質な医療の提供と確固たる経営基盤を築いてまいります。

学校におきましては、体育の授業や部活動等において突然の心停止（心臓突然死）から児童生徒を守るためＡＥＤ（自動体外式除細動器）を未設置の学校へ導入し、迅速に処置できる体制づくりを整えてまいります。

四つに、「安全で快適な暮らしを支える基盤づくり」につきましては、合併後の一体性の確保と均衡ある発展を目指して、旧市町間を連絡する十三部御宇田線、吹上稲田線の工事と福原長坂線の用地取得に着手します。

また、安全で良質な飲用水の確保を図るため、飲用井戸の計画的、体系的な水質調査や上水道事業、簡易水道事業の整備を推進してまいります。

さらに、生活環境の向上や河川などの水質保全を図るため、浄化槽設置補助や公共下水道事業、農業集落排水事業による生活排水処理施設の整備を推進してまいります。

五つに、「人と自然が共生する環境づくり」につきましては、人と自然が共生できる環境をつくり上げていくため、今春完成する環境基本計画に基づき、環境保全施策を積極的に実施してまいります。

また、その手段として、環境マネジメントシステムにより、市の環境保全施策の進捗管理を図るとともに、同システムの地域への普及を進め、市民や事業者との協

働により、地域全体の環境保全運動に取り組んでまいります。

最後に、新庁舎の事務所位置について申し上げます。先の12月定例会においてご説明申し上げました趣旨を、各地域に出向きまして、地域の代表である地域審議会、嘱託員並びに市民の皆様にご説明申し上げ、大方のご理解はいただけたかと思っております。それに伴い、本年度は市民の皆様の意見を取り入れ、庁舎の必要性や考え方を示す「基本計画」の策定に着手します。

［結びに］

以上、市政運営の基本方針に基づきまして、主要施策の概要についてご説明いたしましたが、真の地方分権時代を迎える中で、私ども「今この時を大切に」の思いで、多くの困難に立ち向かい、大きな第一歩を踏み出すときであります。また、大きく飛躍、前進するときでもあります。全職員一人一人が目の前の課題に、積極果敢にチャレンジし、「ふるさと山鹿市、そして６万市民の幸福・向上・発展」のために働けることの喜びと誇りを持ち、全国に誇れる山鹿市をつくり出していくため、職員一丸となり職務に精励してまいります。

本日から、15日間にわたりご審議いただきます議案は、条例26件、予算23件、人事１件の計50件と、その他報告１件でございます。これらの諸議案につきましては、職員をして説明させていただきます。よろしくご審議の上、ご採決を賜りますようお願い申し上げます。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

日程第４　議案第１号～議案第５０号
報告第１号

○議長（高野誠二君）

日程第４、議案第１号から報告第１号までの全案件を一括議題といたします。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

議案第１号　専決処分の承認を求めることについて（平成19年度山鹿市病院事業会計補正予算（第４号））
議案第２号　平成19年度山鹿市一般会計補正予算（第７号）
議案第３号　平成19年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）
議案第４号　平成19年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）
議案第５号　平成19年度山鹿市簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）
議案第６号　平成19年度山鹿市水道事業会計補正予算（第２号）
議案第７号　平成19年度山鹿市病院事業会計補正予算（第５号）
議案第８号　平成19年度山鹿市下水道事業会計補正予算（第２号）
議案第９号　山鹿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条

例の一部を改正する条例
議案第10号　市長及び副市長の給与の特例に関する条例
議案第11号　山鹿市職員の修学部分休業に関する条例
議案第12号　山鹿市職員の高齢者部分休業に関する条例
議案第13号　山鹿市職員の自己啓発等休業に関する条例
議案第14号　山鹿市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
議案第15号　山鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
議案第16号　山鹿市介護保険条例の一部を改正する条例
議案第17号　山鹿市介護給付費準備基金条例の一部を改正する条例
議案第18号　山鹿市乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
議案第19号　山鹿市後期高齢者医療に関する条例
議案第20号　山鹿市特別会計条例の一部を改正する条例
議案第21号　山鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例
議案第22号　山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
議案第23号　山鹿市農林業経営活性化基金条例等を廃止する条例
議案第24号　鹿北町担い手育成基金貸与条例等を廃止する条例
議案第25号　山鹿市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第１項の規定に基づく準則を定める条例
議案第26号　山鹿市営住宅管理条例の一部を改正する条例
議案第27号　山鹿市特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例
議案第28号　山鹿市営一里木団地管理条例の一部を改正する条例
議案第29号　山鹿市営原団地・幸ヶ丘第２団地管理条例の一部を改正する条例
議案第30号　山鹿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
議案第31号　山鹿市下水道条例の一部を改正する条例
議案第32号　山鹿市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例
議案第33号　山鹿市奨学金貸与条例の一部を改正する条例
議案第34号　山鹿市立学校条例及び山鹿市立小・中学校体育施設の使用に関する条例の一部を改正する条例
議案第35号　平成20年度山鹿市一般会計予算
議案第36号　平成20年度山鹿市国民健康保険事業特別会計予算
議案第37号　平成20年度山鹿市老人保健事業特別会計予算
議案第38号　平成20年度山鹿市後期高齢者医療特別会計予算
議案第39号　平成20年度山鹿市農業集落排水事業特別会計予算
議案第40号　平成20年度山鹿市介護保険事業特別会計予算

議案第41号　平成20年度山鹿市・植木町介護認定審査事業特別会計予算
議案第42号　平成20年度山鹿市簡易水道事業特別会計予算
議案第43号　平成20年度六郷財産区特別会計予算
議案第44号　平成20年度城北財産区特別会計予算
議案第45号　平成20年度稲田財産区特別会計予算
議案第46号　平成20年度稲田六郷財産区特別会計予算
議案第47号　平成20年度山鹿市水道事業会計予算
議案第48号　平成20年度山鹿市病院事業会計予算
議案第49号　平成20年度山鹿市下水道事業会計予算
議案第50号　公平委員会委員の選任について
報告第１号　専決処分の報告について

○議長（高野誠二君）

提案理由の説明を求めます。星子病院事務部長。

［病院事務部長　星子四郎君　登壇］

○病院事務部長（星子四郎君）

おはようございます。議案第１号　専決処分の承認を求めることについてご説明します。

本案は、地方自治法第179条第１項の規定に基づき、平成19年度山鹿市病院事業会計補正予算（第４号）を専決第２号として、平成20年２月１日に専決処分しましたので、同条第３項の規定により、これを報告し承認を求めるものであります。

今回の補正は、当院においてヘルニアの手術をされた際、手術中に誤って膀胱を損傷させるとともに、ヘルニアが再発し、昨年11月14日に熊本赤十字病院において再手術をされ、翌11月15日全快退院されましたので、本年の２月１日に示談が成立し、損害賠償の額が確定したもので、速やかに損害賠償金を支払う必要が生じたため、補正するものです。

以下、議案により説明します。３ページをお開き願います。

第１条は、総則です。

第２条は、収益的収入及び支出です。このうち、支出について補正をお願いするものであります。

（第１款）病院事業費用の既決予定額に22万7000円を追加し、総額を27億8115万4000円とするものです。

７ページをお開き願います。支出の（款）病院事業費用、（項）医業費用、（目）経費の補正予定額22万7000円は、医療事故に係る損害賠償金です。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

西田総務部長。

［総務部長　西田秀行君　登壇］

○総務部長（西田秀行君）

議案第２号　平成19年度山鹿市一般会計補正予算（第７号）について、ご説明申し上げます。１ページをお願いします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正、それから繰越明許費及び地方債の補正です。

第１条　総額に３億1942万円を追加するものです。５ページをお願いします。

第２表　繰越明許費です。商工費のプラザファイブ再生支援事業につきましては、年度内の完成が見込めないため、地方自治法の規定に基づき繰越明許費の設定を行うものです。６ページをお願いします。

第３表　地方債補正です。地方債の変更につきましては、国・県支出金の内示、事業費の確定及び地方債の同意見込みにより、起債の限度額をそれぞれ変更します。

続きまして、補正の内容についてご説明申し上げますが、今申し上げましたとおり、今回の補正予算は、事業費の確定に伴う調整、また国・県支出金の内示に伴う財源組み替え等を主体としておりますので、これらに関する説明は割愛させていただきます。歳出予算の主なものについてご説明申し上げます。20ページをお願いします。

３歳出、（款）総務費、（目）基金費の中で、財政調整基金積立金の補正額１億5647万9000円は預金利子、財産売払等による積み立てを行うものです。

24ページをお願いします。商工費の（目）商工振興費の補正額6100万円は、国交省の暮らしにぎわい再生事業を活用してプラザファイブに対して支援を行うものです。

28ページをお願いします。（款）公債費、（目）元金の補正額7482万5000円は、高利率の地方債に係る繰上償還を行うものです。以上、説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

森市民福祉部長。

［市民福祉部長　森　和芳君　登壇］

○市民福祉部長（森　和芳君）

議案第３号　平成19年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について、ご説明申し上げます。１ページをお願いします。

第１条　歳入歳出予算の総額にそれぞれ475万1000円を追加し、総額を75億5340

万円とするものです。内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出によりご説明申し上げます。９ページをお願いします。

（款）総務費、（目）一般管理費の補正額285万6000円は、制度改正によるシステム改修経費です。

（款）基金積立金、（目）財政調整基金積立金の補正額189万5000円は、基金積立金の利息の増によるもので、基金へ積み立てるものです。

以上、概略ご説明申し上げましたが、総括としまして、歳入歳出補正予算事項別明細書総括表を７ページに掲載していますので、ご参照の上よろしくご審議賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

黒田市民福祉部次長。

［市民福祉部次長　黒田賢二君　登壇］

○市民福祉部次長（黒田賢二君）

議案第４号　平成19年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）について、ご説明申し上げます。１ページをお願いします。

第１条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ8926万7000円を追加し、総額を48億7164万5000円とするものです。内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出によりご説明申し上げます。７ページをお願いします。

３　歳出、（款）総務費、（目）一般管理費の補正額324万9000円は、介護保険制度改正対応準備事業に伴います保険者システム改修に係る経費です。

次に、（款）基金積立金、（目）介護給付費準備基金積立金の補正額8601万8000円は、山鹿市介護保険給付費準備基金に積み立てを行うものです。

以上、ご説明申し上げましたが、総括としまして歳入歳出補正予算事項別明細書総括表を５ページに掲載していますのでご参照の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

渕上水道局長。

［水道局長　渕上富雄君　登壇］

○水道局長（渕上富雄君）

議案第５号　平成19年度山鹿市簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）について、ご説明申し上げます。１ページをお願いします。

第１条は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１800万円を減額し、歳入歳出予算の総額を４億3422万6000円と定めるものです。内容につきましては、後ほど、歳入歳出補正予算事項別明細書よりご説明します。

第２条は、地方債について定めるものです。３ページをお願いします。

第２表　地方債の補正です。簡易水道事業に係る地方債の限度額を１億8500万円と定めるもので、起債の方法、利率及び償還の方法は、補正前と同様です。

次に、事項別明細書の歳出について、ご説明します。８ページをお願いします。

３　歳出、（款）簡易水道事業費、（目）施設建設費ですが、補正前の額３億5591万円から1800万円を減額し、補正後の額を３億3791万円とするものであります。これは鹿北町岩野地区の簡易水道施設整備事業の確定に伴うものです。財源内訳は、記載のとおりです。

以上、概略ご説明申し上げましたが、総括としまして、歳入歳出補正予算事項別明細書を７ページに記載しています。

続きまして、議案第６号　平成19年度山鹿市水道事業会計補正予算（第２号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、会計間異動による他会計からの退職負担金及び退職手当の減額に伴う収益的収入及び支出の総額の補正並びに地方財政法（附則第33条）及び地方交付税法の一部を改正する法律（附則第５条）の規定に基づく、高利率の地方債に係る補償金免除の繰上償還に伴い、資本的収入及び支出の総額を補正するものです。

１ページをお願いします。第１条は総則です。

第２条は、収益的収入及び支出です。

まず、収益的収入ですが、（第１款）水道事業収益の既決予定額から2145万4000円を減額し、総額を４億4710万4000円とするものです。

次に、支出ですが、（第１款）水道事業費の既決予定額から2160万4000円を減額し、総額を４億3633万4000円とするものです。

第３条は、資本的収入及び支出ですが、（第１款）資本的支出の既決予定額に公的資金の補償金免除繰上償還に係る企業債償還金１億2719万6000円を追加し、総額を７億934万円とするものです。

２ページをお願いします。第４条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費で、職員給与費の既決予定額から2407万7000円を減額し、総額を１億3454万6000円とするものです。

なお、補正予算に関する説明として、５ページ以降に補正予算実施計画及び給与費明細書を掲載していますので、ご参照の上、ご審議賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

星子病院事務部長。

［病院事務部長　星子四郎君　登壇］

○病院事務部長（星子四郎君）

議案第７号　平成19年度山鹿市病院事業会計補正予算（第５号）について、ご説明します。

今回の補正は、職員の退職に伴います費用、施設整備事業に係る企業債及び事業費の補正、並びに補償金免除繰上償還に係る補正をお願いするものです。

議案説明に入ります前に、施設整備事業費の補正に至った経緯についてご説明します。市立病院施設整備事業につきましては、昨年９月定例市議会において、４カ年間の継続費として総事業費予算40億9117万5000円を議決いただいているところですが、本年１月31日に執行予定の一般競争入札におきまして、参加７社中６社が辞退され、１社のときは入札を行わないという入札条件により入札が中止となりました。入札中止を受け検討を行いました結果、本年度中の入札は困難と判断し、工事計画の工期を35カ月と見込んでいますので、継続費を４カ年から３カ年へ改める必要が生じたため、各年度の事業費及び財源を補正するものです。

以下、議案によりご説明申し上げます。１ページをお開き願います。

第１条は、総則です。

第２条は、収益的収入及び支出です。このうち、収入予定額及び支出予定額を次のとおり補正するものです。

収入の（第１款）、病院事業収益の既決予定額に820万8000円を加え、総額を28億3145万6000円とするものです。

次に、支出です。支出の（第１款）病院事業費用の既決予定額に、2929万6000円を加え、総額を28億1045万円とするものです。

２ページをお開き願います。第３条は、資本的収入及び支出です。このうち、収入予定額及び支出予定額を次のとおり補正するものです。

収入の（第１款）資本的収入の既決予定額に１億6520万円を加え、総額を２億9623万8000円とするものです。

次に、支出ですが、支出の（第１款）資本的支出の既決予定額に２億389万3000円を加え、総額を５億8393万3000円とします。

３ページをお願いします。第４条は、継続費です。冒頭ご説明させていただきましたが、各事業年度の年割額を改めるものです。

第５条は、企業債です。補償金免除繰上償還に係る病院事業借換債を追加するものです。起債の目的及び限度額等は記載のとおりです。内容につきましては、補正予算実施計画によりご説明します。６ページをお願いします。

収益的収入及び支出について、ご説明します。収入の（款）病院事業収益、（項）医業収益、（目）他会計負担金の補正予定額820万8000円は、病院における

退職者の一般会計での在職期間案分による退職手当負担金です。

支出の（款）病院事業費用、（項）医業費用、（目）他会計負担金の補正予定額2929万6000円は、一般会計における退職者の病院会計での在職期間案分による退職手当負担金です。

７ページをお願いします。資本的収入及び支出について、ご説明します。

収入の（款）資本的収入、（項）企業債、（目）病院事業債の補正予定額、マイナス1900万円は、今年度分の施設整備事業に係る企業債発行額を減額するものです。同じく（目）病院事業借換債の補正予定額１億8420万円は、公的資金補償金免除繰上償還に係る病院事業借換債を新たに発行するものです。

支出の（款）資本的支出、（項）建設改良費、（目）建物費の補正予定額、マイナス1990万8000円は、今年度分の施設整備に係る事業費を減額するものです。（項）企業債償還金、（目）企業債繰上償還金の補正予定額１億8424万4000円は、公的資金補償免除繰上償還に係る元金償還分を新たに増額するものです。

（項）繰延資産、（目）退職給与金の補正額3955万7000円は、３月31日付で退職する退職者に係る退職手当です。

以上、概略説明申し上げましたが、８ページに継続費に関する調書を掲載しています。ご参照の上、ご審議賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

池田環境部長。

［環境部長　池田幸一君　登壇］

○環境部長（池田幸一君）

議案第８号　平成19年度山鹿市下水道事業会計補正予算（第２号）について、ご説明します。

今回の補正は、事業費の確定、地方財政法及び地方交付税法の一部を改正する法律の規定に基づく、高利率の地方債に係る補償金免除の繰上償還に伴い、資本的収入及び支出の総額を補正するものです。１ページをお願いします。

第１条は、総則です。

第２条は、資本的収入及び支出です。まず、資本的収入ですが、（第１款）資本的収入の既決予定額に３億9350万円を追加し、総額を14億5228万4000円とするものです。

次に、支出ですが、（第１款）資本的支出の既決予定額に４億1221万2000円を追加し、総額を19億730万3000円とするものです。

２ページをお願いします。第３条は、企業債の補正です。公共下水道事業の限度額を４億8600万円に変更し、公共下水道事業借換債、特定環境保全公共下水道事業

借換債の限度額を５億1050万円とするものです。主な内容につきまして、補正予算実施計画書によりご説明します。５ページをお願いします。

資本的収入及び支出の支出についてご説明します。（款）資本的支出、（目）施設建設費の補正予定額9900万円の減額は、事業費の確定に伴うものです。（目）企業債償還金の補正予定額５億1121万2000円は、公的資金補償金免除借換債分です。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

西田総務部長。

［総務部長　西田秀行君　登壇］

○総務部長（西田秀行君）

議案第９号　山鹿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は結婚相談委員の廃止及び読書活動推進員の設置に伴い、条例を改正する必要があり提案するものです。別表第２は、地方自治法第203条第２項の規定に基づき、条例で定める日額報酬以外の報酬額の表です。この表から制度の見直しによりまして、結婚相談委員の項を削りまして、職名として読書活動推進員、報酬金額として月額14万円を加えるものです。

附則としまして、この条例は平成20年４月１日から施行します。

続きまして、議案第10号　市長及び副市長の給与の特例に関する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、昨年の下水道管布設工事を随意契約により締結したことにつきまして、市長の平成20年４月分の給料を100分の20、副市長の平成20年４月から６月までの分の給料を100分の20、それぞれ減額する条例です。

附則としまして、平成20年４月１日から施行します。

続きまして、議案第11号から議案第15号までの案件につきまして、関連することが多うございますので、ご説明申し上げます。

地方公務員法の改正に伴いまして、職員の勤務条件及び休業制度につきまして、改正がなされましたので、今回、これらの改正に伴います関係条例を議案第11号から第15号までご提案しています。その概要としまして、この制度改正は、地方分権の進展、規制緩和等、官民の役割分担の変化、民間における雇用形態の多様化等の社会情勢の変化に対応した公務員制度のあり方を検討された結果、公務員の多様な任用、勤務形態について取りまとめが行われ、法改正が行われました。

１点目に、職員の自主的な研鑽のための部分休業制度、２点目に、段階的な現役離職のための部分休業制度、３点目に、職員の能力開発の促進のための自己啓発等

休業制度、４点目に、育児と介護を行う職員の職業生活と家庭生活の両立のための勤務制度及びこれらに伴う勤務時間制度につきまして、改正をすると、改めて設ける、あるいは改正をするということで、ご提案申し上げます。

まず、議案第11号　山鹿市職員の修学部分休業に関する条例について、ご説明申し上げます。この条例につきましては、職員が自発的に公務に関する能力の向上を目的として修学する修学部分休業制度について必要な事項を定めるために、条例を制定するものです。

この条例は、平成20年４月１日から施行します。

次に、議案第12号　山鹿市職員の高齢者部分休業に関する条例について、ご説明します。定年退職前の部分休業制度について必要な事項を定めるものですが、この条例に関しましても、平成20年４月１日から施行します。

続きまして、議案第13号　山鹿市職員の自己啓発等休業に関する条例。

この条例は、先ほど説明しましたとおりでして、この条例も平成20年４月１日から施行します。

続きまして、議案第14号　山鹿市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明します。地方公務員の育児休業に関する法律改正に基づきまして、一部を改正するものです。職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするための環境整備ということで、今回一部改正するものです。

この条例につきましても、平成20年４月１日から施行します。

続きまして、議案第15号　山鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明します。育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立支援のための環境整備、先ほどの条例と似たような条例でありますが、小学校就学前までの子ども、学童保育を行っている子どもを育児する職員、または介護する職員につきまして、早出・遅出勤務制度、あるいは短時間勤務制度の勤務時間の割り振り等について、平成20年４月１日から施行するものです。

よろしくご審議賜りますよう、お願いします。

○議長（高野誠二君）

黒田市民福祉部次長。

［市民福祉部長　黒田賢二君　登壇］

○市民福祉部次長（黒田賢二君）

議案第16号　山鹿市介護保険条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、平成18年度と平成19年度において、介護保険料の激変緩和措置を行っていましたが、昨年12月に「介護保険法施行令及び介護保険法の国庫負担金の

算定等に関する政令の一部を改正する政令の改正」が公布され、市町村の判断で、平成20年度においても、この措置を講じることができることとなりました。山鹿市におきましても、平成20年度まで、平成19年度の対象者に限り激変緩和措置を行うこととしましたので、今回改正し、あわせて条文の整備を行うものです。

第４条第３項は条文の整備です。

次に、別表中、平成20年度の欄をすべて改めるものです。

附則としまして、この条例は平成20年４月１日から施行するものです。

続きまして、議案第17号　山鹿市介護給付費準備基金条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、各会計年度において、決算上の剰余金の基金への編入について定め、あわせて条文の整備を行うものです。第１条、第２条について条文の整備を行い、第２条に第２項として「前項の規定にかかわらず、毎会計年度において決算上剰余金を生じたときは、その全部又は一部を翌年度に繰り越さないで、この基金に編入することができる。」を加えるものです。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものです。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げまして説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

ここでしばらく休憩します。

午前10時54分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午前11時10分　開議

○議長（高野誠二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。説明を求めます。森市民福祉部長。

［市民福祉部長　森　和芳君　登壇］

○市民福祉部長（森　和芳君）

議案第18号　山鹿市乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、学校教育法の改正に伴い、条例を改正する必要があり提案するものです。

第２条第１号は、助成対象者とする乳幼児を定義していますが、引用する学校教育法第23条が第18条となったために改正するものであり、同条第４号から第６条の改正につきましては、条文の整備を行うものです。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものです。

次に、議案第19号　山鹿市後期高齢者医療に関する条例についてご説明申し上げ

ます。

今回の制定は、後期高齢者医療制度の実施に伴い、本市が行う保険料徴収等の事務について条例を制定する必要があり提案するものです。

まず、第１条で、条例の趣旨を定めています。

第２条では、市が処理する事務で、保険料の徴収並びに高齢者医療の確保に関する法律施行令及び施行規則に規定する事務のほか、第１号から第８号までの事務を定めています。

第３条から第６条までは、保険料の徴収、普通徴収に係る保険料の納期等保険料の督促、延滞金について定めたものです。

３ページをお願いします。第７条から第９条までは、保険料の過誤納金の還付、還付加算金、還付又は充当の取扱いを定めたものです。

第10条は、条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定めるものです。

第11条から第13条までは、被保険者が法令に従わない場合の過料を定めたものです。

附則としまして、第１条は、この条例は平成20年４月１日から施行します。第２条は、平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例ですが、社会保険等の被扶養者の方は、平成20年10月からの課税になりますので、定めるものです。第３条は、延滞金の割合の特例を定めるものです。

続きまして、議案第20号　山鹿市特別会計条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、後期高齢者医療制度の施行に伴い、高齢者の医療の確保に関する法律第49条の規定に基づき、特別会計を設けるため、条例を改正する必要があり提案するものです。

山鹿市特別会計条例第１条に、「山鹿市後期高齢者医療特別会計　後期高齢者医療事業」を加えるものです。

なお、附則としまして、この条例は平成20年４月１日から施行するものです。

次に、議案第21号　山鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正は、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、条例の一部を改正する必要があり提案するものです。

第４条第１号及び第２号は、被保険者の一部負担金の改正でございまして、現在ゼロ歳から３歳までが２割負担となっていますが、今回の改正で６歳までに拡大するものです。第３号も、被保険者の一部負担金の改正でして、現在、70歳以上は１割負担となっていますが、今回の改正で２割負担になるものです。第４号は、条

文の整備です。

第５条　出産育児一時金及び第６条　葬祭費につきましては、後期高齢者医療制度が創設されることによる条文の整備です。

第７条　保健事業につきましては、平成20年４月から特定健診、特定保健指導を実施しますので、これに伴う条文の整備です。

なお、附則としまして、この条例は、平成20年４月１日から施行するものです。

次に、議案第22号　山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、国民健康保険税課税額の算定において、後期高齢者の支援金等分が追加されたことによる当該課税額の限度額及び負担割合等の見直しに伴い、条例を改正する必要がありまして提案するものです。

第２条につきましては、新しく後期高齢者支援金等課税額を追加し、国民健康保険税課税額の限度額を56万円から47万円に改め、後期高齢者支援金等課税額の限度額を12万円とするものです

第３条から第６条は、国民健康保険税課税額の改正でございまして、所得割額の税率を100分の9.3を100分の7.5に、資産割の税率を100分の40を100分の20に、均等割額を２万3000円を１万4000円に、平等割額を３万4000円を３万4300円にそれぞれ改めるものです。

第22条は、それぞれの課税額に対しまして、均等割額及び平等割額の７割、５割、２割軽減額を改正するものです。２ページの第22条から第７条までは、条文の繰り下げの改正となっています。第６条の次に、次の２条を加えるものです。

それから、第７条から第８条は、後期高齢者支援金等課税額を定めたもので、所得割額を100分の2.2に、均等割額を１人について9000円にするものです。

附則第８項につきましては、条文の整備です。附則第９項から第14項までは、平成18年度及び平成19年度国民健康保険税の減額の特例等を定めた条文ですが、期限が終了しますので削除するものです。附則第15項から３ページの附則第24項までは、削除に伴います条文の整備です。

附則としまして、第１項　施行期日は平成20年４月１日から施行し、第２項　経過措置として、この条例は平成20年度分以降の国保税について適用し、平成19年度分までの国保税は従前の例によります。第３項　山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正は、附則第３項中第18条を第20条に改めるものです。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

藏原農林部長。

［農林部長　藏原榮一君　登壇］

○農林部長（藏原榮一君）

議案第23号　山鹿市農林業経営活性化基金条例等を廃止する条例についてご説明します。

山鹿市農林業経営活性化基金条例、山鹿市農林業経営活性化基金貸与条例、山鹿市肉用牛導入資金貸与基金条例、山鹿市特定農山村地域市町村活動支援基金条例の４条例につきましては、旧町域に効力を発するものとして暫定的に施行していましたが、均衡を図るため廃止するものです。

附則として、この条例は平成20年３月31日から施行するものです。

経過措置として、廃止前の条例の規定により貸与を受けている貸与基金等については、従前の例によるものです。

続きまして、議案第24号　鹿北町担い手育成基金貸与条例等を廃止する条例についてご説明します。

鹿北町担い手育成基金貸与条例、菊鹿町担い手育成基金貸与条例、鹿央町担い手育成基金貸与条例の３条例につきましては、合併時新市の制度として統一できず、旧町域に効力を有するものとして暫定的に施行していましたが、均衡を図るため廃止するものです。

附則として、この条例は平成20年３月31日から施行するものです。

経過措置として、廃止前の条例の規定により貸与を受けている貸与基金につきましては、従前の例によるものです。

なお、両議案に係る措置としまして、平成20年度からは、新たに利子補給制度を設けまして、市全域の農林業の担い手の育成・支援に当たってまいりたいと考えています。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いしまして説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

福田商工観光部長。

［商工観光部長　福田憲之君　登壇］

○商工観光部長（福田憲之君）

議案第25号　山鹿市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第１項の規定に基づく準則を定める条例につきまして、ご説明申し上げます。

まず初めに、本条例の制定の目的ですが、現在の工場立地法では、工場とその周辺環境との調和を目的に一定規模以上の工場が立地する場合、生産施設の面積を敷地面積の一定割合以下に制限するとともに、敷地内に一定割合以上の緑地等を設け

ることが義務づけられているところです。今回、国は地域の特性、地の利を生かし、地域経済の活性化を目指した企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律、通称企業立地促進法を平成19年４月27日に制定し、平成19年６月11日に施行されたところです。

熊本県では、この企業立地促進法第７条に基づきまして、熊本県と市町村と共同で熊本県地域産業活性化協議会を平成19年９月に設立し、地域経済の活性化を図るため集積を目指す業種、産業集積の目的等を定めた基本計画を策定し、12月に国の同意を得られたところです。

その業種は、半導体及び移送機械関連業種、自動車関連です。そのことによりまして、今回の企業立地促進法の施行に伴い、同法第10条の規定に基づく工場立地法の特例措置としまして、敷地に占める緑地面積及び環境面積を国が示す基準の範囲内において、市町村が面積率を緩和する条例を制定することができることになり、本市への企業の立地や増設する場合の優遇条件になるため、本条例を制定するものです。

第１条では趣旨を、第２条では定義を、第３条では区域並びに緑地及び環境施設の敷地面積に対します割合をうたっています。

第３条の内容としまして、従来の工場立地法では緑地の面積の敷地面積に対する割合は100分の20以上、環境施設の面積の敷地面積に対する割合は100分の25以上と規定がされています。今回、この表を見ていただきますとわかりますように、三つの区域に分かれて条例を定めています。甲種区域は、住宅等が隣接している地域でして、緑地面積割合が15％以上、環境施設面積の割合が20％以上。乙種区域は、住宅等が点在している地域でして、緑地面積割合が10％以上、環境施設面積の割合が15％以上。丙種区域は、ほとんど住宅等がない地域で、緑地面積割合が５％以上、環境施設面積の割合が７％以上と定めるものです。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行するものです。

なお、附則の２項、３項、４項につきましては、工場立地法施行以前に設置された工場等が、生産施設の変更等の際、緑地や環境施設に係ります面積率の緩和措置について定めたものです。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

池田建設部長。

［建設部長　池田永実君　登壇］

○建設部長（池田永実君）

議案第26号　山鹿市営住宅管理条例の一部を改正する条例について、ご説明しま

す。

今回の改正は、昨年の４月に都営住宅で発生した暴力団員による立てこもり発砲事件を受け、国土交通省から公営住宅への暴力団員の新規入居を認めないことなどを柱とした、公営住宅における暴力団員排除の基本方針が通知されたことに伴う条文の追加並びに善良な納税者との公平性を図るため、市税等の滞納者に対する入居制限規定の追加に合わせ、関係条文の整備等を行うものです。

なお、本案から議案第29号までは、住宅の種別ごとの管理条例となっていますので、４条例とも同様の改正を行うものです。

以下、議案に基づき主な改正部分について、ご説明します。

第６条の改正は、市営住宅に入居できる者として、現行の入居者の資格要件に入居者及び同居親族が市税等を滞納していないこと。及び入居者及び同居親族が暴力団員でないことの２号を追加するものです。

第13条の改正は、同居できる者として、現行の同居の承認の資格要件に、暴力団員を排除するための規定を追加するものです。

第14条の改正は、入居者が死亡または退去したときに、同居親族が入居を承継できる要件として、現行の要件に暴力団員を排除するための規定を追加するものです。

第40条第１項の改正は、住宅の明け渡しの請求ができる場合として、現行の基準に暴力団員を排除するための規定を追加するものです。

続きまして、議案第27号　山鹿市特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について、ご説明します。

第６条の改正は、特定公共賃貸住宅に入居できる者として、現行の入居者の資格要件に市営住宅管理条例と同様、市税等の滞納者に対する入居制限の規定及び暴力団員を排除するための規定の２号を追加するものです。

第10条の改正は、空き家が生じた場合に備えて、補充入居者の申込み及び決定の方法について、新たに追加するものです。

第24条、第25条、第27条第１項の改正は、現行の資格要件に新たに暴力団員を排除するための規定を追加するものです。

続きまして、議案第28号　山鹿市営一里木団地管理条例の一部を改正する条例について、ご説明します。

第５条の改正は、当該団地に入居できる者として、現行入居者の資格要件としている税の滞納者に対する入居制限の規定において、対象とする滞納税目の見直しを行い、市営住宅管理条例等との整合を図るとともに、新たな資格要件として、暴力団員を排除するための規定を追加するものです。

第10条、第11条、第27条の改正は、現行の資格要件に新たに暴力団員を排除する

ための規定を追加するものです。

続きまして、議案第29号　山鹿市営原団地・幸ヶ丘第２団地管理条例の一部を改正する条例について、ご説明します。

第４条の改正は、当該団地に入居できる者として、現行入居者の資格要件としている税の滞納者に対する入居制限の規定において、対象とする滞納税目の見直しを行い、一里木団地管理条例との整合を図るとともに、新たな資格要件として暴力団員を排除するための規定を追加するものです。

第８条、第９条、第27条の改正は、現行の資格要件に新たに暴力団員を排除するための規定を追加するものです。

なお、附則としまして、この４条例は、平成20年４月１日から施行するものです。

以上が、住宅関係４条例の主な改正内容ですが、このほか、条例改正に伴う条文の整備、字句の訂正もあわせて行っております。よろしくご審議賜りますようお願いしまして、説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

池田環境部長。

［環境部長　池田幸一君　登壇］

○環境部長（池田幸一君）

議案第30号　山鹿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「浄化槽法」に基づき、市が行う廃棄物の処理及び清掃に関し、必要な事項を定めるものです。改正前の条例は、合併時に各市町の条例を調整したものでしたが、本改正案は、環境基本計画の策定を機に循環型社会形成の観点から条文を見直し、廃棄物の適正処理に関して明確化するものとして、条例の全部改正を行うものです。改正後の本条例は、大きく二つの内容から構成されます。

まず、第１条及び第２条において、条例の趣旨と用語の定義を行い、第３条から第12条において、循環型社会形成のためのごみの減量化及び適正処理について規定しております。具体的な内容として、第４条から第６条にかけて、市・市民・事業者それぞれの責務を明確化しています。また、第７条に、市が行う一般廃棄物の処理、第11条に収集所の管理等について規定しています。

次に、第13条から第20条において、一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業並びに浄化槽清掃業の許可事務の取り扱いについて、より明確化するための条文の整備を行っています。

なお、附則としまして、この条例は平成20年４月１日から施行するものです。

続きまして、議案第31号　山鹿市下水道条例の一部を改正する条例について、ご説明します。

本案は、排水設備工事店の指定及び責任技術者の登録を受けるための資格試験制度の見直しに伴い、試験問題の作成機関を「日本下水道協会」とすることから、当該試験の名称及び登録有効期間を改正するとともに、条文の整備を行うものです。

附則としまして、この条例は、平成20年４月１日から施行するものです。

続きまして、議案第32号　山鹿市農業集落排水処理施設の条例の一部を改正する条例について、ご説明します。

本案は、農業集落排水処理施設の新設に伴い、条例を改正するものです。平成20年３月末、供用開始予定の椿井地区浄化施設を、農業集落排水処理施設を掲げております別表第１に加えるものです。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行するものです。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

八木田教育部長。

［教育部長　八木田達博君　登壇］

○教育部長（八木田達博君）

議案第33号　山鹿市奨学金貸与条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

本案は、平成18年12月に教育基本法が改正され、それを受けて、教育三法の一つ、学校教育法の一部改正が、平成19年６月に公布されております。改正の学校教育法の中で、幼稚園に関する条文が先にきたことにより、全体的に条文の繰り下げがなされており、それを受けて奨学資金貸与条例の中で引用している法律の条番号を改め、あわせて条文の整備を行うものです。

第２条中第182の２は、専修学校の目的の条文で、改正により第124条に改めるものです。同条第４号中、奨学資金を奨学金等に改めることにつきましては、条文の整備で、「等」としましたのは、他の類する学資の貸与制度を想定したものです。

第６条の見出しと第11条第２項中の改正は、条文を整備するものです。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行するものです。

続きまして、議案第34号　山鹿市立学校条例及び山鹿市立小・中学校体育施設の使用に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案につきましても、学校教育法の一部を改正する法律の公布に伴い、本条例に引用している条文の番号を改正するものです。なお、改正の動機を共通とする二つの条例を一つにまとめて改正するものです。

第１条は、山鹿市立学校条例の一部改正です。第１条中、第29条の小学校の設置義務を第38条に、第40条の中学校への準用規定を第49条に改めるものです。

第２条は、山鹿市立小・中学校体育施設の使用に関する条例の一部を改正する条例です。第１条中、第85条の社会体育施設の付設、目的外使用、社会教育その他公共のための利用を第137条に改めるものです。

この改正は、公布の日から施行するものです。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げて、ご説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

西田総務部長。

［総務部長　西田秀行君　登壇］

○総務部長（西田秀行君）

議案第35号　平成20年度山鹿市一般会計予算について、ご説明申し上げます。

平成20年度の見通しとしましては、緩やかな景気回復が続くと期待されていますが、地方財政計画を見ますと、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入の伸びが鈍化する中で、社会保障関係費の自然増や、公債費が高い水準で推移している、などによりまして、依然として大幅な財源不足が生じるものと見込まれています。

これらを踏まえまして、20年度の予算編成に当たりましては、歳出改革を軌道に乗せ、直面する諸課題を乗り越え、将来を見据えた改革を進めるものです。将来にわたって希望と安心感を抱き、成長を実感できるような社会を構築する上で、今最も求められ、かつ取り組まねばならない施策を主体に編成しました。特に重要な施策に対しましての事業の選択と集中を進め、かつ将来世代に責任を持った財政運営に努めることを基本として編成に当たっています。

まず、19ページをお願いします。歳入歳出予算事項別明細書の総括となっています。今までは、予算の各項目をページごとに追ってご説明をしていましたけれども、お手元に、予算のあらまし、それから予算に関する説明書を別冊として配付してあると思いますので、政策・施策の細かな財源内訳、事業の内容については、それらをご参照いただきたいと思います。

では、19ページ、主な歳入歳出についてご説明をします。

まず、歳入の市税です。前年比１億4000万円程度、2.9％の伸びを計上しています。これは、市民税、固定資産税の増を見込んでいます。一般財源の中で、特に重要な地方交付税ですが、109億円を計上しています。前年比1.9％増です。昨年、議会ごとに交付税が減額されますという説明を申し上げてきましたけれども、平成20年、国におかれましては、交付税の出所であります交付税特別会計の借金が33兆円ほどございますが、その元金１兆円を先送りするということに決められました。

また、地方再生対策としまして、新たに4000億円の枠が創設されました。この4000億円につきましては、都道府県に1500億円、市町村に2500億円の配分ということで決着をしております。そのような中で、地方財政計画としましては、この交付税は1.3％の伸びです。しかしながら本市におきましては、２億円増の1.9％を計上しました。

一番最後の欄ですが、市債24億8420万円を計上しています。２億8390万円の増加ですが、この主なものは、合併支援道路整備、八千代座第２次整備事業、鹿北グラウンド整備事業、これらの事業に充てるための地方債です。

次に、右側になりますが、歳出です。総務費が１億6500万円程度増加していますが、主な内容としましては、一般職の退職手当、それから財政調整基金積立の増加です。

中ほどの農林水産業費におきましては、２億3418万9000円の減額となっていますが、これは昨年と比べ農業構造改善事業が大きく減額しています。

次に、土木費ですが、前年比３億2226万2000円増加しています。臨時地方道整備事業、それから合併支援道路整備事業、これらが大きく増加した要因です。

最後の方に、諸支出金として８億円予算を計上しています。これは前年比としますと、皆増ですが、下水道事業の経営健全化資金としまして貸し付けをするものです。下水道事業会計のキャッシュフローを支援するということで、予算を計上しました。

これらを総合して編成しました結果、261億5000万円、前年比4.2％増です。

それでは、１ページに戻っていただきたいと思います。

第１条は歳入歳出予算の総額を261億5000万円と定めるものです。

第２条及び第３条は、債務負担行為並びに地方債について定めるものです。

第４条は、一時借入金の最高額を20億円と定めます。

第５条は、歳出予算の流用について定めるものです。

12ページをお願いします。第２表　債務負担行為です。農林業担い手育成資金利子補給のほか二つの事項について、債務の期間、限度額を定めています。

13ページをお願いします。第３表　地方債です。地方債制度に基づく臨時財政対策債ほか８事業に係るものを掲載しています。限度額の総額は24億8420万円です。

以上、当初予算について、その概要をご説明申し上げました。事業の詳細、財源等につきましては、先ほど申し上げましたように別冊としまして予算に関する説明書をご参照いただきたいと思います。よろしくご審議賜りますようお願いします。

○議長（高野誠二君）

森市民福祉部長。

［市民福祉部長　森　和芳君　登壇］

○市民福祉部長（森　和芳君）

議案第36号　平成20年度山鹿市国民健康保険事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。１ページをお願いします。

第１条は、歳入歳出予算の総額を71億6233万7000円と定めるものです。

第２条は、地方自治法第235条の３第２項の規定に基づき、一時借入金の最高額を６億円と定めるものです。

第３条は、地方自治法第220条第２項ただし書の規定に基づき、歳出予算の流用について定めるものです。

次に、歳入予算の主なものにつきまして、歳入歳出予算事項別明細書の歳入により説明します。12ページをお願いします。

２　歳入、（款）国民健康保険税につきましては、一般被保険者分及び退職被保険者等分を合わせまして、15億6979万5000円を計上しています。

13ページをお願いします。（款）国庫支出金、（項）国庫負担金は、説明欄のとおりでして、14億838万5000円を計上しています。

14ページをお願いします。（款）国庫支出金、（目）財政調整交付金は市町村国保の財政力の不均衡を調整する普通調整交付金と特殊事情等が発生した場合に交付されます特別調整交付金で、６億2489万2000円を計上しています。

（款）療養給付費等交付金、（目）療養給付費等交付金は、退職被保険者等の医療費に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金で、２億5803万5000円を計上しています。

（款）前期高齢者交付金、（目）前期高齢者交付金は、65歳から74歳までの医療費で、各保険者の負担の不均衡を調整するために交付される交付金で、12億9001万8000円を計上しています。

15ページの（款）県支出金、（目）財政調整交付金は２億9037万7000円を計上しています。

16ページをお願いします。（款）共同事業交付金、（項）共同事業交付金は、８億8744万6000円を計上しています。

それから、17ページの（款）繰入金、（目）一般会計繰入金は、総務省の繰入基準に基づく一般会計からの繰入金で、４億1121万5000円を計上しています。繰入金の内訳は、右側説明欄のとおりです。

それから、（款）繰入金、（目）財政調整基金繰入金は、基金条例第５条の規定に基づく基金繰り入れで、３億円を計上しています。

続きまして、歳出予算の主なものについて申し上げます。19ページをお願いしま

す。３　歳出、（款）総務費、（目）一般管理費から20ページの（目）運営協議会費につきましては、職員11名分に係る人件費等及び賦課徴収費、運営協議会費等の通常業務に係る経費を計上しています。

21ページの（款）保険給付費、（項）療養諸費は、一般被保険者及び退職被保険者等の入院・外来等に係る療養給付費並びに治療用の補装具等の療養費及び審査支払手数料ということで、41億5909万1000円を計上しています。

22ページをお願いします。（款）保険給付費、（項）高額療養費は、被保険者が医療機関に支払った費用、一部負担金が、自己負担限度額を超えた場合、その超過分を払い戻すもので、４億1527万8000円を計上しています。

23ページの（款）保険給付費、（目）出産育児一時金は、被保険者が出産したとき、１人当たり35万円を支給するもので、3675万円を計上しています。（款）保険給付費、（目）葬祭費は、被保険者が死亡したとき２万円を支給するもので、240万円を計上しています。

24ページをお願いします。（款）後期高齢者支援金等、（項）後期高齢者支援金等は、後期高齢者医療制度に伴います支援金で、７億8590万7000円を計上しています。

次に、（款）老人保健拠出金、（項）老人保健拠出金は、老人保健法の規定に基づき、保険者が医療費及び事務費に対しまして納付義務を負う拠出金で、１億1151万円を計上しています。

それから、25ページの（款）介護納付金、（目）介護納付金は、介護保険における第２号被保険者の介護保険料を、介護給付費納付金として支払基金へ納付するもので、３億5294万7000円を計上しています。

（款）共同事業拠出金、（項）共同事業拠出金は、高額な医療費に対する保険者の財政運営の安定を図るため、国保連合会に拠出するもので、９億9498万円を計上しています。

26ページをお願いします。（款）保健事業費、（目）特定健康診査等事業費は、特定健診、特定保健指導の実施に伴う費用で、4699万3000円を計上しています。

27ページの（款）保健事業費、（目）保健衛生普及費は、人間ドック、はり・きゅう等の助成並びに保健事業推進に係る経費で、5121万9000円を計上しています。

29ページをお願いします。（款）諸支出金、（目）直営診療施設勘定繰出金は、市立病院で実施する健康管理事業に係る繰出金で、525万4000円を計上しています。

以上、歳入歳出予算について、概略ご説明申し上げましたが、総括としまして、10ページから11ページに、歳入歳出予算事項別明細書総括表を、また30ページから37ページにかけまして給与費明細書を掲載していますので、ご参照の上、よろしく

ご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

続きまして、議案第37号　平成20年度山鹿市老人保健事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。１ページをお願いします。

第１条は、歳入歳出予算の総額を６億4565万4000円と定めるものです。

次に、歳入予算の主なものにつきまして、歳入歳出予算事項別明細書の歳入により説明申し上げます。８ページをお願いします。

２　歳入、（款）支払基金交付金、（項）支払基金交付金は、各保険者の拠出金により医療諸費及び審査支払手数料に対する社会保険診療報酬支払基金からの交付金で、３億3399万3000円を計上しています。

次に、（款）国庫支出金、（目）医療費国庫負担金は、支払基金交付金と同様に、医療諸費に係る国庫負担金で、２億652万5000円を計上しています。

９ページの（款）県支出金、（目）医療費県負担金は、医療諸費に係る県負担金で、5163万円を計上しています。

（款）繰入金、（目）一般会計繰入金は、医療諸費及び事務費に係る一般会計からの繰入金で、5320万6000円を計上しています。

続きまして、歳出予算の主なものについて、申し上げます。11ページをお願いします。

３　歳出、（款）総務費、（目）一般管理費は、一般管理事務費に係る経費で、154万5000円を計上しています。

12ページをお願いします。（款）医療諸費、（項）医療諸費は、入院・外来・歯科等に係る現物給付費で、６億4410万9000円を計上しています。

以上、歳入歳出予算について、概略ご説明申し上げましたが、総括としまして、７ページに歳入歳出予算事項別明細書総括表を掲載していますので、ご参照の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第38号　平成20年度山鹿市後期高齢者医療特別会計予算について、ご説明申し上げます。１ページをお願いします。

第１条は、歳入歳出予算の総額を８億8496万9000円と定めるものです。

次に、歳入予算の主なものにつきまして、歳入歳出予算事項別明細書の歳入により説明申し上げます。８ページをお願いします。

２　歳入、（款）後期高齢者医療保険料、（項）後期高齢者医療保険料につきましては、特別徴収、普通徴収保険料合わせまして、６億6849万1000円を計上しています。

９ページの（款）繰入金、（目）保険基盤安定繰入金は、低所得者に対する保険料軽減相当額を公費で補てんする制度で、２億408万3000円を計上しています。

10ページをお願いします。（款）諸収入、（項）受託事業収入は、広域連合から委託を受けて本市で実施します後期高齢者の健診の受託事業収入として729万円を計上しています。

続きまして、歳出予算の主なものについて申し上げます。11ページをお願いします。（款）総務費につきましては、事務費を計上しています。

12ページですが、（款）後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料及び基盤安定分担金を広域連合へ納付するもので、８億7257万4000円を計上しています。

（款）保健事業費、（目）健康審査費は、後期高齢者の健康審査に係る費用で720万円を計上しています。

以上、歳入歳出予算について、概略ご説明申し上げましたが、総括としまして７ページに歳入歳出予算事項別明細書総括表を掲載していますので、ご参照の上よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

ここで、昼食のため休憩します。午後１時30分から再開します。

午後０時00分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午後１時30分　開議

○議長（高野誠二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。池田環境部長。

［環境部長　池田幸一君　登壇］

○環境部長（池田幸一君）

議案第39号　平成20年度山鹿市農業集落排水事業特別会計予算について、ご説明します。１ページをお願いします。

第１条は、歳入歳出予算の総額を15億365万9000円と定めるものです。内容につきましては、後ほど事項別明細書によりご説明します。

第２条及び第３条は、債務負担行為並びに地方債について定めるものです。

第４条は、一時借入金の最高額を６億6000万円と定めるものです。

第５条は、歳出予算の流用について定めるものです。

４ページをお願いします。第２表　債務負担行為です。水洗便所等改造資金利子補給について、期間、債務の限度額を記載のとおり定めるものです。

第３表　地方債です。農業集落排水事業について、限度額を３億1650万円と定めるもので、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

次に、歳入予算の主なものについてご説明します。10ページをお願いします。

（款）分担金及び負担金、（目）農業集落排水事業費分担金3992万9000円は、農

業集落排水事業の実施に伴います受益者分担金です。

（款）使用料及び手数料、（目）農業集落排水施設使用料１億3006万6000円は、下水道料金収入です。

11ページをお願いします。（款）国庫支出金、（目）農業集落排水事業費国庫補助金２億5704万5000円は、三玉・八幡処理区、菊鹿東部１期及び２期処理区の事業に係るものです。

（款）県支出金、（目）農業集落排水事業費県補助金2567万5000円は、前年度の補助対象事業費に対して6.5％の県補助金が交付されるものです。なお、この補助金につきましては、農業集落排水事業基金条例に基づき、地方債の元利償還に対して交付されるものです。

12ページをお願いします。（款）繰入金、（目）一般会計繰入金６億6200万円です。（款）繰入金、（目）農業集落排水事業基金繰入金7200万円です。

13ページをお願いします。（款）市債、（目）農業集落排水事業債３億1650万円は、三玉・八幡ほか他２処理区の管路工事に係るものです。

次に、歳出予算の主なものについてご説明いたします。14ページをお願いします。

（款）農業集落排水事業費、（目）処理場管理費１億2957万8000円は、三玉東部浄水センターほか18カ所の維持管理に係る経費です。（目）管路管理費3115万2000円は、管路及び中継ポンプ198カ所の維持管理に係るものです。15ページをお願いします。（目）施設建設費６億3020万4000円は、三玉・八幡ほか２処理区の管路工事に係る建設事業費等です。

16ページをお願いします。（款）公債費、（目）元金４億7634万円は、長期債の元金の償還金です。（目）利子１億7095万6000円は長期債の利子及び一時借入金の利子です。

以上、予算の概要についてご説明しましたが、予算の説明書としまして17ページから26ページにかけまして、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書を掲載しています。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

黒田市民福祉部次長。

［市民福祉部次長　黒田賢二君　登壇］

○市民福祉部次長（黒田賢二君）

議案第40号　平成20年度山鹿市介護保険事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。１ページをお願いします。

第１条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ47億9118万7000円と定めるものです。

対前年度比2.6％の増となっています。

第２条は、一時借入金について、借入れの最高額を２億円と定めるものです

第３条は、歳出予算額に過不足が生じた場合に流用できる事項を定めたものです。

８ページをお願いします。主な歳入予算につき、ご説明申し上げます。

１　保険料７億5164万1000円は、第１号被保険者の介護保険料です。３　国庫支出金は、介護給付費負担金、９ページの調整交付金及び地域支援事業交付金並びに事業費補助金を合計しまして11億8751万9000円を計上いたしています。

４　支払基金交付金は、第２号被保険者に係る介護保険料相当額の介護給付費交付金13億8114万4000円と、地域支援事業支援交付金1984万7000円です。

５　県支出金は、介護給付費に係る県の負担金６億7194万円と、10ページをお願いします、地域支援事業交付金2023万3000円です。

７　繰入金の計７億1498万9000円は、一般会計繰入金です。内訳は説明欄のとおりです。

12ページをお願いします。主な歳出予算についてご説明申し上げます。

（款）総務費、（目）一般管理費の5395万3000円は、職員６名の職員給及び管理経費等です。（目）賦課徴収費502万2000円は、介護保険料の賦課徴収に係る経費です。（目）認定調査等費4649万3000円は、介護認定のための訪問調査及び主治医意見書に係る経費です。13ページをお願いします。同じく（目）計画策定委員会費500万6000円は、事業計画策定委員会の事業計画振興管理及び第４期事業計画策定並びに地域密着型サービス運営委員会等に係る経費です。

次に、（款）保険給付費、（目）介護サービス給付費38億1682万7000円は、要介護１から要介護５と認定された被保険者に係る介護サービス給付費です。（目）介護予防サービス給付費３億1720万6000円は、要支援１と、要介護２と認定された被保険者に係る介護予防サービス給付費です。

14ページをお願いします。同じく（目）審査支払手数料645万4000円は、国民健康保険団体連合会に支払う介護給付費等の審査支払業務に係る経費です。（目）高額介護サービス費8246万7000円は、被保険者が支払った自己負担額が一定額を超えた場合に支給する高額介護サービス費です。（目）市町村特別給付費2149万2000円は、要介護３以上の認定を受けておられる在宅の被保険者で、市町村特別給付としまして、おむつ代、月額１万円を限度として支給するものです。（目）特定入所者介護サービス費２億555万4000円は、施設利用に係る利用料及び食費が原則自己負担となったところですが、低所得者対策としまして、補足的給付を行うものです。

15ページをお願いします。（款）財政安定化基金拠出金の466万1000円は、介護保険財政の安定化のために、熊本県に設置される基金への負担金です。

（款）地域支援事業費、（目）介護予防特定高齢者施策事業費3694万2000円は、何らかの支援をしないと要介護・要支援状態となり得る高齢者に対します事業に係る経費です。（目）介護予防一般高齢者施策事業費2708万6000円は、元気な高齢者に対します事業に係る経費です。

16ページをお願いします。同じく（目）包括的支援事業費6182万9000円は、地域包括支援センター職員５名の職員給及び要支援１と要支援２と認定された被保険者及び特定高齢者等に対しまして、継続性・一過性の要介護状態の改善、さらには介護予防を目的とした地域包括支援センターを中心に包括的に支援を実施するための経費等です。（目）任意事業費803万円は、家族介護教室、成年後見制度事業に係る経費です。（目）居宅介護支援事業費3630万円は、要支援１と要支援２に認定された被保険者に対し、地域包括支援センターで介護予防サービス計画を作成する経費です。

17ページをお願いします。（款）諸支出金、（目）第１号被保険者保険料還付金200万円は、保険料の過誤納に対します還付金を計上しています。（目）他会計繰出金3022万1000円は、山鹿市・植木町介護認定審査事業に係ります山鹿市の負担分です。

18ページをお願いします。（款）公債費、（目）財政安定化基金償還金276万6000円は、熊本県財政安定化基金貸付金に係る償還金です。

以上、ご説明申し上げましたが、総括としまして歳入歳出予算事項別明細書総括表を７ページに、また19ページから26ページに給与費明細書を掲載しています。

続きまして、議案第41号　平成20年度山鹿市・植木町介護認定審査事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。１ページをお願いします。

第１条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4345万4000円と定めるものです。対前年比マイナス4.0％です。

歳入予算についてご説明申し上げます。６ページをお願いします。

（款）分担金及び負担金1323万3000円は植木町からの負担金です。（款）繰入金3022万1000円は、山鹿市の負担分です。

次に、歳出予算について、ご説明申し上げます。７ページをお願いします。

（款）総務費、（目）一般管理費4345万4000円は、職員１名分の職員給及び認定審査事業等に係る経費です。

以上、ご説明申し上げましたが、総括としまして、歳入歳出予算事項別明細書総括表を５ページに、また８ページから15ページに給与費明細書を掲載していますので、ご参照の上よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

渕上水道局長。

［水道局長　渕上富雄君　登壇］

○水道局長（渕上富雄君）

議案第42号　平成20年度山鹿市簡易水道事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。１ページをお願いします。

第１条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１億9497万円と定めるものです。内容については、後ほど歳入歳出予算事項別明細書よりご説明します。

第２条は、地方債について定めるものです。

第３条は、一時借入金の最高額を３億3300万円と定めるものです。

４ページをお願いします。第２表　地方債です。簡易水道事業についての限度額を3900万円と定めるもので、起債の方法、利率及び償還の方法は、記載のとおりです。

次に、歳入予算の主なものについて、ご説明します。９ページをお願いします。

（款）分担金及び負担金、（目）簡易水道事業費負担金47万2000円は、給水装置の新設及び増径工事に係る加入金です。（款）使用料及び手数料、（目）簡易水道使用料4029万7000円は水道料金収入です。

10ページをお願いします。（款）国庫支出金、（目）簡易水道事業費国庫補助金1092万円は、鹿本町高橋・津袋地区の簡易水道施設整備事業に係るものです。

（款）繰入金、（目）一般会計繰入金１億425万6000円は、一般会計からの繰入金です。（款）市債、（目）簡易水道債3900万円は、鹿北町及び鹿本町の簡易水道施設整備事業に係るものです。

次に、歳出予算について、ご説明します。11ページをお願いします。

（款）簡易水道事業費、（目）施設管理費2801万7000円は、鹿北町及び菊鹿町の簡易水道施設の維持管理に係る経費です。（目）施設建設費8381万6000円は、鹿北町岩野地区及び鹿本町高橋・津袋地区の簡易水道施設整備事業に係る建設費です。

12ページをお願いします。（款）公債費、（目）元金5978万1000円は、長期債元金の償還金です。（目）利子2285万6000円は、長期債及び一時借入金の利子です。

以上、予算の概要についてご説明しましたが、予算の説明書としまして、13ページ以降に給与費明細書及び地方債に関する調書を掲載していますので、ご参照の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

有尾農林部次長。

［農林部次長　有尾隆俊君　登壇］

○農林部次長（有尾隆俊君）

議案第43号から46号まで、財産区特別会計予算について、ご説明申し上げます。

まず、議案第43号　平成20年度六郷財産区特別会計予算について説明します。１ページをお願いします。

第１条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ225万5000円と定めるものです。

歳出につきまして説明します。７ページをお願いします。

（款）総務費、（目）財産管理費の198万5000円には、造林作業や作業道管理などの経費及び財産区所有貸付住宅に集落排水設備を接続するための工事請負費を計上しています。（目）基金費７万円は、基金利息を財政調整基金に積み立てるものです。

総括として、５ページに歳入歳出予算事項別明細書を掲載しています。

８ページの給与費明細書は、財産区管理人の報酬明細となっています。

次に、議案第44号　平成20年度城北財産区特別会計予算について、説明します。１ページをお願いします。

第１条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ992万2000円と定めるものです。

歳出につきましては、７ページをお願いします。

（款）総務費、（目）財産管理費の811万2000円は、造林作業や作業道管理など、財産の維持管理に要する経費です。（目）基金費81万円は、基金利子を財政調整基金に積み立てるものです。

総括としまして、５ページに歳入歳出事項別明細書を、８ページに給与費明細書を掲載しています。

次に、議案第45号　平成20年度稲田財産区特別会計予算について、説明します。１ページをお願いします。

第１条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ76万7000円と定めるものです。

歳出については、７ページをお願いします。

（款）総務費、（目）財産管理費の66万1000円は、造林作業や作業道管理など、財産の維持管理に要する経費です。（目）基金費6000円は、基金利子を財政調整基金に積み立てるものです。

総括としまして、５ページに歳入歳出事項別明細書を、８ページに給与費明細書を掲載しています。

次に、議案第46号　平成20年度稲田六郷財産区特別会計予算について説明します。１ページをお願いします。

第１条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ74万円と定めるものです。

歳出については、７ページをお願いします。（款）総務費、（目）財産管理費の

51万円は、造林作業や作業道管理など、財産の維持管理に要する経費です。（目）基金費13万円は、基金利子を財政調整基金に積み立てるものです。

総括としまして、５ページに歳入歳出事項別明細書を、８ページに給与費明細書を掲載しています。それぞれご参照の上、ご審議いただきますようお願い申し上げまして、財産区特別会計予算についての説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

渕上水道局長。

［水道局長　渕上富雄君　登壇］

○水道局長（渕上富雄君）

議案第47号　平成20年度山鹿市水道事業会計予算について、ご説明申し上げます。１ページをお願いします。

第１条は、総則です。

第２条は、業務の予定量です。給水戸数１万1559戸、年間総配水量323万7000立方メートル、１日平均配水量8868立方メートルを見込んでいます。主な建設改良事業は、配水管整備事業に１億210万円、中村水源地管理棟倉庫建設及び場内整備に3769万5000円を予定しています。

第３条は、収益的収入及び支出の予定額です。まず、収入によりご説明します。

（第１款）水道事業収益は４億3226万4000円を見込んでいます。内訳は、主に水道料金収入に関する営業収益４億3147万6000円、預金利息等に関する営業外収益73万5000円、過年度損益修正益等に関する特別利益５万3000円を見込んでいます。

次に、支出ですが、（第１款）水道事業費は４億3226万4000円を予定しています。内訳は、給与費、動力費及び減価償却費等に関する営業費用３億5288万5000円、企業債利息及び消費税等に関する営業外費用6712万3000円。中村水源地旧施設解体及び過年度損益修正損等に関する特別損失1225万6000円を予定しています。

２ページをお願いします。第４条は、資本的収入及び支出の予定額です。

まず、収入によりご説明します。（第１款）資本的収入を２億1262万4000円を見込んでいます。内訳は、消火栓設置に関する一般会計からの工事負担金375万円、給水装置の新設及び増径工事に関する加入金386万4000円、配水管整備、水道庁舎建設関連工事及び水道事業借換債に関する企業債発行額２億500万円、固定資産売却代金１万円を見込んでいます。

次に、支出ですが、（第１款）資本的支出は３億8388万5000円を予定しています。内訳は、中村水源地管理棟倉庫建設及び配水管整備等に関する建設改良費１億6819万9000円、企業債の元金償還及び公的資金補償金免除繰上償還に関する企業債償還金２億707万6000円、管網図等の作成に関する開発費861万円を予定しています。

３ページをお願いします。第５条は、企業債について定めるもので、限度額を２億500万円とするものです。起債の目的、方法、利率及び償還の方法は、記載のとおりです。

第６条は、予定支出の各項の経費の流用について定めるもので、第１項　営業費用及び第２項　営業外費用の予定支出に不足額が生じたときは、相互間で流用できるものとするものです。

第７条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費について定めるもので、職員給与費を8136万9000円、交際費を５万円とするものです。

第８条は、たな卸資産の購入限度額を527万2000円と定めるものです。

以上、予算の概要についてご説明しましたが、予算に関する説明書として７ページ以降に予算実施計画、資金計画、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、予定損益計算書及び予定貸借対照表を掲載していますので、ご参照の上ご審議賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

星子病院事務部長。

［病院事務部長　星子四郎君　登壇］

○病院事務部長（星子四郎君）

議案第48号　平成20年度山鹿市病院事業会計予算について説明します。１ページをお開き願います。

第１条は、総則です。

第２条は、業務の予定量です。１　病床数は一般病床197床、感染症病床４床、計201床です。年間延患者数は入院５万1100人、外来７万227人を見込んでいます。１日平均患者数は、入院140人、外来289人を見込んでいます。主な建設改良事業は、施設整備事業に係る工事費として10億5306万3000円を予定しています。

２ページに続きまして、第３条は、収益的収入及び支出です。

まず、収入です。（第１款）病院事業収益は24億310万4000円を見込んでいます。内訳は、入院及び外来等の医業収益22億7167万円、他会計補助金及び負担金などの医業外収益１億3093万4000円、過年度損益修正益などの特別利益50万円です。

次に、支出です。（第１款）病院事業費用は26億9937万2000円を予定しています。内訳は、給与費、材料費及び管理経費など、医業費用25億2530万円、企業債利息繰延勘定償却費及び消費税の医業外費用１億6907万2000円、過年度損益修正損などの特別損失500万円です。

３ページをお願いします。第４条は、資本的収入及び支出です。

まず、収入ですが、（第１款）資本的収入13億237万3000円を見込んでいます。

内訳は、施設整備事業及び医療機器整備の建設改良事業に係る企業債並びに補償金免除繰上償還に係る病院事業借換債12億410万円、企業債の元金償還に係る他会計負担金9420万8000円、医療機器整備に係る国保会計からの繰入金262万5000円、それから市道拡張に伴う病院敷地売却による固定資産売却代金144万円です。

次に、支出です。（第１款）資本的支出は、14億3797万3000円を予定しています。内訳として、施設整備事業に係る本体工事及び医療機器整備に係る建設改良費の10億7568万8000円、企業債の元利償還に係る企業債償還金及び補償金免除繰上償還に係る元金償還分の２億9697万8000円、退職給与金に係る繰延資産6530万7000円です。

４ページに続きますが、第５条は企業債です。起債の目的は施設整備事業及び医療機器整備並びに病院事業借換債であり、限度額をそれぞれ10億7300万円、及び１億3110万円、計の12億410万円とするものです。なお、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

第６条は、一時借入金の借入限度額に関する規定で、借入限度額を10億円と定めるものです。

第７条は、予定支出の各項の経費の金額の流用について定めるもので、金額を利用できる場合は、医業費用・医業外費用を100万円とするものです。

５ページをお願いします。第８条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費について定めるものです。職員給与費14億8477万8000円、交際費を60万円とするものです。

第９条は、たな卸資産の購入限度額について定めるもので、限度額を５億1849万6000円とするものです。

以上、概略ご説明しましたが、予算の説明書として11ページ以降に実施計画、資金計画、給与費明細書、計測費に関する調書、債務負担行為に関する調書、予定損益計算書、予定貸借対照表を掲載しています。ご参照の上ご審議賜りますようにお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

池田環境部長。

［環境部長　池田幸一君　登壇］

○環境部長（池田幸一君）

議案第49号　平成20年度山鹿市下水道事業会計予算についてご説明します。

１ページをお願いします。

第１条は、総則です。

第２条は、業務の予定量です。排水件数9608件、年間総排水量749万7410立方メートルで、１日平均排水量を２万541立方メートルと見込んでいます。主な建設

改良事業は、山鹿処理区、鹿本処理区の管渠整備及び下水処理場整備事業に７億2486万7000円を予定しています。

第３条は、収益的収入及び支出の予定額です。まず、収入よりご説明します。

（第１款）下水道事業収益は９億4449万7000円を見込んでいます。内訳は、主に料金収入及び他会計負担金等に係る営業収益７億240万4000円、他会計補助金等に係る営業外収益２億4159万2000円、過年度損益修正益等に係る特別利益50万1000円を見込んでいます。

次に、支出ですが、（第１款）下水道事業費用は８億6835万2000円を予定しています。内訳は、給与、動力費及び減価償却に係る営業費用６億3187万7000円、企業債利息及び消費税等に係る営業外費用２億3347万4000円、過年度損益修正損等に係る特別損失200万1000円を予定しています。

２ページをお願いします。第４条は、資本的収入及び支出の予定額です。

まず、収入よりご説明します。（第１款）資本的収入18億9480万8000円を見込んでいます。内訳は、管渠及び処理場建設に係る企業債を６億6540万円、同じく補助金３億9250万2000円、工事負担金3690万5000円、固定資産売却代金1000円、他会計借入金８億円を見込んでいます。

次に、支出ですが、（第１款）資本的支出は15億2176万3000円を予定しています。内訳は、水質改善・浸水対策、機能高度化、面整備に伴う管渠工事に係る建設改良費７億2486万7000円、企業債の元金償還に係る企業債償還金７億5689万6000円、長期借入金返還金4000万円を予定しています。

第５条は、債務負担行為です。水洗便所等改造資金利子補給について、期間、債務の限度額を記載のとおり定めるものです。

３ページをお願いします。第６条は、企業債です。公共下水道事業の企業債限度額を６億6540万円と定めるもので、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

第７条は、一時借入金の限度額を10億円と定めるものです。

第８条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費について定めるもので、職員給を6474万9000円とするものです。

第９条は、他会計からの補助金です。下水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を４億5886万5000円と定めるものです。

以上、予算の概要についてご説明しましたが、予算の説明書としまして７ページから26ページにかけまして、予算実施計画、資金計画、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、予定損益計算書、予定貸借対照表を掲載しています。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

杉燒副市長。

［副市長　杉燒義文君　登壇］

○副市長（杉燒義文君）

議案第50号　公平委員会委員の選任について、提案理由をご説明申し上げます。

次の者を山鹿市公平委員会の委員に選任したいから、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第９条の２第２項の規定に基づきまして、議会の同意を求めるものです。

住所　山鹿市鹿本町御宇田275番地１、氏名　那須篤子、昭和９年８月４日生まれです。

提案理由としまして、本市には３名の方に就任いただいていますが、同委員の任期満了が、平成20年３月31日であり、再度、選任しようとするものです。次ページに略歴を記載しています。ご参照の上、同意賜りますようお願いを申し上げ、説明とします。

○議長（高野誠二君）

星子病院事務部長。

［病院事務部長　星子四郎君　登壇］

○病院事務部長（星子四郎君）

報告第１号　専決処分の報告について、ご説明します。

地方自治法第180条第１項の規定に基づき、医療事故に係る損害賠償の額について、平成20年２月１日に専決処分しましたので、ご報告するものです。

２ページをお願いします。医療事故発生日は、平成19年10月３日です。相手方は、山鹿市鹿本町庄120番地２、芹川格治様です。

事故の概要は、山鹿市立病院において、相手方のお子様に対して、右鼠径ヘルニア根治術を施行した際、誤って膀胱を損傷させるとともに、右鼠径ヘルニアの再発に伴い、同年11月14日、熊本赤十字病院において再手術を行うこととなったものです。

損害賠償の額が22万6500円です。示談事項としまして、山鹿市は損害賠償金を支払い、今後いかなる事由が発生しても双方とも異議の申し立てをしないものとするものです。以上、ご報告申し上げます。

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

日程第５　熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙

○議長（高野誠二君）

日程第５、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙を行います。

熊本県後期高齢者医療広域連合は、本市を初め、県内の市町村で構成し、平成20年４月から施行される後期高齢者医療制度の運営主体となる特別地方公共団体です。この広域連合は、平成19年２月１日に設置され、議員の定数は32人となっています。県内市町村の長及び議員のうちから市長区分８人、町村長区分８人、市議会議員区分８人、町村議会議員区分８人で構成されています。今回市議会議員区分に１名の欠員が生じ、候補者受付の告示が行われ、届け出締め切りの結果２名の候補者となり、選出すべき議員の数１名を超えたため補欠選挙を行うものです。

この選挙は、広域連合規約第８条の規定により、すべての市議会の選挙における得票総数により当選人を決定することになっていますので、会議規則第32条第２項の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行いません。

そこで、お諮りいたします。

選挙結果の報告については、会議規則第32条第２項の規定にかかわらず、有効投票のうち、候補者の得票数までを報告することとしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙結果の報告については、会議規則第32条第２項の規定にかかわらず、有効投票のうち、候補者の得票数までを報告することに決しました。

選挙の方法は、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

［議場閉鎖］

○議長（高野誠二君）

ただいまの出席議員数は30名であります。

それでは、候補者名簿を配付いたさせます。

［候補者名簿配付］

○議長（高野誠二君）

候補者名簿の配付漏れはありませんか。

［「配付漏れなし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

配付漏れなしと認めます。

次に、投票用紙を配付いたさせます。

［投票用紙配付］

○議長（高野誠二君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

［「配付漏れなし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

［投票箱点検］

○議長（高野誠二君）

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、職員の点呼に応じて順次投票を願います。点呼を命じます。

［職員点呼・議員投票］

○

１番	平井　光臣議員	２番	北原　昭三議員
３番	芹川　正美議員	４番	藤原　　豊議員
５番	立山　秀木議員	６番	立山　　隆議員
７番	原　　徹議員	８番	平井　邦廣議員
９番	吉本　政幸議員	10番	池田　誠一議員
11番	堀　　茂幸議員	12番	永田　紘二議員
13番	森川　昭彦議員	14番	川野　　功議員
15番	古荘　克郎議員	16番	島田　節男議員
17番	森　　芳顕議員	18番	家入　憲隆議員
19番	横手　啓介議員	21番	藤原　　弘議員
22番	森　　久雄議員	23番	西牟田　長議員
24番	太田黒鐵郎議員	25番	丸山　寛治議員
26番	寺崎　勇児議員	27番	高口功二郎議員
28番	山口　晋正議員	29番	古田　信助議員
30番	丸山　康昭議員	20番	高野　誠二議員

○

○議長（高野誠二君）

投票漏れはありませんか。

［「投票漏れなし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

［議場開鎖］

○議長（高野誠二君）

開票を行います。

会議規則第31条第２項の規定により、立会人に丸山康昭議員及び平井光臣議員を指名します。よって、両議員の立会をお願いします。

［開票］

○議長（高野誠二君）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数30票、これは先ほどの出席議員数に符合しています。

そのうち有効投票　30票、無効投票　ゼロ票です。

有効投票のうち、渡辺俊雄議員　16票、益田牧子議員　14票、以上のとおりであります。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

散　会

○議長（高野誠二君）

以上で、本日の会議は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

午後２時26分　散会

～～～

３月５日（水曜日）

平成20年（第１回）山鹿市議会３月定例会会議録

議　事　日　程（第２号）

平成20年３月５日（水曜日）午前10時開議

第１　議案第１号から報告第１号（質疑）

○

発言通告

１．森　久雄

（１）議案第２号　平成19年度山鹿市一般会計補正予算（第７号）

①Ｐ５　繰越明許費　プラザファイブ再生支援事業6100万円について

２．平井　光臣

（１）議案第35号　平成20年度山鹿市一般会計予算

①健康温泉館「ゆ～かむ」予算について

３．原　徹

（１）市長説明要旨について

①市政運営の基本方針について

②平成20年度の予算編成について

・合併特例債について

（２）議案第２号　平成19年度山鹿市一般会計補正予算（第７号）

①Ｐ５　繰越明許費　プラザファイブ再生支援事業

（３）議案第49号　平成20年度山鹿市下水道事業会計予算

①Ｐ２　他会計借入金800,000千円

４．森　芳顕

（１）議案第35号　平成20年度山鹿市一般会計予算

①Ｐ117　（目）住宅管理費　公営住宅維持管理費

５．横手　啓介

（１）市長説明要旨

①観光基本計画

②安全で快適な暮らしを支える基盤づくり

（２）議案第35号　平成20年度山鹿市一般会計予算

①Ｐ94　（目）斎場費

６．島田　節男

（１）議案第23号　山鹿市農林業経営活性化基金条例等を廃止する条例

議案第24号　鹿北町担い手育成基金貸与条例等を廃止する条例

（２）議案第35号　平成20年度山鹿市一般会計予算

①Ｐ107　（目）商工振興費　がんばる商店街支援事業

７．池田　誠一

（１）市長説明要旨

①小・中学校の再編整備について（現在の進捗状況と今後の取り組みについて）

②将来を担う子どもたちへの施策（「早ね・あいさつ・朝ごはん運動」の取組状況について）

③地域とともに支え合う暮らしづくり（認知症地域支援体制を構築する具体策について）

８．芹川　正美

（１）議案第35号　平成20年度山鹿市一般会計予算

①Ｐ72　（目）財産管理費　新庁舎建設推進費6,208千円

○

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○

出席議員（30名）

１番	平井光臣君
２番	北原昭三君
３番	芹川正美君
４番	藤原　豊君
５番	立山秀木君
６番	立山　隆君
７番	原　徹君
８番	平井邦廣君
９番	吉本政幸君
10番	池田誠一君
11番	堀　茂幸君
12番	永田紘二君
13番	森川昭彦君
14番	川野　功君
15番	古荘克郎君
16番	島田節男君

17番	森　　芳　顕	君
18番	家　入　憲　隆	君
19番	横　手　啓　介	君
20番	高　野　誠　二	君
21番	藤　原　　弘	君
22番	森　　久　雄	君
23番	西牟田　　長	君
24番	太田黒　鐵　郎	君
25番	丸　山　寛　治	君
26番	寺　崎　勇　児	君
27番	高　口　功二郎	君
28番	山　口　晋　正	君
29番	古　田　信　助	君
30番	丸　山　康　昭	君

○

説明のため出席した者

市長	中　嶋　憲　正	君
副市長	杉　焼　義　文	君
教育長	田　中　　宏	君
総務部長	西　田　秀　行	君
市民福祉部長	森　　和　芳	君
農林部長	藏　原　榮　一	君
商工観光部長	福　田　憲　之	君
建設部長	池　田　永　実	君
環境部長	池　田　幸　一	君
病院事務部長	星　子　四　郎	君
教育部長	八木田　達　博	君
総務部次長	三　森　兄　臣	君
市民福祉部次長	黒　田　賢　二	君
建設部次長	宮　本　榮次郎	君
水道局長	渕　上　富　雄	君
会計管理者兼会計課長	松　永　道　郎	君
総務課長	幸　村　英　星	君
いきがい推進課長	奥　村　正　文	君

健康増進課長	黒田睦男君
鹿北総合支所市民福祉課審議員	中川和夫君
農林企画課長	戸次由夫君
農林振興課長	栃原栄一君
商工課長	永田義文君
観光課長	寺崎泰和君
環境課長	古家明敏君
病院管理課長	田上信博君
農業委員会事務局長	立山清敏君

○

事務局職員出席者

事務局長	宮本誠之君
局長補佐兼議事係長	今坂英俊君
議会総務係長	堤　真澄君
書記	中村武志君

○

午前10時00分　開議

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

○議長（高野誠二君）

これより本日の会議を開きます。

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

日程第１　質疑

○議長（高野誠二君）

日程第１　議案第１号から報告第１号までの全案件を議題とします。

議案第１号から報告第１号までの全案件に対する質疑を行います。

発言の通告があっていますので、順次発言を許します。森　久雄議員。

［22番　森　久雄君　登壇］

○22番（森　久雄君）

おはようございます。22番、森久雄です。質疑を１点行います。

議案第２号　平成19年度一般会計補正予算、５ページ、繰越明許費、プラザファイブ再生支援事業6100万円についてです。

まず、１点目ですが、この予算は、平成19年５月29日に開催されました温泉プラザ管理組合19年度通常総会議案に補助金収入として計上されていたものと思います。国・山鹿市、それぞれに3050万円の補助です。使途の説明は、総会議案の中では実施設計に6100万円、コーディネーター業務2900万円、附帯事務130万円等が主たる内訳で掲載をしてありました。昨年５月の総会に、補助金収入と提案をされていたわけですから、恐らく昨年の６月か９月、遅くとも12月議会には補正予算として出される予定のものだったのでありましょう。この時点、今３月議会まで、遅くなって提案になったのは、推測ではありますが、建替え決議が遅れていたからではないかと思います。なぜ、年度末のこの３月議会に補正を組んで、それを繰越明許費としたのか、19年度中にどうしても予算承認を得て、確保しておくべき理由とは何なのかということをお尋ねしたいと思います。

２点目です。この補正予算がかかわる建替え決議に関してお尋ねをします。去る２月22日、区分所有法に基づいての建替え決議集会が招集され、決議成立条件５分の４の賛成が得られ、建替え決議がなされました。その際、中嶋市長は賛成の票を投じておられます。その票が持つ重大な問題と意味について、多々思うところがありますので、伺いたいと思います。

まず、投じられた票が有効か無効かを考えた場合に、限りなく無効に近いのではないかと思うのです。その理由としましては、瑕疵があると判断するからです。瑕疵とする理由は、行政財産処分に対する議会の議決を経ないまま、行政財産の取り

壊しを内容とする決議案を、市長が、いわば独断で承認されたからです。たとえ決議案が可決・否決、いずれの結果になったとしても、市長は賛成の票を投じることを前提にして臨まれたと思います。であるのならば、その態度を承認すべき事前の手続、すなわち議会議決を経ておくべきではなかったのでしょうか。

市民会館と温泉プールは行政財産です。処分については、議会審査に付さなければ処分できません。今後、いずれかの議会で処分に関する議案を提案しなければならないと思います。いつの時点で議会に付されるのでしょうか。もし、そのとき否決された場合はどうなりますか。どうなさいますか。

次に、取り壊し対象の施設に対する起債残や補助金等についてお聞きします。

鉄筋コンクリート建造物は、現在60年から70年の耐用年数で計算されていますが、温泉ビルの耐用年数は昭和49年当時何年でしたでしょうか。市民会館の耐用年数は何年ですか。それらを途中で取り壊す場合、今の時点で起債残金があればどのくらいの返済になるのですか。それとも、起債は残っていませんか。補助金も相当受けているものと思いますが、補助金返済は発生しませんか。返済すべきものがあるのならば、額はどれだけで、返済方法は一括返済ですかそれとも分割が可能ですか、伺います。

３点目です。既に決議を受けての諸手続きに入ったとも、工事着工も今年の８月からとも聞いています。事態は進んでいると思います。この時点に至ってなお行政としてなさるべき極めて重要な作業がなされていないということを申し上げてみたいと思います。それは、以下の点についての市民説明が全くなされていないことです。

行政財産、普通財産の違いはありますが、極めて多くの市民が利用している施設です。市民会館の20年度利用見込みを３万7000人としてあります。さくら湯は昨年のデータで、年間20万人弱の入浴客を数えています。行政財産処分の事業案を決議するには、行政の責任として取り壊す理由及び取り壊し後のことを十分説明しておくべきことではないのでしょうか。この作業もまた、欠かせない事前の承認手続きではないでしょうか。さくら湯については、いつから閉鎖になり、何年後のいつから利用再開になる。それまでは辛抱ください、よその温泉を利用してくださいとか、前売り入湯券の扱いはどうしますとか、あらかじめ説明をしておかなければだめじゃないですか。

また、市民会館利用者にも予定があると思います。いつから閉鎖するとはっきり告げて、別の会場探しを促すとか、会館従業員にも生活があるので、次の働く場を探すためにも、解雇時期は話しておくべきでしょう。そういうことを済ませてから建替え決議集会に臨むべきではなかったかということです。

これらのことが一切済んでいないことが、今後の大きな問題として取りざたされるのではないでしょうか。

４点目です。今後、国と応分の巨額の補助金を投入することになりますが、周辺の住民からは十分理解を得られていくのでしょうか。下町、中町、九日町を初めとするその他の町々の商店街には、今日なお複雑な感情がいまだに残っているとも聞き及んでいるからです。大変気になることですので、伺っておきます。

いずれにしましても、私が思うところの無効性や瑕疵という点、起債や補助金について及び住民説明に関して問題はないということであれば、この質疑は無視をされても構いません。しかし、住民説明を初め、瑕疵があると判断されるのであれば速やかなる治癒を行わなければならないと思います。そうしておきませんと、あるいは住民監査請求や住民訴訟も起こる可能性も否定できないのではないかと思います。私は、再生事業が成功することを期待しています。しかし、成功するために、行政が行政として遺漏なき対応をされんことを心から願ってお尋ねをしたということを申し添えておきたいと思います。以上で、１回目の質疑を終わります。

○議長（高野誠二君）

これより、執行部の答弁を求めます。福田商工観光部長。

［商工観光部長　福田憲之君　登壇］

○商工観光部長（福田憲之君）

森議員の質疑、議案第２号　平成19年度山鹿市一般会計補正予算（第７号）、繰越明許費のプラザファイブ再生支援事業について、お答えをしたいと思います。

１点目です。補正予算の時期について、お答えをします。議員ご案内のとおり、本議会にお願いしていますプラザファイブ再生事業への支援6100万円につきましては、建替え決議の成立を見てとの方針でした。当初はもう少し早い時期を想定していましたが、事業計画及び権利調整等に対する関係者の合意形成に時間を要しまして、先月の２月22日の成立となり、今回の運びとなりました。

現在、本事業は、国土交通省の暮らし・にぎわい再生事業の支援を受けまして、推進を図っているところです。今回の補正予算につきましては、平成19年度事業としまして、平成18年12月20日付で国への補助要望を行いまして、国から平成19年３月30日付で内示をいただいているところです。国におきましては、平成19年度の補助金として予算確保がなされている状況です。

また、今回の実施設計書等に係る補助申請を、平成20年度とした場合には、補助申請の手続上、どうしても時間がかかり、事業スケジュールがスムーズ性を欠くものとなることが予想されます。このような状況の中で、繰越手続等も含めまして、国・県と協議をした結果、今回の議会に補正予算として上程し、ご審議をいただく

こととしたところです。

次に、２点目です。公の施設の廃止条例に関する議会上程の時期についてですが、公の施設の設置の際の設置条例の議会への上程時期につきましては、当該公共の施設を住民が利用することができる状態になっている必要があるものと解されています。したがいまして、一般的には公の施設として、住民の利用に供し得る時期の直前の議会に上程することになると思われます。

以上のことから、公の施設を廃止する場合にあっては、廃止条例の上程時期に関しては、地方自治法上の規定はございませんが、設置の場合、利用に供し得る状態に着目すれば、利用に供し得ることができない状態で、公の施設の設置及び管理に関する条例を廃止することになると考えます。今回のケースを考えると、建替え決議集会以前の時点においては、建替えを行うのか、行わないのか、区分所有者の意見の合意形成が図られていない状況下にあり、このように計画が確定していない段階において、議会に判断をお願いすることは事実上困難です。計画着工時期の確定等、再生事業に係るそれぞれの事項が確定する時期の直前の議会に上程することとなります。

特に、今回のプラザファイブは市街地再開発事業、商店街近代化事業及び住宅地区改良事業の三つの事業の合併施行によりオープンした複合ビルで、区分所有建物として管理されている建物です。したがいまして、ビル内に位置する市民会館、温泉プール及びさくら湯については、地方自治法の適用を受けるほか、一筆一棟の区分所有財産として管理されていることから、区分所有法の適用を優先的に受けることになります。今回の建替え決議集会は、区分所有法に基づく決議であり、５分の４以上の賛成多数によりまして、プラザファイブ再生事業の合意形成がされ、この時点から計画であったものが、建替えの実施段階へスタートを切ったことになります。

議員が懸念されています、現に利用されている市民への周知につきましては、建替え決議の成立を受けまして、現在検討されています事業主体となる建替え組合及び新生事業協同組合が設立され、予算を含め事業スケジュール等が確定した段階におきまして、市民に対しプラザファイブ再生事業の概要を初め、公の施設に関する情報を提供し、市民への説明責任を果たしてまいりたいと考えています。

最後に、今回の再生事業に至った理由につきましては、１点目に、温泉プラザファイブは建築後32年が経過し、建物全体が老朽化現象にあり、損傷が著しいことでございます。２点目に、特定建築物として耐震性に欠けており、耐震補強が必要であることです。３点目に、空き店舗の増加、全床面積の50％以上を超えているところです。４点目に、商業施設及び公共施設としての機能面における利便性の低下で

す。５点目に、官民が共有する複合ビルの煩雑な維持管理です。そういうことが考えられますが、現状を分析し、厳しい環境下の中ではございますが、温泉プラザ商店街としまして、この建物について、どうにかしなければいけないという危機感から民間主導で盛り上がった気運を大切に思うことと、国におきましてもまちづくり三法の改正、特に中心市街地活性化法の改正による選択と集中を基本方針とした支援制度が充実されたことを好機ととらえまして、市としましても全面的に支援をしてまいりたいと考えています。

中心市街地が今以上に衰退した状況にならないように、また議会の審議に支障が生じることなくプラザファイブ再生事業がスムーズに進行するよう、民間で行う事業内容を初め、執行機関の検討結果等につきましても、適宜議員各位に報告をし、現状の状況把握及び方針を理解いただくため、今後、今以上に十分なご連絡等をとってまいりたいと考えています。

３点目です。さくら湯再生に係る市民への説明関係につきましては、プラザファイブ再生事業の中で、現地に再生する方針で進めていることは、これまでご説明しているところです。現在は、職員によるさくら湯再生プロジェクトを設置しまして、合併直前に崇城大学も協力いただきまして策定しましたさくら湯再生に係る報告書を基本としまして、検討・協議を進めています。新年度になりこの結果をさくら湯再生の素案として取りまとめ、その後、この素案をもとに市民や学識経験者等の意見を聞きながら、さくら湯再生の基本構想、基本計画の策定を進めてまいりたいと考えています。

お尋ねの市民への周知につきましては、建替え組合が成立された後、利用者の方々に対してある程度具体的なスケジュール等が説明できるようになった段階で実施してまいりたいと考えています。また、近隣の温泉施設へのお願い、前売り券の対応などにつきましても、同時に進めてまいりたいと考えています。

４点目の、周辺住民の理解は得られているのかというお尋ねです。現在新たな中心市街地活性化基本計画の策定を行っているところです。同事業におきましては、核事業の一つとして本計画に盛り込む予定です。進捗状況としましては、行政内部におきましての素案の方がまとまりつつございます。今後は、現在準備会で行われています中心市街地活性化協議会への説明、市民へのパブリックコメント等を行い、計画内容を明らかにしていくことにより、周辺住民はもとより広く市民の理解をいただけるよう努めてまいりたいと考えています。

なお、本事業がプラザファイブ自体はもちろん、周辺地域への波及効果が大きな事業となるよう、今後設立予定の建替え組合との連携を図るとともに、周辺商店街等との協議を行いながら、事業推進を図ってまいりたいと考えています。議員各位

のご理解、ご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（高野誠二君）

八木田教育部長。

［教育部長　八木田達博君　登壇］

○教育部長（八木田達博君）

森議員の２点目の取り壊し対象施設に対する起債残や補助金等について、お答えを申し上げます。

プラザ内にあります三つの公共施設、市民会館、さくら湯、温泉プールのうちに、起債や補助金を受けていますのは、温泉プールだけということですので、教育委員会からお答えをさせていただきます。

まず、温泉ビルの、昭和49年当時の耐用年数ですが、文部省が定めました社会体育施設整備費補助事業に係る財産処分の処分の制限期間では、鉄骨鉄筋コンクリート造りの屋内水泳プールは60年となっています。なお、市民会館の耐用年数は減価償却資産の耐用年数等に関する省令により、鉄骨鉄筋コンクリート造りの場合50年となっているということです。

３点目の起債の残金ですが、昭和49年債と昭和50年債を受けていますが、それぞれ、平成７年３月１日と平成７年９月１日に20年償還で返済は終了しているところです。

４点目の補助金につきましては、昭和49年に当時の文部省から社会体育施設整備費補助金を受けています。60年の耐用年数に係る減価償却補助金残高は平成20年現在、1203万6989円です。返還につきましては、公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等の取り扱いでは、原則として残存価額に対する補助金相当額を国庫に納付するように定められているところですけれども、免除規定が設けられていますので、さらに調査をしたいと考えています。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（高野誠二君）

三森総務部次長。

［総務部次長　三森兄臣君　登壇］

○総務部次長（三森兄臣君）

質疑の３点目、市民会館の部分についてご答弁申し上げます。

山鹿市市民会館は、開設以来、市民の文化活動及びコンベンション的利用など、年間約３万人の利用があっています。今後はプラザファイブ再生の事業主体となる建替え組合による建替えスケジュールと並行して、当会館の閉館等について、民間団体や市民の皆様への周知及び代替施設の紹介・案内等を行う予定としています。市民の皆様に極力迷惑にならないよう対処してまいりたいと考えています。

○議長（高野誠二君）

森議員、了解ですか。

○22番（森　久雄君）

議長。

○議長（高野誠二君）

森議員。

［22番　森　久雄君　登壇］

○22番（森　久雄君）

答弁をいただきました。今、補正予算を組んだ理由と繰越明許はわかりました。私は、プラザの総会議案の内容を見て、その繰り越したお金はこう使うのではないかということを自分なりに理解して、質疑の中で述べましたけれども、改めて、補助申請をどういうふうな内容で申請しているのかということを、再度お答えを詳しくお願いしたいと思います。

次に、２点目ですが、建替え決議集会において、市長が投じた賛成の票は無効ではないかと、先ほどお尋ねをしました。また、瑕疵があると思うとお尋ねをしましたが、このことについては、ただいまの部長の答弁で理解をしなさいということなのでしょうか。再度伺いたいと思います。

まず１点目です。条例廃止の上程は、事業確定時期の直前の議会でよいと、答弁を今されました。建替え決議集会の提案は、市民会館と温泉プール及びさくら湯を取り壊すことが内容となっています。決議されたということは、事実上、事業確定を意味するものと思っています。では、後日に議会に対して、条例廃止案の上程を行った際には、そのときには、必ず可決することが既に確約をされているのかということです。私としましては、この議会がそんな確約を与えたことは、これまでには一切なかったと思っています。もし否決になった場合、市民会館、例えば否決という場合に、全面否決か、あるいは市民会館、温泉プール、さくら湯のどれか一つでもいいですから、それは廃止してはならないという結論を議会が出したとします。言わば、条例廃止案の中の一つを否決した場合には、恐らく、再生事業はその瞬間に頓挫することになると思います。

山鹿市は、国と建替え組合に対して、その事態を招いた場合には、どのように弁明をされるのか。私は、これまでの一連の行動が議会に対して慎重さを欠いた安易なとらえ方であったと思っていますが、そういうことは絶対にあってはならないと思います。一切否定のごときを考えないで事を運ばれたのかどうかということです。

次に、山鹿市は、そういう考えを持つに至ったということは、先ほどの答弁で、山鹿市は地方自治法と区分所有法とでは、区分所有法が優先すると答弁されました。

だから、私が心配する部分についての考えは毛頭持ち得ていないのだと思うところです。

そこでお尋ねしますが、地方自治法と区分所有法の優先が区分所有法にあるとお答えになった法的な根拠をお答えください。私が持っている認識は、憲法は、すべての法案に優先することは知っています。そしてまた、地方自治法には地方自治法の目的があって、住民代表で構成される議会があり、自治法上で決めてある議会議決の必要な事項が可決すべきものか否決すべきものかの審査に付されることになっています。答弁で言われた区分所有法が優先するのであれば、議会議決は無視してよいということになります。ではその無視してよいという根拠、理由もあわせてお示しください。

２点目です。決議集会で事業の合意が形成されたので、実施段階へスタートを切ったと述べられましたが、それは間違っていると思います。スタートは、法が定める２カ月前の、議案の配付や集会招集をかけた時点がスタートです。決議成立は即計画実施段階に入ったということになると思います。それゆえに、補正もこの年度末に組まれたわけでしょう。いかがでしょうか、お答えください。

３点目です。説明責任に関する認識も、今、ご答弁になりましたが、スケジュールが確定してから果たすと述べられました。では、優先すべきと認識されている決議で、諸施設は取り壊すとなっているのですから、であるならば、まずそのことを報告・説明しておくべきではないでしょうか。すべてが確定してからでは、市民は何の変更も修正も訴えもできません。そういうことになるのではないでしょうか。その時点で、何か変更が可能な余地が残されているのかどうなのか、伺いたいと思いますし、説明手順が余りにも荒っぽくはないかということです。有無を言わせないことになるのではないかと思います。もう一度、行政の果たす説明責任というものについての見解を求めておきたいと思います。

これで、２回目を終わります。

○議長（高野誠二君）

この際、しばらく休憩します。

午前10時32分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午前11時12分　開議

○議長（高野誠二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。福田商工観光部長。

［商工観光部長　福田憲之君　登壇］

○商工観光部長（福田憲之君）

森議員の２回目の質疑にお答えをします。

まず初めに、１回目の答弁の中で、地方自治法と区分所有法の優先について答弁を申し上げましたが、その件については、訂正をさせていただきたいと思います。まずもっておわびを申し上げます。

１点目のプラザファイブ再生事業の内容です。全体事業費が9150万円です。その中で、実施設計等事務費関係を合わせまして、6270万円です。計画コーディネート費用関係が2880万円です。

次の２点目につきまして、瑕疵はなかったかというご質疑であったかと思います。法的な手続き上の瑕疵はなかったと認識をしております。また、事前に温泉プラザ内部の会議及び各委員会等における検討内容を初め、執行機関内部の検討結果につきましても、議員各位に報告をし、現状の把握及び方針を理解していただくなど、執行部と議会と十分連携をとってきたと考えています。また、決議以前に、市は一区分所有者でありますので、単独の行動は控えるべきと考えていますし、少なくとも決議後制定が好ましいと考えています。

また３点目の、今回のプラザファイブ再生事業の着手の条件が区分所有法で定める建替え決議の成立及び事業主体の設立ですので、それぞれの事項が決定次第、市民の皆様方には周知を努めていきたい、お知らせをしていきたいと考えています。

○議長（高野誠二君）

西田総務部長。

［総務部長　西田秀行君　登壇］

○総務部長（西田秀行君）

少々、答弁の補足をさせていただきます。

まず、この事業は商業振興はもちろんですが、その重要なポイントは、権利を確定することにあると思います。現在は、一筆一棟の言わば運命共同体ですので、これを三筆三棟にすることによって、市の財産を確定するという重要なポイントがございます。その、地方自治法と区分所有法の云々という話は全くないと思います。同じ法律です。地方自治法は自治体の運営に関する手続法を定めたものであって、この区分所有法に関しては、あのエリアのみに適応する法律であるということです。

したがいまして、市も区分所有者の一員として建替え決議に参加をしたと。このことに関しては、これは事業が確定ではないかというご意見がございましたけれども、これは、区分所有者が意思決定をしたということであろうと思います。したがいまして、この建替え決議に基づいて、これからはその実施設計あるいは建設へのスケジュールが組まれてくると思いますが、その中で、公共施設が幾つかございま

して、それを廃止することになります。そのことについては、先ほど福田部長が申しましたように、この事業についての説明を、まずは住民の代表であられる議会に一生懸命説明してきたと。それで内容についても理解を得ておると判断をしています。

したがいまして、否決とか可決とかというお話がありましたけれども、公共施設が、その時期がまいりましたならば、廃止の議案を上程し、議決をお願いするということになると思います。

○議長（高野誠二君）

森議員、了解ですか。

○22番（森　久雄君）

議長。

○議長（高野誠二君）

森議員。

［22番　森　久雄君　登壇］

○22番（森　久雄君）

長い時間の答弁の検討の時間がございましたけれども、基本的には私のスタンスは１回目の質疑で申し上げましたけれども、この再生事業が成功することを期待しての質疑だということを申し上げていますので、あらゆるものに対して否定的なものを申し上げているつもりではございません。ただ、行政が、行政として果たすべきもろもろの諸手続きやあるいは説明責任というものを、何もかもがそのスケジュール、事業計画案が実施計画に基づいて確定してしまった後から、こうなりますよということで説明をすれば、住民にはどこにも、否決あるいは否定・修正を加えることをする余地がもうなくなって、それをただ受け入れざるを得ないということでは、余りにも荒っぽいのではないかということを、先ほども申し上げたわけです。

総務部長からも補足的な説明がございましたけれども、確かに一、二度は全員協議会で、こうなりますということは、ご説明はありましたけれども、その場で説明されたことが議会の同意を得たと勘違いされても、またこれは困るわけです。正式に、私が先ほど、２回目の質疑で申し上げたのは、議会に例えば条例廃止の案が出されたときに、それは、可決が前提ということでの話をしてこられるということについて、議会に対する、あるいは軽視ではないかということも考えたわけですので、そういうことも、遺漏なきように対処していただきたいということを申し上げたわけです。

いずれにしましても、これからのこの件に関する様々な場面が出てくると思いますけれども、本当に真剣に深く掘り下げた考えや、検討をお願いをしておかなけれ

ば、ある意味で、あってはならない事態になるのではないかということも懸念をしますので、そういうことにならないための、私からの、いわば老婆心かもしれませんけれども、質疑をさせていただいたということです。

最後に、もう一つ申し上げておきたいと思います。先ほど、周辺住民の、周辺地域のことが心配だと申し上げました。今回の補正予算あるいは再生事業は、ある意味でプラザファイブに対する一点集中の投資になっていくということになると思いますが、そのことが周辺に対しては不平や不満を醸成しないかという懸念があるわけです。でも、今の国会に地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律案などが出されています。もし、この法案が、可決されるとは思いますけれども、可決されれば今の山鹿にとっては、福音となって届けられるような気がします。市が行う作業に、この風致向上計画の策定を行いまして、文部科学省、農林水産省、国土交通省の共同認定を受けることになれば、今懸念の一つであるさくら湯も、これもきちんと建設に対して単独事業ではなくて、国の補助を受けたさくら湯再建も叶うと思いますし、そういう御茶屋庭園も、それに付随して、あるいは復元されるかもしれません。もろもろのことが、国の支援を受けて実現をしていくことにもなると思いますので、法案可決後には、ぜひとも山鹿市からも手を挙げていただいて、周辺の整備もぜひあわせてお願いをしたいと思います。

答弁を求めますが、その際に、現在山鹿市が取り組んでおられるもろもろの中心市街地の整備に関しての現状と、これからの方針などもございましたら、関連する部署からの答弁を、あわせてお願いをして、３回目の質疑を終わりたいと思います。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。池田建設部長。

［建設部長　池田永実君　登壇］

○建設部長（池田永実君）

中心市街地の歴史的風致維持向上計画についてお尋ねでございましたけど、関連しまして、ハード面のまちづくりを担当しています建設部サイドからお答えを申し上げます。

本市の中心市街地のまちづくりにつきましては、これまで平成８年度から、歴史的なまちなみや伝統建造物の保存地区など、歴史的な環境がすぐれている地区を対象として実施をされます歴みち事業によりまして、電線類の地中化を初めとして、八千代座周辺まちなみ整備など、本市の歴史と文化を生かした観光地づくりに率先して取り組んできています。そのかいもございまして、昨年６月には豊前街道山鹿温泉かいわい地区が都市景観対象の美しいまちなみ大賞を受賞しています。全国的にも本市の取り組みが評価されつつあるのではないかと思っています。そのため、

これらの施策事業につきましては、本市のまちづくりの基本軸としまして、継続していくべきであると考えています。

したがいまして、今後の取り組みの方針としましては、これまでの成果を踏まえまして、点から線、さらに面への展開を進めることが大変重要と思っていますし、豊前街道から延びる小路の整備に取り組み、回遊性を持たせることで、市街地の新たな魅力の発見につながるようなまちづくりを進めることが大変重要であると思っています。これが、平成20年度より着手しますまちづくり交付金事業の一つです。当然、現在策定中であります周辺整備も含めました中心市街地活性化基本計画との整合性を図った事業です。

このような方針で取り組みたいと考えていますが、議員ご提案の歴史的風致維持向上計画につきましては、まずは制度の内容といいますか、情報収集に努めたいと思っています。

○議長（高野誠二君）

以上で、森議員の質疑は終了しました。

次の通告順により、平井光臣議員の発言を許します。平井議員。

［１番　平井光臣君　登壇］

○１番（平井光臣君）

おはようございます。議席番号１番、平井光臣です。発言通告に基づきまして質疑１点をさせていただきます。

議案第35号　平成20年度山鹿市一般会計予算、健康温泉館「ゆ～かむ」予算について、お尋ねをします。予算書41ページ、ゆ～かむ衛生使用料で3195万4000円、それから66ページ、ゆ～かむ衛生費雑入として350万円が、ゆ～かむ関連の歳入予算かと思います。また、歳出予算として、92ページ、（款）健康づくり推進費で7477万1000円の計上です。これを見ますと、歳入で3545万4000円、歳出で7477万1000円であり、予算上では3931万7000円と、約4000万円が一般財源持出分となるのではなかろうかと懸念をします。

そこで１点、平成17年度、18年度、19年度はまだ途中ですが、３カ年の収支状況はどのようになっておりますか、お尋ねをします。

それから、２点目、平成19年度の当初予算では、ゆ～かむの歳出予算は7872万2000円でした。昨年秋頃より皆様方ご案内のとおり、世界的に原油価格が高騰しており、燃料費等が相当増加するのだと思います。しかしながら、平成19年度の当初予算の歳出予算と比較をしますと、20年度予算は395万1000円の減額となっています。この点につきましても、ご説明をいただきたいと思います。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。森市民福祉部長。

［市民福祉部長　森　和芳君　登壇］

○市民福祉部長（森　和芳君）

ただいまの平井議員の質疑、平成20年度山鹿市一般会計予算の「ゆ～かむ」予算について、お答えします。

１点目の、平成17年度から平成19年度現在までのゆ～かむの収支内容について申し上げます。平成17年度は、収入3780万7000円、支出7525万5000円で、一般財源が3744万8000円となっています。平成18年度は収入3472万円、支出8644万3000円、一般財源が5172万3000円となっていますが、平成18年度は用地取得費として926万5000円が含まれています。また、平成19年度分につきましては、12月末現在、収入2326万7000円で、支出4974万1000円。一般財源2647万4000円となっています。なお、決算見込みとしましては、一般財源が3800万円前後になると見込んでいます。

それから、２点目の平成20年度のゆ～かむの歳出予算の減額について申し上げます。職員体制の見直しを図り、臨時職員を１名減としたほか、リース用品、報償費、役務費等の見直しによりまして、前年度予算に対し395万1000円の節減をした予算となっています。

また、議員ご心配のように、原油価格が高騰している状況ですので、すべての面におきまして、なお一層経費節減に努力してまいりたいと思っています。

○議長（高野誠二君）

平井議員、了解ですか。

○１番（平井光臣君）

議長。

○議長（高野誠二君）

平井議員。

［１番　平井光臣君　登壇］

○１番（平井光臣君）

ただいま説明をいただきましたが、収支状況では３カ年で約１億1700万円程度は一般財源持ち出し分です。財政の健全化を目指す山鹿市としては、今後の運営に関しましては、十分考慮していかなければならない施設の一つであろうと思います。

そこで、今後の管理運営について、どのような考えを持っておられるのか、最後にお尋ねをして、私の質疑を終わります。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。森市民福祉部長。

［市民福祉部長　森　和芳君　登壇］

○市民福祉部長（森　和芳君）

今後の「ゆ～かむ」の管理運営についてということで申し上げます。

現在ゆ～かむは、市の直営事業で行っています。あくまでも福祉施設の一つであるということで認識しています。そういったことで、今後の方向性につきましては、直営、あるいは指定管理者制度、それから民営化などといった選択肢がございますけれども、平成21年４月を目標に検討を進めてまいりたいと思っています。

○議長（高野誠二君）

平井議員、了解ですか。

○１番（平井光臣君）

了解です。

○議長（高野誠二君）

以上で平井議員の質疑は終了しました。

次の通告順により、原　徹議員の発言を許します。原議員。

［７番　原　徹君　登壇］

○７番（原　徹君）

７番、日本共産党の原　徹です。端的に２問質疑します。

初めに、市長の市政運営基本方針の中の予算編成の方針についてです。市長は、平成20年度の予算編成において、歳出全般にわたってこれまで行ってきた歳出改革の努力を決して緩めることなく、改革路線を堅持する。時代に適合しなくなった制度や組織を改めると表明されました。そこで、２点に絞ります。質問します。

20年度予算編成での歳出改革の努力は、本年度予算案のどのような事業に反映されているかご説明ください。

２点目は、全般にわたって歳出改革路線を堅持するということですが、歳出に聖域は設けないということなのか、お尋ねします。

次に、予算編成に関連しまして、合併特例債についてお尋ねします。合併特例債は、合併推進のためのあめの政策と言われてきました。しかし使用すればするほど、特例債の30％は新たな資金を準備しなければなりません。また、使用期間が10年以内となっています。この特例債については、12月議会だったと思いますが、太田黒議員の質問に答弁されていますが、まだ大まかな計画であったと思っています。残りは６年数カ月です。詳細な使用計画が必要ではないかと思いますので、確認の意味で質問します。

１点目は、特例債の最高使用限度額は幾らでしょうか。２点目です。そのうち、どれだけを何に使うか変更があったらご説明ください。３点目は、既に使われた特例債は、何にどれだけでしょうか。４点目は、プラザファイブ再生事業で、市民会

館がなくなるわけです。新たな市民会館と図書館建設は旧山鹿市民の長年の夢であり、合併したら建設されるものと期待していた市民も少なくありません。合併前から、文化施設予定地も購入されていましたが、今は八千代座の駐車場となっています。特例債を６万市民にふさわしい市民会館や図書館建設に充てる計画はないかお尋ねをします。

２問目のプラザ再生事業は、先ほど質疑がありましたので削除します。

次に、議案第49号　平成20年度山鹿市下水道事業会計予算について、質問します。新聞報道によりますと、玉名郡長洲町は連結実質赤字比率が30％を超え、赤字再生団体認定寸前の状況にあり、その最大の要因は下水道事業会計の赤字が20億円を超えたことにあると報道されています。山鹿市の下水道事業がとても心配ですので質問します。

下水道事業会計予算は、一般会計より８億円の借り入れとなっていますが、なぜ８億円の借り入れが必要となったのかをご説明ください。また、その８億円の返済方法、返済時期はどうなっているのでしょうか。また、今後の下水道事業の見通しについて説明をお願いします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

原議員の１回目の質疑について、ご答弁申し上げます。

平成20年度の予算編成の基本的考え方としましては、歳出全般にわたり見直しを行い、行政のスリム化、効率化を一層推進するものであります。各施策について、現状分析、事業の費用対効果を把握し、見直しに努めるものです。また、あわせて明確な数値目標、事業実施期間等を設定し、その評価に基づき事業の厳格な選択を行ってまいるものです。具体的に申し上げますと、施設管理の見直し、管理委託内容等の見直し、人件費の抑制、これにつきましては職員数の削減、時間外勤務手当の抑制、普通建設事業の見直し、事業の延長・縮小等です。物件費の抑制、旅費・需用費の削減、公債費管理の適正化、これにつきましては、高利率の繰上償還の実施、一部事務組合・第三セクターの経営改善など、歳出全般にわたり見直しを行っています。

なお、この見直しは、20年度以降も、現時点では国の財政支援が終了します平成26年度を視野に入れて、計画的に毎年度進めていくものです。先ほど、聖域なき改革かというお話もございましたけれども、ただいま申し上げましたように、全体的にすべての事業に対して、しっかりと見直しを行っていくということです。

これらの財政健全化への取り組みの成果は、徐々に得られています。当初予算のあらましに掲載していますように、性質別経費の平成19年度と20年度の当初予算を比較しますと、義務的経費が約１億4700万円減少し、構成比で48.8％となっています。物件費については、約１億7000万円の減少となっているところです。

○議長（高野誠二君）

西田総務部長。

［総務部長　西田秀行君　登壇］

○総務部長（西田秀行君）

合併特例債について、お答えします。

まず、全体計画については、昨年もお答え申し上げましたが、本市の発行枠としましては、約248億円です。そのうち財政計画上、おおむね165億円を上限枠として考えています。その内訳につきましても、昨年お答えしたと思いますが、義務教育施設等100億円、庁舎40億円、その他道路等25億円程度を予定しています。また、質問の中にありました市民会館等、その他の整備計画につきましては、財政計画上は個別には計上していませんけれども、建設事業枠の中で今後の財政状況に応じて対応していきたいと考えています。本年の建設事業費が33億円ぐらいだったと思いますが、来年度以降26年度までは50億円前後の建設事業をやっていくということで計画をしています。

合併後３年間の特例債の活用状況については、３年間で19年度の発行予定を含めまして、４億8370万円を予定しています。この使途は、道路整備に係るものです。

○議長（高野誠二君）

池田環境部長。

［環境部長　池田幸一君　登壇］

○環境部長（池田幸一君）

質疑の２点目の、一般会計からの借入金について、お答えします。

下水道事業会計は、平成16年４月１日に特別会計から企業会計に移行しています。特別会計では歳入不足を繰上充用で決算処理を行っていましたが、企業会計移行後は資金不足を基金等の繰替運用で対応しています。しかしながら、公営企業会計としては、一時借入金を流動負債として整理しています。本来、借入資本金として管理すべき性格のものですので、一般会計からの借入金をもって会計処理を行うものです。あわせて、資本費平準化債の活用、公債費負担対策の一環の借換債並びに施設管理の効率化を図り、経営基盤強化に取り組んでまいります。

また、当借入金の返済につきましては、一般会計との借入条件の中で利率は１％程度、償還年数は20年を予定しています。経営状況につきましては、平成18年度末

で負債が６億8521万1000円です。単年度収支で7200万円の経常利益を計上しています。20年度以降も安定した経常利益を確保し、これをもって今後20年間で借入金の返済とともに、負債６億8521万1000円を解消すべく取り組んでまいります。

○議長（高野誠二君）

原議員了解ですか。

○７番（原　徹君）

終わります。

○議長（高野誠二君）

以上で、原議員の質疑は終了しました。

次の通告順により、森　芳顕議員の発言を許します。森議員。

［17番　森　芳顕君　登壇］

○17番（森　芳顕君）

17番議員の森　芳顕です。ちょうど昼前になりまして、誠に申し訳ございませんけれども、水洗トイレの質疑ですので、少々におうかもしれませんけれどもお許しをいただきたいと思います。

一般会計予算書117ページの公営住宅維持管理費１億8508万円のうち、予算に関する説明書108ページの備考に姫井団地トイレ水洗化工事と記載してあります。この件につきましては、平成18年９月議会において、私、一般質問にて、姫井団地は耐用年数も過ぎ老朽化しており、旧鹿央町で随時建替えが必要と計画をしていましたが、合併後新市になり建替えができないようであれば、衛生面から考えても一日も早く水洗トイレ化に着工してほしいとお願いをしていましたが、今回、平成20年度予算に計上していただきまして誠にありがたく思います。

そこで、５点ほどお伺いをします。１点目、着工予定と今回集会所を含む全48戸を施工していただけるのか。

２点目、水洗化になりますと、水が多量に必要となりますが、団地建設当初から10年ぐらい水不足で大変困った時期がありまして、水洗化になりますと水不足になりはしないかと心配をしていますが、いかがでしょうか。

３点目、現在のトイレは和風兼用便器を使用していますが、今回改造に当たり、現在のままの和風兼用での水洗化になされるのか、また少し工事費がかさむかもしれませんが、洋式を設置していただけるのか、お伺いをします。

４点目、室内工事に着工するとき、トイレ等使用できなくなると思いますが、当然仮設トイレの設置はなされることと思います。老人や子どもさんがたくさんいらっしゃいます。支障がないよう考慮してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

５点目、工事後、トイレの故障等が発生した場合、修理費の負担はどのようにな

るのか、以上、５点、お伺いをします。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。池田建設部長。

［建設部長　池田永実君　登壇］

○建設部長（池田永実君）

森議員の質疑にお答えします。

ご質問の姫井団地につきましては、平成17年度に農業集落排水事業が施行されたことに伴いまして、住環境の整備と入居者の利便性の向上を図るため、平成20年度に水洗化工事と老朽化した水道管の布設替えを実施するものです。

まず、お尋ねの１点目、着工予定と対象戸数ですが、着工は本年の８月頃を予定しています。また水洗化の対象は、全戸数48戸と集会所を予定しています。

２点目の、井戸水の水量につきましては、団地建設当時におきまして水量不足を生じた時期もございましたけれども、その後の改善工事等によって今回の水洗化に伴う水量不足は発生しないものと考えています。

次に、３点目の便器方式につきましては、限られた居室面積の中での改修となりますので、洋式の兼用便器の設置を予定しています。

４点目の仮設トイレにつきましては、入居者の生活に支障が生じないよう、仮設トイレを設置することにしています。

５点目の、水洗化工事後における設備の故障、不具合等の際の費用負担につきましては、便器等は住宅設備に該当しますので、故意に損傷しない限り、住宅の管理者であります山鹿市の費用負担で修理をすることになります。なお、施工に当たりましては、なるべくトラブルがないように十分高齢者の方々の入居者へも、十分な説明を行いまして着手したいと思っています。

○議長（高野誠二君）

森議員、了解ですか。

○17番（森　芳顕君）

議長。

○議長（高野誠二君）

森議員。

［17番　森　芳顕君　登壇］

○17番（森　芳顕君）

今回、全戸施工していただくということで、大変嬉しく思っています。一日も早い竣工をお願いいたすとともに、団地の皆様方が快適な生活が送れることを心より思っているわけです。早々予算化をしていただきました建設部長並びに住宅課の皆

さんに、住民に成りかわりお礼を申し上げ、質疑を終わります。

○議長（高野誠二君）

以上で、森　芳顕議員の質疑は終了しました。

ここで、昼食のため休憩します。午後は１時30分より再開します。

午前11時52分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午後１時30分　開議

○議長（高野誠二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の通告順により、横手啓介議員の発言を許します。

［19番　横手啓介君　登壇］

○19番（横手啓介君）

こんにちは。今回、質疑を市長説明要旨で２点、議案第35号　平成20年度山鹿市一般会計予算で１点行います。

まず最初に、市長説明要旨の中で、主要施設の概要の２点目、活力ある産業づくりの最後の方で、観光基本計画を策定するということでありましたけれども、まずその観光基本計画とはどういうことなのか。予算またその期間、いつまでにつくるのか、それと内容、どのようなことをやるのかということをお知らせください。

続きまして２点目、安全で快適な暮らしを支える基盤づくりという点で質疑をしますけれども、これは、実は昨年９月に一般質問で、緊急時における市の対応ということでお尋ねをしました。西田部長の答弁で、鹿本地区、山鹿地区に戸別受信器の設置、鹿北、菊鹿、鹿央地区においては、野外の拡声子局を新設し、市内全域をカバーする体制及び戸別エリア放送にも対応するシステムの構築、これを20年度より着手するというご答弁でした。

今回、これをどのくらい予算が付いているのかなと見たところ、全くその影がなかったといいますか、予算が付いていませんでした。予算書を見てからの質問で、ちょっと質疑とは違うかもしれませんけれども、一般質問みたいなことではございますけれども、あえて質問させていただきます。なぜ、９月議会で、部長が20年度からやると言ったことが今回できなかったのか。またこれは緊急性があることですので、どうにかやっていただきたいと思うわけですけれども、まずは、どうしてできなかったかということを、お答えをいただきたいと思います。

続きまして、議案第35号、94ページの斎場費についてお聞きをします。この斎場費の多くは委託料ということですけれども、その委託の内容を、指定管理者制度による業務委託を行っているということですけれども、その委託の内容、また制度導

入の経緯、委託業者について教えていただきたいと思います。

１回目の質疑を終わります。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。福田商工観光部長。

［商工観光部長　福田憲之君　登壇］

○商工観光部長（福田憲之君）

横手議員の質疑、観光基本計画について、お答えをします。

まず、１点目の質疑ですが、予算につきましては、平成20年度一般会計予算の108ページ、観光費の委託料の方に含まれています。20年度に500万円、21年度に300万円の債務負担行為を計上させていただいています。事業の予算総額は800万円です。

２点目の質疑ですが、策定作業のメンバーですが、観光にかかわる業種は多種多様で、広い範囲にわたっています。したがいましてメンバーにつきましては、観光業、商業、農業団体を中心に関係団体を網羅する形になるかと考えています。策定に係る期間ですが、２年間を計画しています。１年目は調査・研究等、現状分析に重点をおき、２年目にそれらの分析結果をもとにしまして、より多くの市民を交えた形で、山鹿の観光の将来像について議論をしていきたいと考えています。

○議長（高野誠二君）

西田総務部長。

［総務部長　西田秀行君　登壇］

○総務部長（西田秀行君）

防災行政無線のことだと思います。昨年の９月に、平成20年度からできれば着手したいと答弁をしています。今回、その現実的な予算がないということですが、本年度におきましては、緊急情報の伝達のあり方などについて、嘱託員の皆様等広くご理解をいただいた上で実施に向けて準備をしたいと考えています。

○議長（高野誠二君）

池田環境部長。

［環境部長　池田幸一君　登壇］

○環境部長（池田幸一君）

２点目の斎場費について、お答えします。

業務委託につきましては、民間の能力やノウハウを幅広く活用し、より一層の住民サービスの向上と経費の削減等を図り、市営斎場の事務改善につながることを期して、指定管理制度を導入しており、平成19年度より３年間の期間を定めて、株式会社五輪と管理運営に関する協定書を締結しています。

委託の業務内容としましては、斎場における火葬業務、斎場の利用承認に関する業務、斎場施設の維持、修繕に関する業務、その他管理上必要な業務としています。また、具体的な管理業務につきましては、別途仕様書を定め、清掃や施設点検等について、頻度と内容を規定しています。以上、お答えします。

○議長（高野誠二君）

横手議員、了解ですか。

○19番（横手啓介君）

議長。

○議長（高野誠二君）

横手議員。

［19番　横手啓介君　登壇］

○19番（横手啓介君）

２回目の質疑を行います。

まず、観光基本計画の策定ということですけれども、委託料として500万円を上げてありますけれども、この委託、先ほどの答弁の中では、関係の市民等で行うとありますけれども、多分委託料ということは、コンサルを入れるのではなかろうかと思いますけれども、今までもコンサルを入れた事業というのは、もう、何か、机の上だけでつくって、実際なかなか実行が行われない策定事業というのが非常に多かったように感じます。またそうならないように、もう少しその辺、内容がわかるようにお答えをいただきたいと思います。

それと、本日の熊日新聞に、九州観光まちづくり、山鹿を重点支援、国土交通省の九州観光まちづくりアドバイザリー会議は、４月からの観光まちづくり重点支援地区に山鹿市を選んだという記事が載っていましたけれども、こういうふうに、観光面にかけましては、いろいろ山鹿というのは今注目をされていると思います。今回の策定以前にも、本来ならもっともっと早くにすべきではなかったろうかとは思いますけれども、いろんなこういう国・県とその策定に関してかかわりというのがあるのか、お答えをお願いしたいと思います。

続きまして、２点目の安全で快適な暮らしを支える基盤づくりという点ですけど、今、西田部長の方は、まだ20年度から始めるというのは、区長さんたちとの話し合いから始めるということだということでございましたけれども、では実際、この緊急対策の防災無線等が配備をするのはいつからなのか、今度はできればという言葉は外して、答えをお願いしたいと思います。午前中の森芳顕議員の質疑の中でも、執行部に予算を付けてもらってありがとうということがありましたけれども、私もそう言えるようにお願いをしたいと思います。

続きまして、斎場費についてですけれども、何でこの質問をしているかと言いますと、非常にこの導入、指定管理者制度になってからサービスの低下が目立っているという声を聞きます。どういったことかというのはまだちょっと私も調べていませんけれども、何か、そこに来る人たちに掃除をさせたりとか、そういうことがある。また、受付のサービスというのが、非常に落ちているとお聞きします。そういうことがないようにしていただかなければいけないですけれども、行政と委託業者、指定管理者につきましてどのように、そういうのは、こちらから管理をしているのか、指導をしているのかという点でお聞きをします。

以上、２回目の質疑を終わります。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。福田商工観光部長。

［商工観光部長　福田憲之君　登壇］

○商工観光部長（福田憲之君）

観光基本計画の策定におきましては、コンサルタントへの丸投げということにならないように、市民各層の意見等を十分反映しながら、その点十分注意して臨んでいきたいと考えています。今回の策定目的は、本市が合併によりまして、300平方キロの広大な面積を有することになりましたために、同時に各種の豊富な観光資源も持つことになりました。将来にわたり地域間競争を生き抜くためには、この観光資源などの現状を正確に把握した上で、明確な長期方針を立て、全体的な連携と協力により進めることが重要であると考えるからです。

そのため、今回の観光基本計画の策定におきましては、国や県の観光振興計画の方針を踏まえまして、本市計画の役割、位置づけを明確にするとともに、山鹿市の課題を整理し、周辺地域との関係も見据えた広い視点で、本市観光行政の総合的な共通指針として策定の上、計画的に取り組むためのものです。観光振興にかかわる業種、関係者は大変幅広いものがございますので、多くの各種団体のご意見・ご要望などをどのように集約し、どの計画に反映させるかには十分注意を図ってまいりたいと考えています。

また、多くの関係団体や住民の方と課題解決の方法や事業の取り組みにつきまして協議を重ねていくこと、その住民と行政による取り組みの過程こそが、この計画策定の大きな意義があると考えています。

また、本日の熊日朝刊に掲載されていました九州観光まちづくり事業について、ご説明をさせていただきます。

本事業は、正式には、観光まちづくりコンサルティング事業と申しまして、国土交通省が国内観光活性化策の一環として実施するものです。そのため、国土交通省

九州運輸局が旅行代理店等を初めとした有識者で構成する九州観光まちづくりアドバイザリー会議を設置し、その会議の中で重点支援地域を選定するという作業がなされています。山鹿市につきましては、本年２月に行われました選定会議の中で、現在までの取り組みなどが評価されまして、平成20年度の支援地域として選定がされ、今月３日に通知があったところです。

今後は、４月以降、アドバイザリー会議の有識者と地元観光関係者との協働によりまして、山鹿市の観光魅力の増進が国の事業として行われることになりますので、このような作業工程は、本市が、現在予定しています観光基本計画の策定にも大きく寄与するものと期待をしています。以上、答弁とします。

○議長（高野誠二君）

西田総務部長。

［総務部長　西田秀行君　登壇］

○総務部長（西田秀行君）

２回目のお尋ねにお答えします。

できればということではなく、担当課は総務課ですので、総務課に21年度着手するように、そして財政課の方にはその予算措置ができるように、しっかり申し送りをするということをお約束させていただきたいと思います。

○議長（高野誠二君）

池田環境部長。

［環境部長　池田幸一君　登壇］

○環境部長（池田幸一君）

２回目の質疑にお答えします。

制度導入後、１年を経過したところですが、これまで利用者の方から直接のクレーム等は伺っていません。また、管理経費の節減や業務効率化の面からも制度導入の一定の効果が上がっているものと考えています。しかしながら、議員ご指摘の関係事業者のことなどにも十分留意しながら、委託事業者に対しては、より利用者の立場に立ったサービスを心がけていくよう今後も指導してまいります。

○議長（高野誠二君）

横手議員、了解ですか。

○19番（横手啓介君）

終わります。

○議長（高野誠二君）

以上で、横手議員の質疑は終了しました。

次の通告順により、島田節男議員の発言を許します。島田議員。

［16番　島田節男君　登壇］

○16番（島田節男君）

こんにちは。16番、島田です。今回は、条例廃止の件と一般会計予算の中より２点質疑をさせていただきます。

まず１点目に議案第23号、24号について、お伺いします。この条例は、これまで農林業活性化及び担い手の支援にそれなりの役割を担ってきたものと考えられます。今回、廃止という方向を示されましたが、この条例を廃止する理由等をお聞かせ願います。

次に、この両基金の貸与残高等はどれだけになっているのか、お伺いしたいと思います。

次に、貸与金返済の返済不能といいますか、そういう金額はどれだけになっているのかをお伺いしたいと思います。滞納等につきましてですね。

１点目の最後に、この条例の廃止に伴いまして、これを利用し、また希望する人々にとっては、影響を与えると思いますが、今後の対策等についてお伺いします。

次に、２点目ですけれども、議案第35号　平成20年度山鹿市一般会計予算、107ページです。（目）商工振興費、がんばる商店街支援事業について、お伺いをします。皆様もご存じのごとく、今、中心市街地の商店街にしましても、私たち地域の商店街にしましても、郊外の大型店の出店の影響によりまして、シャッター通りと言われるぐらいにお店が少なくなっています。これらは皆さん十分ご存じだと思います。今、この商店街の活性化は非常に喫緊の課題であるわけです。そしてまた、市の支援も必要なところであると考えています。

今回、このがんばる商店街支援事業ということにつきましてどのような支援事業の内容なのかお聞きをしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。藏原農林部長。

［農林部長　藏原榮一君　登壇］

○農林部長（藏原榮一君）

島田議員の質疑の１点目、議案第23号　山鹿市農林業経営活性化基金条例等を廃止する条例及び議案第24号　鹿北町担い手育成基金貸与条例等を廃止する条例について、お答えします。

まず１点目、両議案を廃止する理由についてですが、この条例につきましては、旧町域に効力を有する基金でしたので、市全域の均衡を図るため、今回廃止するものです。

２点目に、貸与残額はどうなっているかということですが、平成19年度末時点で

の貸与額は8891万2000円の見込みです。なお、平成19年度末時点での基金額は、２億1770万5000円となっています。

３点目に、返済不能はないかということですが、一部遅れているものはございますが、代位弁済等により、計画的に納入いただいていますので、返済不能金は発生していません。

最後に、20年度からの対応はということですが、市全域の農林業の担い手を対象として、農林業者の経営改善を目的とする農林業用機械の導入、施設整備の資金融通に対する利子補給制度、農林業担い手育成資金制度を設けまして、担い手の育成支援に当たってまいりたいと考えています。それに対します利子補給額は、融資利率のうち２％以内、期間につきましては５年以内、利子補給の対象とします融資限度額は200万円を予定をしています。以上、お答えします。

○議長（高野誠二君）

福田商工観光部長。

［商工観光部長　福田憲之君　登壇］

○商工観光部長（福田憲之君）

島田議員の２点目、がんばる商店街支援事業について、お答えします。

現在の商業を取り巻く環境は、消費者ニーズの複雑・多様化、消費者行動範囲の拡大、郊外型大型店の進出や経営者の高齢化、後継者不足等による競争力の低下などにより、個店及び商店街組織の弱体化が見られるところです。このため、中心市街地また商店街の空洞化、少子高齢化等の社会経済的な課題に対応するため、商店街ソフト事業、商店街共同施設整備事業、商店街空き地空き店舗対策事業などの活性化事業を推進してきたところです。今回は創設以来約10年を経過した既存のソフト事業及び共同施設整備事業を、より市街地の活性化や商業活動に対応した内容に整理統合し、やる気のある商店街が主体となった自主的な取り組みを推進し、みずからの知恵と工夫により、地域の顔となる元気な商店街をつくるために、今までの支援内容に新商品開発などのソフト事業やテナントミックス・交流施設等の施設整備のハード事業も対象とした商店街が取り組みやすい支援事業として、がんばる商店街支援事業を創設したものです。以上、答弁とします。

○議長（高野誠二君）

島田議員、了解ですか。

○16番（島田節男君）

了解しました。

○議長（高野誠二君）

以上で、島田議員の質疑は終了しました。

次の通告順により、池田誠一議員の発言を許します。池田議員。

［10番　池田誠一君　登壇］

○10番（池田誠一君）

皆さん、こんにちは。議席番号10番、池田誠一です。質疑３点について、お答えいただきたいと思います。

まず１点目ですけれども、通告しています小・中学校の再編問題ということで質問させていただきますが、この三つとも先般市長の方から説明要旨の中で説明をされました中に取り上げておられる部分です。ページ数にしまして３ページの４点ほど挙げておられます重点的取り組みという点の二つ目というところですが、この件につきましては、12月定例会の折に一般質問で私も取り上げた経緯がございます。そういう中において、今、この小・中学校の統合問題、いろんな形の中で説明等も住民の中にされているわけですが、まだ必ずしも合意といいますか、納得といいますか、それがなされていない地域もあるやに聞こえています。いろんな、また問題もいろんな方々から意見もあるようでございまして、これに対する今の進捗状況、そしてまたこれから先の取り組みはどのような形の中で行われようとされているのか、以上２点についてお伺いをします。

２点目です。将来を担う子どもたちへの施策ということで、「早ね・あいさつ・朝ごはん運動」ということの質疑をさせていただきます。

皆さんまだよくご存じでないかもしれませんけれども、この運動というのが平成18年社会教育委員の会という委員長さんが提言をなされまして、１年間にわたり提唱といいますか、それの策定に当たってまいりました。そして19年度におきまして、その策定を如実に文章化し、そしてまた昨日ですけれども、この社会教育委員の会から教育委員さん、都合５名ですね、１市４町それぞれの教育委員さんおられますけれども、その５名の方に手渡しでこの提唱の提言を行わせていただいたところです。その中において、文部科学省も平成18年度に「早ね・あいさつ・朝ごはん」ではなくて、「早ね・早おき・朝ごはん」という、この運動を展開しようということで、全国的なレベルの中で今運動化をされています。しかしながら、まだ小・中学校、幼稚園等におきます教育委員会等の会においては、その提唱がスムーズな中で末端までおりているやに思いますけれども、全市的な取り組みとなりますとまだまだそこまで行ってないのではないかなという気がしています。そういうことについて、まず、現状と、またこれから先の同じような取り組みということに対してお答えをいただければと思っています。

それから３番目、地域とともに支え合う暮らしづくりということで、認知症、これは市長説明要旨の６ページになっていますけれども、そういう中において、認知

症地域支援体制を構築する具体策ということで掲げてございました。今高齢化がどんどん進んでいる中において、社会情勢の中で本当に厳しい、そういった認知症を抱えている家庭というのが在宅の中でどうしても介護できないといった家庭がふえているのも事実であろうと思います。

しかしながら、施設そのものがそれに全くマッチしてないといいますか、当然その数が合わない。それを施設に入っていただくことができるように、そういった手続きを行っても、何年先になるかわからないという状況下です。これをちょっと見まして、本当に素晴らしい支援策だなと、こういったひょっとしたならばこの事業等によって新しい施設ができるのではないかということでお伺いしましたところ、これはソフト事業だそうでございまして、いち早く国からの、この事業に対する取り組みをどのようにしますかということで、各自治体に答申があったそうです。そういった中で、当山鹿市と益城町がいち早く手を挙げまして、これに取り組むということで、その策定に至ったということです。これはですから、国からの100％補助事業ということでして、額的にはあとで聞きますけれども、どのような形の中で、この事業等を行われるのか。そしてまた、この施策といいますか、補助といいますか、そういう形をどのような形の中で、一般家庭の中に反映されようとされているのか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

以上で１回目の質疑を終わります。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。八木田教育部長。

［教育部長　八木田達博君　登壇］

○教育部長（八木田達博君）

小・中学校の再編について、現在の進捗状況と取り組みにつきましてご答弁申し上げます。

昨年12月定例会の一般質問でもお答え申し上げていますけれども、昨年３月に小・中学校規模適正化等協議会を立ち上げまして、子どもたちにとって望ましい教育環境について協議をいただいているところです。９月には、協議会による計画策定基本方針、計画期間、学校の枠組み等の中間確認がなされたところです。

その内容ですけれども、一つは、複式学級の解消及び学校施設の老朽化対策を最優先課題とする。二つ目に、従来のコミュニティの枠組みを考慮する。三つ目に、現通学区域を原則として変更しない。四つ目に、遠距離通学対策を講じるということです。その方針に基づきまして、計画期間を第一次と第二次で編成し、第一次計画期間を平成20年度から平成26年度までの７カ年とし、その７カ年を前期、平成20年度から平成23年度までの４カ年、後期、平成24年度から平成26年度までの３カ年

とするという確認がなされたところです。

この中間確認についての関係団体への説明ですが、市内の小・中学校ＰＴＡ会長で組織されましたＰＴＡ連絡協議会、それから各中学校区の小・中学校ＰＴＡ役員、それから各地区の地域審議会、それから保護者の皆様、地域の方々等に、これまで計16回の説明を行ってきたところです。また、検討内容につきましては、広報やまがの２月号にも掲載し、市民の方々にもお知らせを申し上げているところです。

次に、今後の取り組みですが、本年度末に協議会より小・中学校規模適正化等の提言がなされる予定ですので、それを受けまして、今後教育委員会において小・中学校の再編に向けての基本方針、基本計画を策定してまいりたいと考えているところです。なお、この策定に当たりましては、市民の皆様からのご意見を求めるパブリックコメントも行ってまいりたいと考えているところです。

また、新年度の予算に、学校の施設整備に係る共通設計概念、いわゆるコンセプトを検討するために、小・中学校施設整備検討委員会を設置する予定としています。なお、その予算として、36万円を計上させていただいているところです。

続きまして、「早ね・あいさつ・朝ごはん運動」についてご答弁を申し上げます。

山鹿市では、先ほどご紹介いただきましたように、平成18年度から「早ね・あいさつ・朝ごはん運動」に取り組んでいます。特に平成19年度には、教育委員会と市民福祉部それぞれの関係各課が連絡を密にしまして、全市的展開を目指して事業を行ってきたところです。あいさつ運動は、毎月１日、15日に、ファミリー銀行前、あるいは市内の各地、各学校で行っていますし、広報車による広報活動も行っています。市長みずから各小・中学校も、あいさつ運動としておいでいただいているところです。

また、この運動を科学的にぜひ裏づけたいということで、昨年の11月には、地区の公民館長、分館長、それから社会教育委員、法人の保育園の保育士を対象に、熊大の上土井貴子先生を講師にお招きして、科学的な観点からのご講演をいただいたところです。また、去る２月の推進大会では、福岡教育大学の名誉教授で横山正幸先生の講演会を開いて、啓発を図ったところです。市民福祉部あるいは教育委員会が連携して各所属団体、幼稚園、保育園、小学校、中学校の保護者の方々で呼びかけましたところ、市民会館の会場は外まで埋まるという、本当に大盛況となりまして、大変ありがたく思っているところです。

さらに各地域では、嘱託員会議、あるいは公民館長会議、あるいはＰＴＡ連絡協議会など、あらゆる機会をとらえまして、努力目標としてぜひこれを取り上げていただきたいというお願いをさせていただいているところです。地区によりましては、これを主要努力目標として取り上げていただいている地区もあると考えています。

その他、のぼり旗や看板等もできるだけたくさん掲示させていただいているところです。また、先ほどご紹介もございましたけれども、実はつい３月３日に社会教育委員会の会では19年度１年間にわたって、「早ね・あいさつ・朝ごはん運動」に関する研究を行っていただきました。そしてその成果を取りまとめた提言書を教育委員会にいただいたところです。その内容はぜひ全市、全部局一丸となって運動を推進し、子どもたちが健やかに育ちますようにとの願いを込めてのご提言をいただいたところでして、大変ありがたく思っているところです。

このようなお力添えをいただきながら、平成20年度も引き続き、「早ね・あいさつ・朝ごはん運動」の輪が全市に幾重にも広がるように、強力に進めてまいりたいと考えているところです。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（高野誠二君）

森市民福祉部長。

［市民福祉部長　森　和芳君　登壇］

○市民福祉部長（森　和芳君）

質疑の３点目、地域とともに支えあう暮らしづくり、認知症地域支援体制を構築する具体策につきまして、お答えします。

モデル事業の正式名称としましては、認知症地域支援体制構築事業という名称です。ご承知のとおり、少子高齢化社会の進展とともに、認知症の高齢者の方は年々ふえ続けて、65歳以上の高齢者の10人に１人、また85歳になると４人に１人が認知症と言われています。この山鹿市でも既に約2000人近くの認知症の方がいらっしゃると推計しています。しかし、その認知症という病気ゆえに、介護することの難しさ、また周囲の誤解や偏見等もございまして、ご本人もそしてその家族も生活していく上で、様々な困難を抱えておられます。この認知症地域支援体制構築事業は、認知症の方々やそのご家族が住み慣れた地域で、安心して生活できるための体制づくりを行うという目的で、国のモデル地区として県の指定を受けて２年間で行う事業です。

なお、熊本県としまして、２カ所をモデル地域として指定しましたけれども、山鹿市と益城町が指定を受けています。事業費ですが、19年度380万円、補助につきましては、全額国の補助となっています。それから20年度の事業費としましては、今のところ未定ですが、同額程度の補助があるかとは思っています。具体的な事業としましては、一つ目に、認知症の人やその家族に対する適切なサポートや、地域でのネットワーク活動ができる認知症地域サポートリーダーの養成。二つ目に、市民の認知症についての理解を進めるための出前講座や小・中学校での絵本教室の実施。三つ目に、認知症の方や家族が頼れる場所や人がどこにあるのかをわかりやす

く示した地域資源マップの作成と配布。四つ目に、徘徊による行方不明事故等を未然に防止するために、地域の関係者との情報共有により、徘徊高齢者を迅速に発見し、安全を確保できるネットワークづくりや模擬訓練の実施。それから五つ目に、認知症の早期発見や早期対応のための物忘れ相談の実施などの事業を計画し、昨年の12月より開始しているところです。

事業の一つで、実施しました地域サポートリーダー養成講座を広報で募集しましたところ、市民の方や介護保険事業所の方を中心に110名の応募がありまして、１月から講座を開始し、研修会や実習等を行っています。また、出前講座は地域の公民館等に出向き、自治会、老人会、地区社協、シルバー人材センター等に対して、講話や座談会形式で実施していまして、出前講座を受講いただいた市民の皆さんには、認知症サポーターの講座を受けたという印として、オレンジリングをお配りしています。また、先日の２月23日には、八千代座におきまして認知症になっても安心して暮らせるまちづくりフォーラムを開催しました。内外から参加者及びボランティアの皆さん合わせて約600名を超える方々の参加をいただきまして、盛大に開催することができました。本事業に対する市民の皆様の関心の高さが伺われるとともに、参加者のアンケートからも他人事ではなく、自分の身近な問題としてとらえていただき、その上で、地域の一員として役に立っていきたいというご意見が多数寄せられていましたことを心強く感じた次第です。

20年度には、市民リーダーによる活動を中心に、関係機関のご協力を得ながら、徘徊ＳＯＳネットワーク、また見守りネットワークの構築を進め、具体的な組織づくりを中心として、認知症の方を地域で支える活動をさらに展開していく予定です。なお、本事業のモデル指定期間は20年度までとなっていますが、その後につきましては、20年度に策定します第４期介護保険、老人保健事業計画の中で、必要な事業を継続実施していく予定としています。以上、答弁とします。

○議長（高野誠二君）

池田議員、了解ですか。

○10番（池田誠一君）

議長。

○議長（高野誠二君）

池田議員。

［10番　池田誠一君　登壇］

○10番（池田誠一君）

２回目の質疑をさせていただきます。

小・中学校の規模適正化問題については、何回も今まで一般質問の中でも質問さ

せていただいたわけですし、十二分に私の意向といいますか、そういったのも聞かせていただいたところでもございます。そういった中で、一番私が思いますことは、地域の皆様方の意向というのが一番問題になりはしないかなと。特に、併合される校区であるとか、小学校であるとか、または一括にまとまるところの方たち、特に、通学的にすごい遠距離になってしまうという、そういった不安視の部分をできる限り皆さん方の要望、そしてまた不安を解消すべく親密になってその寄与に当たっていただきたいということです。１次、２次合わせまして約十数年の年月を経てこの問題に取り組むわけですので、その辺のところを本当にコンセンサスといいますか、地域住民の方の心として受けとっていただきながら、この諸問題に当たっていただきたいと思います。

続きまして、２番目ですけれども、早ね・あいさつ・朝ごはん運動についてですが、今、教育部長の方から綿密なるご答弁をいただいたわけですけれども、全市的な取り組みということで、社会教育委員の会の提言書の中では取り上げています。先ほど、私が申し上げました教育委員会、そしてまた、市民福祉部関係においては、それなりの運動、そしてまた周知徹底も行われているところでもございますけれども、全市的といいますか、行政の中で本当に全市的に取り組むということであるならば、他の部局、市長部局であります建設部であるとか商工観光部、そしてまた農林部、こういった本当に別のところの部まで一つになってこの運動に向かって取り組んでいただきたいと思いますので、もしよければ市長の思いといいますか、この運動に対するこれから先の展開等をお聞かせいただければと思います。

それから、３番目の質問でございますこの認知症の地域支援体制ということですけれども、先ほど部長の方からありましたように、八千代座で認知症になっても安心して暮らせるまちづくりフォーラム・イン・山鹿ということであったということですが、この中で本当に中嶋市長、大変な思いの中でこれをされているということもお聞きしました。そしてまた、職員よりも詳しいのではないかという話もお伺いしました。本当に弱者に対する思いやりというのが如実に表れているかなという気がしてなりません。この山鹿市が真っ先に取り組んでいただいたこの運動に対して敬意を表しますとともに、宣言文も市長名で出ています。

そういったことを踏まえまして、市長より、この事業に取り組む決意といいますか、その思いを語っていただきたいと思います。

これで、最後の質疑とさせていただきますので、よろしくお願いします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

ただいまの池田誠一議員の、将来を担う子どもたちへの施策についての質疑にお答えします。

今日の社会を振り返ってみますと、物質的に非常に豊かに恵まれた社会の中で、それとは逆に、毎日のように悲惨な事件や事故が発生しているところです。また、青少年の犯罪の低年齢化や凶悪化、さらには学力や体力・気力の低下が大きな問題になっているところです。これらの事象は多くの要因の中で生まれてくるものであろうと考えられますが、家庭や地域での生活の中での基本的なこと、当たり前のことが欠落している、そういったことも一因ではなかろうかなと、そんな思いがします。そういった状況の中で、先ほど部長からも答弁がありましたように、今、国、文部科学省におきましては、「早ね・早おき・朝ごはん運動」が全国的に展開がされているところです。

そういった中で、山鹿市教育委員会を中心に、山鹿市では「早ね・あいさつ・朝ごはん」ということで展開をされているところです。ただいま申し上げましたように、基本的なこと、当たり前のことを大事にしていく、そういったことが非常に大事ではなかろうかなと、そんな思いをいたしますし、これをただ学校だけではなく、学校や家庭や地域や職場、そういったいろんなところで展開していく。さらに一時的なものではなく、これを継続的にしっかりと取り組んでいくときに、大きな教育的な成果が、教育力が生まれてくるものであろうという、そんな思いを強く持っています。そういった意味からもこの運動を全市的に、そしてまた継続的に展開しながら、人が育つ、そしてまた人が輝く、子どもたちが育つ、そういった山鹿市、そういったものを目指していきたいと、そんな思いを強く持ちながらお願いをしているところです。

先般の、「早ね・あいさつ・朝ごはん運動」の大会の後にも、市の連絡会議等につきましても、市の幹部に対しまして、そういった思いをぜひ全市的に展開をいただきたいとお願いをしたところです。

次に、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりについての質疑にお答えします。

認知症になっても安心して暮らせるまちづくりフォーラムが、去る２月２３日に開催されたわけですけれども、参加しまして感じました点を申し上げながら、私の思いを申し上げたいと思います。

一つには、認知症は誰もがかかる可能性のある病気であるということ。二つには、認知症になっても豊かな心と生きる力はたくさん残っている。三つには、最後まで人としての尊厳を持って生きることが大切であるということ。さらに四つには、家

族や友人とともに、住み慣れたところで安心して暮らし続けたいという願いは、すべての人が持つ願いであろうということです。そのためには、同じまちに住む隣人同士、近所同士がお互いに理解し合い、支え合う関係をつくることが何よりも大切であるということです。

それらの取り組みによって、山鹿に生まれてよかった、山鹿で暮らしてよかったという、皆が思えるようなまちをつくること。それはまさに今山鹿市が目指している「まほろば創生・人輝く温もりの都市やまが」だろうと、そんな思いを強くしたところです。そういった思いを持って、先般のフォーラムにおいて山鹿宣言を行ったところです。以上です。

○議長（高野誠二君）

池田議員、了解ですか。

○10番（池田誠一君）

終わります。

○議長（高野誠二君）

以上で、池田議員の質疑は終了しました。

次の通告順により、芹川正美議員の発言を許します。芹川議員。

［３番　芹川正美君　登壇］

○３番（芹川正美君）

最後になりました。ひとつよろしくお願いをしたいと思います。３番議員の芹川正美です。通告に従いまして、質疑１点をします。予算書の72ページの新庁舎建設推進費についての質疑をします。

今回の議会の冒頭に、市長の要旨説明が行われまして、新庁舎の事務所位置については、末尾６行程度の説明で終わられましたので、非常に残念に思ったところでもありますし不安を抱いたところでもありました。そのような中で、事業名の今申し上げました新庁舎建設推進費の中の事業内訳、報酬、旅費、委託料、合計の620万8000円の予算計上がなされていますけれども、今の現状として、大変見切り発車的にしか思われないような感じがしますので、どのように計画され、予算計上されたのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。西田総務部長。

［総務部長　西田秀行君　登壇］

○総務部長（西田秀行君）

事務担当の方からは、この予算の内容についてのご説明をさせていただきます。

まず、新庁舎建設策定の基本計画に係る経費としまして500万円、それから策定

委員会の委員報酬として100万8000円、それから先進地の視察として、旅費20万円を計上しています。

○議長（高野誠二君）

芹川議員、了解ですか。

○３番（芹川正美君）

議長。

○議長（高野誠二君）

芹川議員。

［３番　芹川正美君　登壇］

○３番（芹川正美君）

内訳につきましては、大体わかりましたけれども、はっきり事務所の位置が明確でないために予算がなされているというように、少し心配な点がございます。新聞紙上におきまして、市長が大方の理解を得られたと述べられていますけれども、なかなか一般質問でも幾度となく質問がありましたし、結論に至っておらないのが現状です。各審議会の報告のみはありましたけれども、その後の嘱託員会、市民との会合説明会の結果報告なども受けていません。庁舎検討委員会のメンバーあたりの選考などの十分なる配慮もできていないように思われますので、その点、お願いをし、最後に市長の考えを伺って、質疑を終わりたいと思います。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

ただいまの芹川議員の事務所の位置についてのお尋ねにお答えします。

先般の市長説明要旨につきまして、最後の部分でご報告を申し上げてきたところです。ただいまもお話がございましたように、この件につきましては、いろんな形で、市民の方々や議会等々にしっかりとご報告を申し上げてきたところです。先般も、各地域の地域審議会にも出向きまして説明、またご意見等を伺ってまいったところです。そして、その報告を議会の全員協議会、このことにつきましてしっかりと検討いただく会の中で全員協議会で報告申し上げたところです。

そういった中で、各地域の嘱託員の方々、区長さん方にもしっかりと報告し、またご意見をいただくべきだろうというご提言もいただきまして、そういったことを受けまして、その後、嘱託員の方々とご相談しながら日程を設定しながら、各地域に出向きまして、説明そしてまたご意見を伺ってまいったところです。そしてその折にもぜひとも市民の方々にもオープンにした形、開放した形で説明をやるべきで

あると、そういうご意見もありましたし、そういう思いの中で、いろいろな手段を通じまして市民の方々も参加できるような、またご意見もいただけるような形で説明会、ご意見を聞く会を開催してきたところです。

そういった中で、私どもの説明、またこれまでの経過につきまして、いろいろなご意見がございました。当初合併協議で決定した場所がなぜ変わったかという、これに対する非常にご疑問もあったわけですけれども、それにつきましても先般、皆様方にご報告申し上げましたような状況等につきまして、しっかりとご報告申し上げながら、新市を担う、あずかる者としての責任の立場でこういった取組みをやってきたということを真剣に、一生懸命ご報告してきたところです。

そういった中で、いろいろなご意見がありましたけれども、先般申し上げましたように、大方のご理解をいただいたと受けとめています。そういった中で、そういったことを受けとめながら、また今回こういった質疑や一般質問で議員の皆さん方のご意見等をしっかりと受けとめながら、最終的に場所の決定をしてまいりたいと思っています。今、そういった場所の決定に対しまして、しっかりとご意見をいただき、最終的な決断をするための各庁舎の位置検討委員会あるいは専門部会に最終的な決断に必要な詰めをするように指示をしているところです。

なお、この予算等につきましては、今後、庁舎建設をいたす手順の中で、この時期にこういった基本計画を立てることが、将来の日程等につきまして大事である。またそのことが可能であるという判断の中で、今回予算の計上をいたしたところです。以上です。

○議長（高野誠二君）

芹川議員、了解ですか。

○３番（芹川正美君）

終わります。

○議長（高野誠二君）

以上で、芹川議員の質疑は終了しました。

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

散　会

○議長（高野誠二君）

これをもちまして、本日の質疑は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

午後２時32分　散会

～～～

３月７日（金曜日）

平成20年（第１回）山鹿市議会３月定例会会議録

議　事　日　程（第３号）

平成20年３月７日（金曜日）午前10時開議

第１　一般質問

第２　委員会付託

○

発言通告

１．島田節男

（１）新庁舎事務所の位置と建設計画について

（２）今後の総合支所のあり方とその役割について

（３）地域サポーター制度について

２．原　　徹

（１）不公正を固定・拡大化する同和対策事業について

①解放同盟補助金の住民監査請求に際し、市監査委員会が提示した「市長への３つの強い要望」についての対応は

②解放同盟各支部への補助金と子ども学習会を廃止することについて

（２）これからの少子化対策・子育て支援について

（３）市立図書館・図書室及び学校図書館の運営について

①市立図書館・図書室の運営状況と今後の運営方針について

②「新学校図書館整備５カ年計画」の取り組みと司書補助の配置について

３．永田紘二

（１）幼・保・小の連携について

４．森　久雄

（１）新幹線全線開通（H.23）に伴って、菊池川流域への観光客誘致をどのように成功させるか。これからの３年間の広域的な取組計画について

５．川野　功

（１）教育関係

①教育センターについて

・新年度の教育センター事業計画は

・学校（教員）支援の具体的な内容

・子ども悩み相談の現状

②子どもたちの読書離れを心配している、本市としての対応は

・分室の図書室管理者の充実と図書館の連携
・ボランティア読み聞かせの現状と対策
・鹿本図書館の現状と対策
（２）行政改革について
①地方財政健全化法への対策について
６．太田黒鐵郎
（１）市長の財政運営方針について
（２）限界集落化する地域の今後の対策について
７．北原昭三
（１）小・中学校へのＡＥＤ設置について
（２）妊婦健診の公費助成拡充について
（３）道路特定財源について

○

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○

出席議員（30名）

１番	平井光臣君
２番	北原昭三君
３番	芹川正美君
４番	藤原　豊君
５番	立山秀木君
６番	立山　隆君
７番	原　徹君
８番	平井邦廣君
９番	吉本政幸君
10番	池田誠一君
11番	堀　茂幸君
12番	永田紘二君
13番	森川昭彦君
14番	川野　功君
15番	古荘克郎君
16番	島田節男君
17番	森　芳顕君

18番	家入憲隆君
19番	横手啓介君
20番	高野誠二君
21番	藤原　弘君
22番	森　久雄君
23番	西牟田　長君
24番	太田黒鐵郎君
25番	丸山寛治君
26番	寺崎勇児君
27番	高口功二郎君
28番	山口晋正君
29番	古田信助君
30番	丸山康昭君

○

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正君
副市長	杉焼義文君
教育長	田中　宏君
総務部長	西田秀行君
市民福祉部長	森　和芳君
農林部長	藏原榮一君
商工観光部長	福田憲之君
建設部長	池田永実君
環境部長	池田幸一君
病院事務部長	星子四郎君
教育部長	八木田達博君
総務部次長	三森兄臣君
農林部次長	有尾隆俊君
建設部次長	宮本榮次郎君
水道局長	渕上富雄君
会計管理者兼会計課長	松永道郎君
財政課長	米加田純正君
福寿荘長	松永正寛君
健康増進課長	黒田睦男君

子育て支援課長	前田泰秀君
人権啓発課長	中野　力君
農林企画課長	戸次由夫君
商工課長	永田義文君
観光課長	寺崎泰和君
病院管理課長	田上信博君
監査事務局長兼選管事務局長	川崎美明君

○

事務局職員出席者

事務局長	宮本誠之君
局長補佐兼議事係長	今坂英俊君
議会総務係長	堤　真澄君
書記	中村武志君

○

午前10時00分　開議

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

○議長（高野誠二君）

これより本日の会議を開きます。

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

日程第１　一般質問

○議長（高野誠二君）

日程第１、一般質問を行います。

発言の通告があっておりますので、順次発言を許します。島田節男議員。

［16番　島田節男君　登壇］

○16番（島田節男君）

皆さんおはようございます。16番議員、島田節男です。今回から一般質問の順番につきましては、くじということになりまして、くじ運のない私が１番を引いてしまったわけでして、スタートに質問をさせていただくことをお許しを願いたいと思います。

今回は３点の事柄について、市長及び関係部署にお尋ねをしたいと思います。まず、第１問目として、新庁舎事務局の位置と、建設計画についてお伺いします。このことにつきましては、先の12月議会でお尋ねをしました。合併協議会で決まった事務所の位置の断念については、その経過がいかなるものであったか、お伺いをしたわけです。その中において、私が疑問に思ったことがあり、どうしても今回の２回目の質問となったわけです。

私は、新市の事務所の位置については、新市長が三つの候補地から選ぶものと認識し、その範囲内が新市長に託されたものだと考えていたからです。今回のように、その３候補地を断念することになれば、私はその後は議会に諮り、また市民との共同で場所の位置を確定することは当然のことと思うわけです。それが、皆さんもご存じのごとく、行政主導の形で場所の選定が行われたということに、私は議員として、また山鹿市の一市民として大きな怒りを持っているわけです。

そこで、もう一度市長が断念された経緯と、行政主導でされたのが正しかったのか、検証するためにお伺いをしたいと思います。

まず、第一に、市長の説明の中で、内部の専門部会において事務所の位置が話し合われたと聞いています。その時点では、まず合併協議会で決まっている国体道路の三つの候補地から話し合いが持たれたと思うわけです。当然、合併協議会においては、新山鹿市の新市長が三つの候補地から選定することになっていたからです。その候補地が、新市の事務所としては適合しないと判断され、その報告を受けられ

たのはだれなのか。その辺、ちょっと知りたいわけです。

また、その時期はいつ頃そういう説明を受けられたのか。多分、市長はその時点ではまだ説明を受けられていないと思うわけです。

次に、その後２カ所の候補地、桜町付近、そしてまた現庁舎付近に選定されるわけですが、その２カ所を追加選定の場所に加えられたのはだれがされたのか、その辺をお聞きしたいと思います。

また、この２カ所を加えることについては、個人の思いつきや専門部会だけの考え方では余り重大なことであるので、できないと私は思うわけです。合併協議会で多くの人々と、時間と経費をかけて、そしてまた今後いろいろな意味から、例えば総合支所がどんどん縮小しています。また高齢化もしています。そういうことのすべてのことを考え抜いて決定した場所以外に加えるとしたら、それなりに検討する会議等が必要ではないかと考えるわけです。それは今後の山鹿市を考えるときに、やはり中長期的な展望、そして総合的な考えのもとに、また将来に禍根を残さないような、そういう考え方をして判断しなければならないからです。そのような手順を踏まれての２カ所の追加になったのか、この点をまたお伺いしたいと思います。

また、検討委員会の会長の発言として、これは７月31日頃にあってますけれども、専門部会には合併協定項目による候補地にとらわれることなく、まちづくり三法の改正なども考慮した上で、純粋に今後のどのような庁舎かまとめられるか、調査検討を行ってもらいたいという発言をなされているわけです。こういう早い時期に、こういう発言をされることは、何か３候補地から別な場所に誘導するかのような発言と思われます。この真意をお伺いしたいと思います。

１回目の質問とします。よろしくお願いします。

○議長（高野誠二君）

これより執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

おはようございます。島田議員の１回目の質問について、ご答弁申し上げます。

ご質問の１点目、合併協定項目で定められていた三つの候補地が適さないとの報告を受けられたのはだれなのか、またいつなのか、というご質問ですが、私は新庁舎検討委員会から新庁舎建設にかかわる構想計画、三つの候補地が適さないとの検討結果を報告いただいた次第です。これは、選定作業の事務の流れの中で、三つの候補地が適さなかったため、一定要件が満たされた候補地が追加されたものです。委員、部会委員、総意のもとで作業が進められたものですので、だれが誘導したものでもありません。

続きまして、ご質問の２点目、新たな候補地２カ所を追加選定したことに関しましては、細部にわたる詳細な調査検討の結果、私を交えた検討委員会及び専門部会、それに学識経験者を踏まえまして、選定作業の過程で加えた次第です。

次に、質問の３点目、中長期的な展望を踏まえて選定作業を行ったかというお尋ねですが、今回の新庁舎の検討作業に関しましては、市政運営の基本的な考え方としまして、総合計画の策定とともに新市の現状課題の把握、各行政分野における個々の計画の策定及び地方交付税等の動向を含む将来財政見通し等を十分踏まえ、新庁舎整備に向けての条件が整った後に選定作業に取り組んできたものです。

次に質問の４点目、専門部会の進め方について、ご説明申し上げます。当検討委員会並びに専門部会の選定作業の進め方に関しましては、山鹿市新庁舎検討委員会規定にのっとり、地方自治法などの法の定めに基づき、三つの候補地を各評価基準に照らし合わせ、評価選定作業を進めてきた次第です。本件に係る事務につきましては、私を初め、本件に携わったすべての委員及び部会員の同意のもとに進められてきたものです。

○議長（高野誠二君）

島田議員、了解ですか。

○16番（島田節男君）

議長。

○議長（高野誠二君）

島田議員。

［16番　島田節男君　登壇］

○16番（島田節男君）

ちょっと、答弁に対して異論もありますけれども、その経過ですので、それに対して反発してもなかなか叶わないところもありますので、２回目の質問に移らせていただきます。

私は、今回の事務所の位置の選定については、大きな手順の間違いがあり、そしてまた合併に携わった人々への配慮のなさがあったと思います。市長は合併協議での候補地を断念する前にまず検討委員会においてその話があったわけです。結局合併協定での場所がそぐわないと、そういう結論が出たことをまず私は議会に報告し、その時点で論議を深めていくべきではなかったかと思います。その手順についてお伺いしたいと思います。

また、断念をされた後、地域審議会や区長、そしてまた市民へと説明をされていかれました。市民からは具体的な建設計画なしでの説明では判断がしようがないとの意見が多くあったわけです。お伺いします。市長が言われる、現庁舎付近に二次

候補の追加選定の要件としてもありました３ヘクタールか４ヘクタールの面積を確保することができるのでしょうか。先日の芹川議員の質疑の中においても、具体的な建設計画や場所等の確定がなく、新庁舎に対する予算の計上があっているわけです。このようなあやふやなことで新庁舎ができるのでしょうか。もっと明確な答弁をお願いしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

島田議員の２回目の質問にお答えします。

私は、昨年の10月に検討委員会から三つの候補地が新市の事務所の位置に適さないとの報告をいただいてから、12月定例会における公表までの間、しばらくお時間をいただき、市政をあずかる立場の中で、合併協議時のそれぞれの市町の思いが交錯した中での議論を幾度となく振り返り、いろいろな角度から公平に客観的に検討し、やはり責任を持った立場で、一つの方向性を見出した上で公表すべきであると考え、先の12月定例会において断念することを申し上げた次第です。

また、島田議員ご指摘のとおり、先の12月定例会におきましても申し上げましたように、合併協議会に携わっていただいた皆様に対しては、大変申し訳ないとの思いいっぱいで、衷心よりおわび申し上げる次第です。

続きまして、具体的な建設計画等につきましてご説明申し上げます。地域審議会並びに嘱託員の皆様方に対する説明会におきまして、多数お尋ねがあっていました立地条件等敷地面積、駐車場、アクセス関係などにつきまして最終確認を行い、すべての要件をクリアできると判断しましたので、今日まで議員各位、市民の皆様方からいただいています貴重なご意見を踏まえまして、ここに新庁舎の事務所位置を公表させていただきたいと思います。

新庁舎の位置としましては、鹿本農業協同組合を視野に入れた現庁舎周辺一帯の地を新市の事務所の位置にすべきであると考えます。以上です。

○議長（高野誠二君）

島田議員、了解ですか。

○16番（島田節男君）

議長。

○議長（高野誠二君）

島田議員。

［16番　島田節男君　登壇］

○16番（島田節男君）

市長の答弁によりまして、そのあやふやなところが何とか少し見えてきたわけですけれども、非常に議会としましては、そういうことの事前に、やはりここで発表されるのもいいですけれども、事前にそういうことを話し合いながらやっていくことがやはり一番ではないかと考えるわけです。その、農業組合等を含めたところでの決定と言われましたけれども、現実にそのことができるのかどうかですね。やはり今後また議会の方でいろいろな意見とか話し合いが持たれると思いますけれども、今後の大きな課題として、私の方からは、もうこのことに対してはどうのこうのとは申し上げたくありません。一応、お聞きをしておきます。

ただいまご答弁されたように、今回の建設される庁舎におきましては、６万市民のシンボルとして、その位置や機能も十分に市民との協働の上で建設していくことが大事だと思っているわけです。地方分権の時代に市民との協働の行政が求められる中に、十分な民意の熟成が必要です。市長は、市民の大方の理解は得られていると、各地域を回られて感じておられます。まだまだ今発表されましたけれども、その中においてもまだ市民との協働でいろいろなことを考えながらいくことが十分に必要かと私は考えているわけです。今後の進め方、そういう点につきまして、市長の考え方をお聞きし、この問題を終わりたいと思います。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

島田議員の３回目の質問にお答えします。

私は、このたびの件に関しましては、市政をあずかる者の責任として、地域に偏ることなく、客観的に公平に庁舎のあるべき姿、要件を拾い出し、照らし合わせ、評価することが私の責任であると思っています。

その思いの中、専門スタッフからなる内部の検討委員会を設置し、検討させていただいた次第です。その結果については、市民の皆様方に経緯も含めてご報告申し上げ、また評価結果についてもオープンにしながら方向性をお知らせしてご意見をいただくことが、民意を反映する場であると思っています。

このたび、地域審議会及び嘱託員の皆様方に対して経過報告会を開催しましたところ、賛否両論さまざまな建設的なご意見をちょうだいしたところです。合併協定項目で定められていた位置を断念したことに対しますご意見、新庁舎に寄せる市民の皆様の熱い思い、それから期待、また不安に思われていること、これにつきましては、周辺地域の振興策、支所機能に関することなど、さまざまなご意見をいただ

いています。これらの貴重なご意見等は、市民の皆様方を交え、今後策定します基本計画の中で十分反映させていきたいと考えています。以上です。

○議長（高野誠二君）

島田議員、了解ですか。

○16番（島田節男君）

議長。

○議長（高野誠二君）

島田議員。

［16番　島田節男君　登壇］

○16番（島田節男君）

１問目の質問は終わりまして、２問目の質問にいきたいと思います。

早いもので、新市が誕生して４年目を迎えています。新市においても少しずつ一体化が図られ、それぞれの組織も動き出しているところです。行政の組織も本庁方式に移行するまでに、各市町には総合支所が配置され、住民サービスが落ちないように努力されているところです。しかし、その支所機能は毎年縮小されているのが現実です。先般、建設課がなくなり、また今年度は産業振興課が縮小されるという話も聞いています。住民の身近なサービスの場所としての支所が、今後どのような形になっていくのか、住民は大変不安を持っていると思います。

そこで、次の４点についてお伺いしたいと思います。

まず、１点目、今後の総合支所機能はどのようになっていくのか、その計画はどのようになっているのか。２点目、支所の縮小による住民サービスの低下に対する対策はどのようになっているのか。また、３点目、これまで旧市町単位で地域の特性に合ったまちづくりが進められていました。その地域づくりや地域別計画に対する対策はどのようになっているのか。また、４点目、災害はいつやってくるかわかりません。災害時の対策はどのようになっているのか。その４点について、まずお伺いしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。西田総務部長。

［総務部長　西田秀行君　登壇］

○総務部長（西田秀行君）

総合支所機能についてのお尋ねにお答えします。

ご承知のように、三位一体の改革あるいは行財政改革等によりまして、職員数の削減、これも前倒して進めています。また本庁方式への移行も少々前倒しで進めるということが迫られています。具体的には、平成20年度に産業振興課、21年度には

市民福祉課、22年度に総務振興課を段階的に移行し、その後の調整期間を経て支所の機能につきましては、相談窓口を中心とした市民センター化を予定しています。残ります機能としましては、諸証明の受付・発行、あるいは各部門の相談窓口としての機能、地域活動の拠点となる地域コミュニティセンター的機能を想定しています。

２点目のサービス低下が心配されるということです。業務の機能を本庁に集約することで、意思決定を含む迅速な対応と全市的な均衡ある発展を目指すものです。それぞれの部署におきまして、各総合支所と連携を密にし、職員数の減によるサービス低下を招かないように努力をしてまいりたいと考えます。そうなりましても、職員数が実際に減って、職員が病欠をしたりするということもあると思いますが、そういったとき、本庁から直ちに対応できるようにしてまいりたいと考えています。

３点目の、地域別計画に対する対策です。旧市町の地域づくりや地域特性を生かした地域別計画を総合計画の中で策定しています。この計画は、基本構想や基本計画が施策別の縦割りの計画に対して、地域ごとに横割りの計画として特記したものです。地域の現状を踏まえ、その整備の方向を総合的に策定したもので、その具体的な推進に当たりましては、それぞれの地域の資源、自然景観や文化・歴史・産業・人材等々、地域の個性を大切にしながら、各分野が連携を図り、そして市全体としてさらに磨き上げていくような展開を図っていきたいと考えています。

４点目の、災害時に対する対策ですが、現在、気象警報が発令された場合、総合支所勤務に建設課の担当班員を加えた災害待機班を待機させ、警戒・情報収集等に当たっています。市域が広くなり、地域により地形要因や雨の降り方まで状況が異なりますので、本庁方式に移行した場合でも、地域の状況に詳しい出身職員をもって待機態勢をとるように考えています。

また、万が一災害が発生した場合には、それぞれの担当部署において適切な措置を講ずることとしています。平成17年に発生しました災害につきましても、被害の大きかった地域に職員を集中的に投入するなどして、迅速な復旧を果たすことができました。市民の生命・財産を守る防災体制については、職員の削減、本庁方式への移行など、状況が変わりましてもしっかりとした体制がとれるように対応してまいりたいと考えています。

○議長（高野誠二君）

島田議員、了解ですか。

○16番（島田節男君）

議長。

○議長（高野誠二君）

島田議員。

［16番　島田節男君　登壇］

○16番（島田節男君）

ありがとうございました。この点につきまして、２回目の質問をしたいと思います。支所機能につきましては、私たちが考えていた以上に本庁への移行が前倒しで早く進んでいくことがわかりました。周辺地域の住民としましては、大変不安です。もちろん、住民サービスの低下に対する懸念もあります。そのようなことにならないよう、対策を講じていただくことを希望いたすわけです。

また、支所機能がこれだけ縮小されていくと、周辺地域での文化や地域づくりの衰退が心配です。もちろん住民同士が助け合い、地域問題を解決していかなければならない時代が来ているようです。つまり、住民と行政が協働で地域を守るということだと思うわけです。

そこで、お尋ねをします。住民と協働での地域づくりは進んでいるのか。その現状と今後の支所としての役割をお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。三森総務部次長。

［総務部次長　三森兄臣君　登壇］

○総務部次長（三森兄臣君）

市民協働の地域づくりの２回目のご質問にお答えします。

当市の総合計画の構想実現に向けて、その実現の手段として三つの基本方針を定めています。その中の一つに、市民協働によるまちづくりがございます。これは今後、さまざまな地域課題への対応には、行政だけでなくおのおのの市民や団体などとの連携、協力、参画、いわゆる市民協働が必要不可欠であると考えています。これらの取り組みの現状としましては、教育基本計画や景観計画など、各種計画策定の段階からワークショップ等の手法を用いた検討やパブリックコメント等の制度の活用など、より具体的な市民参加を積極的に進めています。

また、事業の実施段階におきましても、各種団体のネットワークを活用して、行政と一緒になっての準備や実施への協働など、住民が主体の事業推進が進んできていると考えています。また、地域活動補助金や計画応援事業などを通じて、みずからの地域をみずからで元気にしようという地域も出てきています。市民協働の気運は徐々に醸成されてきていると考えています。

さらに、市民協働の推進には、市全体として総合的に取り組む必要がありますが、そのベースとなる地域の総合支所としましては、より身近な地域コミュニティの拠点として、各種情報発信を初め、人材育成、地域文化の継承など、協同組織や人々

が集い、地域づくりを議論しながら連携・支援する市民生活の総合窓口としての役割を担っていきたいと考えています。以上、お答えします。

○議長（高野誠二君）

島田議員、了解ですか。

○16番（島田節男君）

議長。

○議長（高野誠二君）

島田議員。

［16番　島田節男君　登壇］

○16番（島田節男君）

非常に、具体的なことがやはり必要だと思うわけです。その点、縮小される総合支所の中に、そういう人材とかそういう方の育成も必要ですし、また地域の人たちのリーダーシップも必要だろうと思います。そういう中において、地域が衰退しない、私ども一番町の旧市町村で心配していたことは、周辺地域がいろいろな意味で衰退していくのではないかということを一番心配していました。その点、今の答弁の中だけでなく、何か具体的な施策を実行させていきながら、特に、地域づくり共同体あたりを、今、まだそう活性化をしてないような感じもします。一生懸命されているところもありますけれども、そういうところの活性化を図りながら、地域の総合支所が、拠点として頑張っていってもらいたいなという希望を申し上げておきます。

次に、３問目に移らせていただきます。

地域サポーター制度についてお伺いしたいと思います。市長は、19年の３月定例議会の市長説明要旨におきまして、行政施策の地域への十分な浸透の重要性を認識されまして、さまざまな地域課題と地域と行政が連携して解決を図り、地域発展の一助とするために、市職員がチームを組み、地域と行政のパイプ役、地域の身近な相談窓口として地域に根ざした活動を行う。このことをとらえまして、山鹿市地域サポーター制度を創設すると表明されたわけです。私は、合併することにより市の規模が大きくなり、支所機能が低下する中に、この制度に大変な期待を持ったわけです。

そこでお伺いします。この制度の１年間の活動内容とその成果について、まずお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。三森総務部次長。

［総務部次長　三森兄臣君　登壇］

○総務部次長（三森兄臣君）

質問の３問目、地域サポーター制度についての導入後における、これまでの実績について、お答えします。

まず、昨年の３月定例会以降の経過について若干述べさせていただきます。この地域サポーター制度は、昨年４月に制度の概要を策定しまして、５月に開催されました嘱託員連合会総会の折に、本制度の概要説明を行い、ご意見を伺いました。その後、職員に対する説明会を本庁、各総合支所ごとに開催し、参考となる意見を取り入れながら、最終的に制度を確立し、昨年７月１日から実施しているものです。

制度創設の目的は、地域が抱える多様な課題や悩みを地域と行政ができる限り共有し、ともに対処していくことにより、地域の発展を支えていこうというものです。また、制度を担う地域サポーターの役割としましては、地域と行政とのパイプ役、あるいは身近な相談役として、主として嘱託員の皆様の活動を支援するものです。

ご質問の、これまでの実績につきましては、本日までに16件の相談、要望等がサポーターに寄せられています。一例を挙げますと、自主防災組織を立ち上げようと思うが、どのようにすればいいのか。また、震岳の麓地域でテレビの映りが悪いからどこに相談すればいいのかという相談があっています。内訳としましては、相談に関するものが８件、要望等に関するものが８件でした。それぞれに関係課やサポーター自身が速やかに対処し、うち15件については解消済みで、残り１件については、関係機関を交えて調査継続中です。制度のスタートから８カ月、徐々に成果もあらわれてきているのではないかと思いますが、嘱託員の皆様の相談先を見ますと、地域サポーターに対してだけでなく、直接に担当課へ、あるいは総務課などにご相談されるケースもございました。今後とも、この制度の検証を行いながら、地域の発展に少しでも貢献できる制度となるよう努めてまいりたいと考えています。以上、お答えします。

○議長（高野誠二君）

島田議員、了解ですか。

○16番（島田節男君）

議長。

○議長（高野誠二君）

島田議員。

［16番　島田節男君　登壇］

○16番（島田節男君）

昨年７月からのスタートということで、今からという感じがします。私は今回のこの制度は、地方分権の時代にますます市民との協働での市政を進めていく中で、

非常に大事な制度であると思います。特に、職員の方々にはやはり地域の課題あたりを認識しながら、その解決に向けてのいろいろな施策を考えるよい機会だと考えているわけです。また、地域の方々も、やはり市政に参加するというところで、本当に市民協働の市政ができるのではないかと考えるわけです。

できますならば、今後、この制度がどんどん大きくなることを期待するわけでして、やはり今後の制度の推進について、十分なるお考えが必要かと思いますけれども、その点につきまして、お伺いをしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

島田議員におかれましては、昨年の３月定例会におきましても、地域サポーター制度に対しましての貴重なご意見をいただいているところです。

それでは、ご質問の制度の取り組みについて、お答えします。この地域サポーター制度につきましては、地域と行政の連携、協働に基づく施策の一つとして、昨年７月からスタートさせ、実績につきましては先ほど総務部次長が申し上げたとおりです。数字的にはやや物足りなさを感じますが、年度途中からの実施でもあり、また嘱託員の皆様から相談や依頼を受けるという、いわば受け身的な制度の性質上、初年度としてはやむを得ないものかと思っています。やはり、この制度が着実に根づくためには、職員がこれまで以上に地域の実情に入り込み、いつでも気軽に声をかけていただけるような人間関係を日頃から築いていくことが大切だろうと考えます。

また、この地域サポーター制度は、決して目立つ制度ではなく、縁の下の力持ち的存在ですが、運用次第では幅広い展開が可能ではないかと思っています。

先ほどのご質問とも関連しますが、今後本庁方式に移行していく中で、地域住民の方々のさまざまな不安や悩みを少しでも解消することに、また高齢化が急速に進行しています地域共同社会の活動支援に一定の役割を果たすものと確信しています。さらには、職員が地域の現状や課題をみずからの課題としてとらえることにより、協働の精神を涵養し、自己の成長につなげるという職員の人づくりにも資するものと考えています。

今後とも、嘱託員の皆様や職員の声をつぶさに聞きながら、ふるさと山鹿の均衡ある発展のため、制度の推進に努めてまいりたいと考えています。以上です。

○議長（高野誠二君）

島田議員、了解ですか。

○16番（島田節男君）

議長。

○議長（高野誠二君）

島田議員。

［16番　島田節男君　登壇］

○16番（島田節男君）

ご答弁ありがとうございました。

今回質問しましたのは、三つとも、やはり市民生活にかかわる問題、そしてまた市民の要望、今後の合併後の課題を含めた上での質問をしたわけです。市民の皆様の意識改革も必要だと思いますけれども、職員の皆様もしっかりした意識を持ってこの市政に当たられますことを希望しまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（高野誠二君）

以上で、島田議員の一般質問は終了しました。

次の通告順により、原　徹議員の発言を許します。原議員。

［７番　原　徹君　登壇］

○７番（原　徹君）

議席番号７番、日本共産党の原　徹です。３問質問します。

１問目は、同和事業の中の運動団体への補助金並びに解放子ども学習会について、質問します。これまでも述べてきましたように、同和行政に対する私の質問の目的は二つあります。一つ目は熊本市のように不公正な同和事業を廃止し、同和問題を終結させることです。二つ目は、議員として、市民の税金が正しく使われているかをチェックし、問題があれば是正させることです。昨年６月、市民４名の方から提出された山鹿市部落解放同盟支部運営補助金に関する措置要求、すなわち住民監査請求が、提出されました。これに対して市監査委員会は、請求を棄却したものの、市長に強い要望として３点の改善点を指摘しました。１点目は、補助金は事業費補助金とすること。団体の運営費補助金ではない。２点目は、補助金の使途、補助割合を定めた交付要綱を作成すること。３点目は、補助金の交付申請時には、証拠書類の実績報告書、収支決算書、現金出納簿、領収書、これもきちんとした事業所から発行された領収書をもって行うこと。この３点を指摘したわけです。

この監査委員会の強い要望に対して、どのように対応されたのか、まず、その点を伺っておきたいと思います。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。森市民福祉部長。

［市民福祉部長　森　和芳君　登壇］

○市民福祉部長（森　和芳君）

監査委員会から出された３項目の要望に対してどのように対応したのかということにお答えします。

まず１点目の、当該補助金は、事業費補助とすること。このことにつきましては、これまでの運営費補助金を事業費補助金に改めるよう数回の会議を持ちまして、また協議を重ねることによって理解が得られまして、次の点を改善しました。

１点目に、運営費補助金から事業費補助金としたこと。２点目に、補助金の使途につきましては、何に対してどのように使ったのか、だれが見てわかるような様式に改善しました。３点目に、日当については、市外、県外、都市部と分けていましたが、市内で3000円、市外については5700円に減額したこと。４点目として、自己負担を伴う事業等への参加者については、自己負担をすることなどが改善されたところです。今後も引き続き段階的に、市の旅費規程に準じますように協議を重ねていきたいと考えています。

次に、２点目の、当該補助金の使途、補助割合等を含めた交付要綱等を作成することについては、他の団体等も対象にした要綱をつくるべきではないかということで、現在他市町村や関係機関などの資料を集め作成に向け検討しているところです。

次に、３点目の、当該補助金の交付申請時の計画書、予算書あるいは実績報告時の証拠書類となる決算書、領収書、出納簿等の提出ということですが、このことにつきましては、１点目で触れましたように、事業計画書、予算書の提出については指導を行いました。また、実績報告書の提出については、説明ができるように事業を実施した証拠書類を整理して提出することなどを指導しているところです。

○議長（高野誠二君）

原議員、了解ですか。

○７番（原　徹君）

議長。

○議長（高野誠二君）

原議員。

［７番　原　徹君　登壇］

○７番（原　　徹君）

申し遅れました、３問いたしますが、この同和事業だけを一問一答方式でお願いします。あとは一括方式です。

監査委員会からの三つの強い要望は、市長に対して提示された勧告と言ってもいいものだと思います。昨年９月議会で、市長はこの強い要望に対して、非常に重く

受けとめている。行動費や旅費については、市の旅費規程を参考に改善に努めると答弁されています。またこれまでも市長は、補助金交付には問題があるようだ、市民からいただいた大切な税金だ、適切に使われるようしっかり指導し、今後対処していきたいとも答弁されておられます。

そこで、３点質問します。１点目、20年度の解放同盟に対する補助金総額は19年度と同額の987万2000円となっています。来年度20年度と19年度は一緒だということですね。監査委員会は、補助金は事業補助とする。運営補助ではないとしているので、昨年と補助金が同額になるはずがありません。また市長は、20年度の予算編成方針で、全般にわたって歳出改革を堅持する、時代に適合しない制度は改めると表明されておられます。それなのになぜ解放同盟への補助金が昨年と同額なのでしょうか。また、解放同盟のどのような事業に補助金を認められたのかを明らかにしてください。

２点目は、山鹿市内での行動費、つまり日当は今まで5000円でしたが、それを3000円にすると。山鹿市以外の日当は5700円にすると答弁されています。これまでは山鹿市以外は5000円でしたけれども700円増額になっているわけです。ここで問題なのは、監査委員会が認めた事業費と認めていない運営費の区別が全くされていないことです。解放同盟の会議参加は、これは運営費です。さらに市長が参考にするという市の職員の旅費規程には山鹿市内はもとより九州管内は日帰り出張の場合、日当などありません。ゼロ円です。同時に、私たち議員も職員と同じようにしようと議会・委員会の費用弁償、１日2300円でしたが、これを廃止することを同意しています。本会議でも最終日に条例改正の提案があるはずです。これでは、市の旅費規程を参考に改善に努めるとの市長答弁は、単なるパフォーマンスであり、改善に努めていないということになると思います。一運動団体の会議になぜ市民の税金を使うのか、市民は納得できないと思います。別に、市がこの解放同盟をつくってくれと頼んだわけではございません。自分たちが自主的に組織した運動団体の会議費用は自分たちで確保するのが当然ではないでしょうか。解放同盟の会議出席の旅費、日当は、市の旅費規程からも監査委員会の指摘からも廃止が当然です。もし、認めるというのであれば、その根拠を明らかにしてください。

３点目です。監査委員会は、補助金交付要綱の作成を指摘しましたが、他の団体との整合性を図るためにまだ作成できていないということです。社会運動団体に補助金を出しているのは、この山鹿市の場合、解放同盟のほかにないはずです。運動団体の解放同盟と社会教育団体の、つまり教育委員会が支援・援助する婦人会や文化協会と同等においてはなりません。運動と教育は明確に区別する、と同対審答申にも明記してあります。交付要綱を作成することで、不公正な補助金交付を防ぐこ

とができます。早急に交付要綱を作成すべきではないでしょうか。お答えください。

二つ目の問題ですが、解放子ども学習会について質問します。もう一つ、部落問題を固定化し、逆差別現象を招いている事業があります。それは旧同和地区における解放子ども学習会が依然として行われていることです。旧同和地区における学習会は、部落差別と貧困で学校にも行けず教育を受けられなかった子どもたちに、自覚ある教師たちが憲法第26条の学力の保障をと自主的に地区に出向いたのが始まりです。同対審答申後、行政がその学習会を引き継ぎ、特別措置法失効後も継続されて現在に至っているわけです。すべての子どもたちの学力を保障する立場から、その当時は教育行政として当然の施策であり、また成果も上がり大いに評価できるものであったと考えます。

しかし、それから40年近い年月がたち、同対審答申のもとでの同和対策事業により、旧同和地区の生活環境、学習環境も大きく変化し、周辺地域との格差はなくなっています。だから、国は同和対策特別措置法を失効させ、なくしたわけですが、それから６年も経過しています。しかし今なお約600万円近い税金を使って、教育委員会が主催しているわけです。このことはまことに遺憾であり、異常であり、問題です。

18年３月議会で、私がこの学習会の廃止を求めたのに対して、教育長は今後、学習会のあり方を見直したい、これまでの地区内だけの交流から地区外との交流を深め、指導者も教師だけでなく保護者や地域にも広げて活用したい。予算面でも、真に有効な学習会になるよう改善していくと、しばらく時間をと、このように答弁されておられます。今後学習会廃止に向けてどのように対処されるのかを、所見をお伺いします。２回目、終わります。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。森市民福祉部長。

［市民福祉部長　森　和芳君　登壇］

○市民福祉部長（森　和芳君）

２回目のお答えを申し上げます。

１点目の、20年度補助金は、前年度と同額というのはおかしいということにつきましては、事業実績に応じて交付することになりますので、この金額がそのまま確定額となるわけではありません。予算の範囲内での事業補助となります。事業の内容につきましては、一部の地域だけでなく、例えば小学校区単位、支所単位など多くの市民を対象にした活動を展開していただきたいということ。また、研修会等に参加した場合には、自分が学んだこと、感じたことを地域に還元し、人権意識の高揚を図っていただくことなどをお願いしたところです。

また、事業計画に基づき、経費がどのくらい必要なのか、予算編成時の時点では、不明でしたので前年並みの予算を確保したということです。

２点目、日当についての根拠はということですが、協議をする中で補助金のあり方や日当について説明し、特に監査委員会からの指摘・要望に対しましては、会員の皆様方にも十分説明していただくように指導したところです。このような一連の協議の中で、今すぐに日当をゼロ円にすることは困難と判断しましたので、１回目の質問でお答えしましたとおり、市内で3000円、市外が5700円に減額したところです。これらにつきましては、今後も協議を重ね、旅費規程に近づくように改善していきたいと考えています。

次に、３点目の、早急に補助金交付要綱を作成すべきではないかということにお答えします。これも１回目の答弁で申し上げましたように、交付要綱を検討すべく資料、情報を集めているところですが、今後、被補助団体を含め、各種団体との整合性も視野に入れての検討が必要と考えていますので、これに関しましては、しばらく時間をいただきたいと思います。以上、答弁とします。

○議長（高野誠二君）

八木田教育部長。

［教育部長　八木田達博君　登壇］

○教育部長（八木田達博君）

原議員の１点目、子ども学習会を廃止することについて、お答え申し上げます。

平成19年３月の中学校卒業生の進路状況調査の結果を見てまいりますと、熊本県の全日制高校への進学率では、地区の子どもたちの進学率は92％で、県全体よりもなお4.2％下回っています。また、平成18年８月に実施しました山鹿市総合保健福祉計画アンケート調査結果からも、同和地区に対する差別は残っているかという質問に対し、まだ残っていると答えた方が４割を占めるなど、部落差別は依然として解消されておらず、子どもたちの進学率についても残念ながら、なお格差が見られるのも事実です。

したがいまして、学習会を通し、子どもたちが部落差別の不合理さを学び、差別に負けない力を身につけながら、進路に明るい展望を持たせるには、解放への武器となる学力をつけさせる必要があり、現段階ではなお、学習会を廃止する時期には至っていないと考えているところです。

しかしながら、急激な社会情勢の変革期を迎え、少子高齢化、情報化などの急速な進展に伴いまして、これまでの成果を踏まえた、新しい時代に即した教育の改革が求められています。過去数十年続いてきましたこの学習会も例外ではないと考えています。本市における学習会に求められる意義や役割を一層明確にしながら、継

承すべきことは大切に引き継ぎ、見直す部分は課題を把握するなどし、発展的な改善を図らなければならないと考えているところです。

具体的な取り組みとしましては、山鹿中学校ふれあい講座が挙げられます。今、全生徒を対象に募集し、年間10回程度の講座を開催しています。内容は、退職教員を活用した教科学習や地域の資源を取り入れたものづくり体験、恵楓園での現地学習などで、日頃学校ではできない活動を、仲間づくりの視点からも配慮しながら行っているところです。今後は、このような取り組みを参考にしながら、まずは関係中学校の中でできるところから実施に移し、将来的には全中学校への波及に努めるなど、市内の全児童生徒を巻き込んだ人権教育へ結びつけられるよう、学校教育分野との互換性を考慮して各事業を推進してまいりたいと考えてるところです。

○議長（高野誠二君）

原議員、了解ですか。

○７番（原　徹君）

議長。

○議長（高野誠二君）

原議員。

［７番　原　徹君　登壇］

○７番（原　徹君）

３回目です。先ほどから出しています監査委員会からの強い要望３点です。これはもともと市長にあてた要望です。したがって市長の答弁を求めます。

監査委員会の指摘に反して、解放同盟への補助金がなぜ昨年度と同額なのかとの私の質問に対して、実績に応じて交付するので、この予算額がそのまま確定額ではないと答弁されました。また、事業計画の経費が不明だったので、前年並みの予算を確保したとの答弁もありました。このような予算の組み方でいいのでしょうか。事業計画といいますけれども、これまでの解放同盟の領収書や事業実績書などを見ますと、事業というものはないです、ほとんど。合併してすぐは、鹿本の旧同和地区で、どんどやに５万円、子どもたちの。それから団結餅つき大会に５万円と、こういう補助をしていましたが、合併してみたら、他のところはないものですから、いつのまにかこれは消えています。ほとんどが、解放同盟の会議です、一つは。中央大会、県大会、県連ですね、支部会、あるいは女性部とか、そういう解放同盟の会議、もう一つは研修ですね。これの旅費とか日当にほとんど使っているわけです。

このような粗雑な予算の組み方でいいのかなと思うわけです。山鹿市補助金等交付規則第４条には、市長は補助金の申請があった場合において、申請にかかわる書類、例えば事業計画書、こういったものの審査により補助金を交付すべきものと認

めたときは、予算の範囲において補助金の交付決定をするものとする。このようにあります。事業計画の経費が不明なのであれば、もともと事業というのはないわけですから、補助金の決定はできません。また補助金を出す必要もないわけです。このような無責任な取り扱いは極めて問題です。

そこで、市長に３点、質問します。監査委員会の指摘にこたえて、公正な補助金になるようにするためには、早急に交付要綱を作成し、それに基づいた補助金にすべきだと思いますが、いかがでしょうか。先ほど、要綱は他の団体と、と言っていましたけれども、他の団体じゃないということを言っておきました。教育と運動はきちんと分けなさいと。これには、答弁がありませんでしたけれども、そのことにも触れてください。

２点目は、解放同盟の中央集会、県連会議、支部長会への参加は、解放同盟の運営に関する運営費です。監査委員会は補助は事業費のみで、運営費は認めないと、改善を指摘しているわけです。これを認めるべきだと思いますが、いかがですか。

３点目、市長の姿勢についてです。いつまでも解放同盟にへつらって、支部長の同意がなければ改善できないという政治姿勢では、永久に同和問題は解決しません。いつも、協議したけれども同意を得られなかった。だからだめですと、こんなことではだめなんですね。ゆがんだ行政は正すという毅然とした倫理観と態度で臨むことが必要だと考えます。そのためには、最高責任者の市長が担当の人権啓発課任せ、部下任せにしないで、市長みずからが解放同盟支部長に特別措置法が失効した。これまでのような補助金は組めないと、こういうことを明確に伝えて、即厳正に実行することだと思います。もともとこのようなゆがんだ同和行政を長年放置してきた町長経験者の市長、副市長にも責任があるということを認識すべきです。やろうと思えばできます。既に建設部では、３年前に地域向け改善住宅、すなわち同和住宅を一般市営住宅に移行しているではありませんか。住宅問題は対象者も多く、大変困難だったはずです。しかし、法に基づき、厳正に毅然と対処した建設部の教訓に学ぶべきではないでしょうか。市長の決意と答弁を求めます。

子ども学習会についてです。教育部長の答弁に反論しておきます。学習会の問題を取り上げますとすぐ進学率を持ち出されますが、今のは県でありまして、私は山鹿市のことを尋ねているわけです。山鹿市の進学率はどうなっていますか。山鹿市の学習会参加者は５カ所で120人前後だと思います。１学年が13人ぐらいとして、もし１人だけ進学しなかった場合、進学率は92.3％に下がってしまいます。１人だけ進学しなくてもです。数字に惑わされてはいけません。逆に熊本市の場合は、旧同和地区の進学率が100％で、周辺地域の方が低いそうです。進学率は地域によって、また年度によっても変化するわけです。それをいかにも旧同和地区の学力が低

いと、一面的にとらえるのは正しくないのではないでしょうか。進学率よりもむしろ旧同和地区の生徒は退学者が多いと聞いたことがあります。もし事実だとするなら、これこそ問題にすべきだと思います。

なお、学力の問題は、社会教育の分野ではなく、学校教育活動での分野であり、基本的には学校が責任を持って取り組む課題であるということを指摘しておきます。

また、部落差別は依然として解消されていない、このように答弁されましたが、山鹿市内における差別事象はここ８年間で明らかになったのは１件のみです。それも本人の無知から生じたものであり、学習の場をつくってやれば理解させることができたということです。数十年前から比べますと８年間で１件ということは、人権啓発課や教育委員会を初めとした行政の努力のたまものであると考えます。６万人の市民がおれば、さまざまな考え方を持っており、今後も差別事象が発生しないとも限りません。ゼロにすることは不可能に近いと思います。これまでの取り組みを全面否定するようなとらえ方は誤りであり、部落差別は着実に解消の方向に向かっているととらえるべきではないでしょうか。

さらに、山鹿市には、差別事象を許さないという社会風土、社会環境が成就してきており、そのことに確信を持つべきだと思います。

最後に、教育長の所見を伺います。学習環境の格差がなくなり、部落差別と貧困で学校に行けないという児童生徒はなくなりました。また、旧同和地区の子どもたちの学力が特別に低いなどということはないと思います。どの地区にも、どの地方にも、学力の低い子どもはいます。だからこそ学力問題は旧同和地区だけの問題ではなく、日本全国共通の課題となって、社会問題化しているではありませんか。日本国憲法第26条には、「すべて国民は能力に応じて等しく教育を受ける権利を有する」と、教育の機会均等を保障しています。それなのに、教育委員会が特定の地区のみに教師を派遣し、長年にわたって学習会を継続し、学力向上を目指すということは、日本国憲法の教育の機会均等にも触れるのではないでしょうか。

先ほど紹介されましたふれあい講座のように、今の学習会を変えていこうとされる努力には敬意を表しています。しかし一方では旧同和地区での学習会がいまだに継続されています。このような状況を続けるならば、部落差別が固定化し、新しく逆差別を招くことになると思います。どうしてあの地区だけ学習会があるのか、どうしてあの地区だけ先生たちが来られるのかと、子どもたちや市民に疑問を持たせ、旧同和地区が特別な地区だと固定観念を持たせてしまうのです。そこにはまた差別感情が発生します。旧同和地区の子どもが同級生から、お前も差別を勉強する塾に行きよっとや、通いよっとやと言われたそうですが、差別をなくすための学習会が逆に差別をつくり出す場になってしまうと言っても過言ではないと思います。同和

問題の早期解決のために、また旧同和地区の子どもたちの苦悩を取り除くためにも、このような学習会は早急に中止して、すべての子どもを対象にした学力向上に努力されるべきではないでしょうか。教育長の見解をお願いします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

ただいまの原議員の３回目のお尋ねにお答えしたいと思います。詳細につきましては、先ほど部長の方からお答えしておりますので、私は大きな観点に立ってお答えを申し上げたいと思います。

先ほど、交付要綱あるいはまた運営費等々の問題、ご指摘があったわけですけれども、監査委員会の指摘や要望等につきましては、しっかりと受けとめて取り決めをやっているということですし、また原議員のこれまでの再三のご質問、ご意見等につきましてもしっかりと受けとめながら、それらを提示しながら取り組んでいるということを申し上げておきたいと思います。今回の指摘・要望等につきましてもしっかりと受けとめ、担当課におきましては、けんけんごうごうの交渉、お話、討論をしながらこの解決に向かって最大限の努力を展開してきたと、そのことも申し上げておきたいと思います。

そういった中で、改善に向けて前進しているという思いを強く持っています。

最後に、この同和問題に対しての政治姿勢ということをお尋ねですけれども、ただいま申し上げましたように、そういった指摘事項等々につきましてもしっかりと受けとめながら取り組んでまいりますし、かつまた、この同和問題に対しましては、私はこの問題を考えるときに、この同和差別が発生した歴史的な経緯、さらには長年にわたって大変な苦難を受けてこられた歴史、そしてまた、今日なお、そういった差別事象が、心理的差別も含めて現存する状況を総合的に勘案しながらこの問題に対処していくべきであると、そういうような思いをしております。以上です。

○議長（高野誠二君）

田中教育長。

［教育長　田中　宏君　登壇］

○教育長（田中　宏君）

まず、原議員が最後に指摘されました３点につきまして、私のコメントを簡単に述べさせていただきます。１点目の学力問題、これはご指摘のとおり、学校教育全体の問題であると、全国的な問題であると、それについては私も同じように受けとめています。

２点目の、憲法第26条に関しましては、これは昭和40年の同対審答申にもありますように、同和地区住民には市民的権利と自由が完全に保障されていない。その一つが教育の機会均等であると思います。ゆえに長年にわたって学習会を継続し、機会均等に努めてきていると認識しています。もちろん議員も地対財特法執行の時点までは認めるが、執行後だからということで、憲法第26条をご指摘なされたのではなかろうかと思います。

３点目の、差別をなくすための学習会が逆に差別をつくり出す場になっているということにつきましては、各学校におきましての人権教育また、ＰＴＡの懇談会等におきまして、同和地区の子どもだけなぜ学習をするのかという、先に申しましたような同対審答申の趣旨等についてかみ砕いた形で説明が行われていますので、現在ではないと、これは恐らく数十年前の事例を引いてのご指摘だったと思いますけれども、そのように３点について、私の方は考えたところです。

なお、進学率の問題等いろいろありましたので、学習会全般につきまして、私の思い、それから現在取り組んでいること、今後の方向性ということで若干述べさせていただきます。

今、本年度の学習会の成果と課題につきまして、関係校長とヒアリングを行っているところです。地区の子どもたちと地区外の子どもたちの学力差は、確かに少なくなってはまいりましたが、まだまだ厳しいものがあります。先ほど、進学率の問題をご指摘いただきましたが、やはり地区の子どもたちの進路状況を確認していきますと、本当に行きたい高校に行っているのかという、そこに大きな疑問が残っていまして、そのあたり、やはりもう一つ確かな学力、そういうものが必要であると受けとめています。また地区の子どもたちが将来出会うかもしれない差別の壁を乗り越えるためには、まだまだ確かな学力の保障と地区外の子どもたちとの交流の中で支え合える仲間づくりが必要だと思っています。

そして、これからの学習会は、これまでの同和教育の成果と手法を生かし、新しい時代に即した人権教育として再構築を図っていかなければならないということは、十分認識しています。

議員の２回目のご質問にもありましたように、私が平成18年３月議会で答弁しましたとおり、19年度は学習会のあり方を見直し、その改善に努めているところです。その具体的な動きとしましては、関係小・中学校の校長会議等も行いまして、共通理解・共通行動、その中で議員から先ほどご指摘がありました教育と運動の区別、そういうことについても話をしていますし、今後の学習会のあり方、人権教育への再構築全般について意見交換をしているところです。なお、これについては継続的に行おうということで、意思の確認をしています。

また、部長答弁で申し上げましたように、ふれあい講座につきましても、関係中学校の現状、特色を生かしながら、実践へと移行していきたいと思います。その実習の一端は、今度教育委員会が広報誌を出していますけれども、ゆめーるの３号で紹介させていただいていますので、ぜひ見ていただけたらと思います。

ふれあい講座につきましての趣旨を簡単に申し上げますと、こういうことです。

主催は山鹿市教育委員会です。市内すべての児童生徒の皆さんが、人権が尊重される環境の中で、自分自身を大切にするとともに、他の人の大切さを認めることができるような豊かな人権感覚を身につけ、あわせて確かな学力とみずからの進路を切り開く力を身につける。そういうことを願い、関係各中学校と連携して講座を実施しています。保護者の了解のもとに人権教育、体験学習等を実施しているところです。

このふれあい講座によりまして、近い将来子どもたちが山鹿市の教育目標でも示しておりますように、限りない夢を抱き、心豊かにたくましく生きる人材として、差別のない山鹿市づくりの担い手として育ってくれることを強く願っています。

なお、部落問題学習につきましては、さらに地域に根ざした学習会になるよう、地区の主体性を尊重しながら、これからも部落差別の不合理さを認識し、差別に打ち勝っていく力と支え合える仲間づくり、これを育成していただけるような条件整備など、行政として支援してまいりたいと思います。

教育委員会としましては、これからも全国的な人権教育、人権啓発の動向をしっかりと見据えながら関係各課や関係機関と連携を図り、人権教育、啓発のさらなる推進に努めてまいります。その積み重ねの結果として、学習会が発展的に解消できることを強く願っています。以上、答弁いたします。

○議長（高野誠二君）

ここで、しばらく休憩します。

午前11時23分　休憩

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

午前11時31分　開議

○議長（高野誠二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。原議員。

［７番　原　徹君　登壇］

○７番（原　徹君）

先ほどの同和問題については、前向きな答弁があったと思います。わだかまりのない本当に連帯と融合に満ちたそういった山鹿市に一刻も早くなってほしいと願っています。

次の、第２問、３問に行きます。少子化対策の乳幼児医療費についてです。これは市長に答弁を求めます。３月４日付の熊日新聞には「医療費助成、中学校まで」の大きな見出しで阿蘇市議会の３月定例会が開会されたことを報道しています。少子化が進み、共働き世帯がふえ、安心して子育てができる環境づくりがねらいで、市は市民からの要望もあり、厳しい財政の中でも将来を見通した投資と判断したと報じてあります。また宇土市でも小学校３年生まで拡大、また、今日の新聞にも御船町、西原村で小学校３年生まで拡大、こういう記事が載っています。市長も目を通されたと思いますが、どのようなご感想でしょうか。

私の質問は、阿蘇市に比べるならば非常にレベルの低い小さい問題ですが、入学前の乳幼児医療費窓口払いなし制度について、８回目の質問です。それは、子育て真っ最中の保護者にとって、切実な願いだからです。このことは、昨年９月に3000名を超える陳情署名が提出されたことにあらわれていますし、また山鹿市議会は、この市民の声にこたえようと２度にわたって陳情を全会一致で採択しているわけです。しかし、市長は、市民の切実な声に耳を貸さず、また議会決議２回にわたって無視し、文教厚生常任委員会において、今のところ、この制度を採用するつもりはない、このように答弁されております。ひょっとすると今日ぐらい、また考えが変わられたかもしれません。市長はこれまで質問されるたびに、いろいろな理由をつけてこられました。議員や市民の中からも市長の本心がわからないというぐらい理由が挙がっているわけです。ちょっと時間がないので、この理由をまとめておりましたけれども省きます。

市長、あなたが窓口払いなし制度を採用しない最大の理由は何でしょうか。いろいろありましたけれども、一つだけ、何かと、おっしゃってください。

３問目の市立図書館及び学校図書館整備計画について質問します。

合併して４年目に入りました。市内には幾つかの読書サークルも生まれ、私のところには、図書館運営や学校図書館に対しての要望も数多く寄せられています。総合計画にも図書館運営の方針が出ていますが、省きます。

質問します。現在、山鹿市にある一つの図書館、四つの図書室の運営状況と、今後の運営方針の概要について、ご説明をお願いします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

原議員の１回目のご質問にお答えします。

乳幼児医療費につきましては、現行の制度を継続していくことを申し上げてまい

りました。医療費の一部負担に対して、全額を助成する制度であり、他の助成制度と同様に申請をしていただき、それに基づき助成を行っていくことが基本だと考えています。今、市民と行政の協働によるまちづくりを進める中で、子育ての第一義的責任者としての保護者が申請をしていただき、それに対して行政が必要な財源を確保し、しっかりと支援していく、それぞれの役割を責任を持って果たしていくことが重要であり、現在の償還払い方式は最も適切な運用であると考えています。

○議長（高野誠二君）

八木田教育部長。

［教育部長　八木田達博君　登壇］

○教育部長（八木田達博君）

原議員の一般質問の３点目、市立図書館・図書室の運営状況と今後の運営方針についてお答え申し上げます。

ご承知のとおり、本市におきましては、図書館法に規定する公立図書館、これは鹿本図書館ですが、１館、社会教育法に規定する図書室が、中央公民館及び鹿北公民館、菊鹿公民館、鹿央公民館にあります。鹿本図書館については、蔵書数約５万5000冊で、非常勤の館長１名、臨時職員の司書５名、臨時事務職員２名により図書館業務を行っています。主な業務につきましては、図書、視聴覚教育の資料、その他必要な資料の収集、図書館資料の分類・配列及び目録の整備、図書相談、あるいは巡回図書はもとより、市内の小学校児童への本の読み聞かせ、布絵本の作成、ブックスタートなどの数々の業務を行っているところです。なお、本年度はこのような取り組みが大変評価されまして文部科学大臣賞を受賞したところです。

また、中央公民館図書室におきましても、図書管理システムにより本を管理するとともに、臨時職員１名を配置して図書業務を行っています。なお、鹿北、菊鹿、鹿央の公民館の図書室は、各公民館職員が図書業務に携わっているところです。今後の運営業務につきましては、本年度作成の山鹿市読書活動推進計画に基づきまして、図書館充実に向けまして読書サービス向上、ボランティアの育成、図書館・図書室の図書蔵書充実に向け努力してまいりたいと考えているところです。特に平成20年度は、第１回の読書振興大会や読書オリンピックを開催しまして、これを起爆剤として、いつでも、どこでも、だれでも読書に親しむことができるまちづくりを学校教育等と連携しながら進めてまいりたいと考えているところです。

○議長（高野誠二君）

原議員、了解ですか。

○７番（原　徹君）

議長。

○議長（高野誠二君）

原議員。

［７番　原　徹君　登壇］

○７番（原　徹君）

少子化対策、子育て支援についてですが、市長の答弁は、子育ての第一義的責任者としての保護者から補助申請をしてもらうこと、これがもう最適です、ということでした。言うならば、病院の窓口で一度支払って、そして申請の手続きをとる、そのくらいは親の責任でやるべきだということだろうと思います。そうしないと、保護者の医療費に対する自覚がなくなる、こうおっしゃりたかったのだろうと思います。事実、市長は18年12月議会では、完全無料化には問題点がある、負担金を全く払わないことによって親の医療費に対する自覚がなくなると答弁されております。市長の考えを２点、伺います。

市長の窓口払いなしは、保護者の医療費に対する自覚がなくなるとの考え方に立てば、菊池市、合志市、阿蘇市、植木町、和水町、南関町など、窓口払いなしを既に実施している自治体の保護者は、医療費に対して保護者の自覚がなくなっている、あるいはこれからなくなっていく、そういうお考えですか。そういうふうに考えていいんですか、お答えください。

また、これまで紹介してきましたように、中嶋市長は施政方針で妊婦や子育て中の親子が安心して生み育てることができる環境づくりを最優先課題として進める、あるいは総合計画書には、多様な保育ニーズに対応し、次代を担う子ども一人一人が大切にされ、心身ともに健やかに育つよう、子育て環境を促進する。そして今度は最重点に、乳幼児保育、環境の整備と、こういうふうに次々と執行部は挙げられてきているわけです。これから判断しますと、市民は当然、山鹿市も窓口払いなしの制度を採用される、こういうふうに考えるのは当然だと思います。しかしそれが現在のところだめですが、現在市の段階では14市中10市が実施し、残り４市のみとなっています。市長、もしあなたが窓口払いなしの制度を採用するとするなら、どのような状況になったときなのか、それとも中嶋市政が続く限り、絶対に採用しないのか、市長の考えを伺います。

図書館運営についてです。３点お尋ねします。まず、司書の正規採用です。図書館法第４条には、図書館の専門職員を司書及び司書補と称する。司書は専門的事務に従事するとあります。ところが先ほど紹介されました文部科学大臣賞を受賞するほどの優秀な司書・司書補７名ですが、全員臨時採用です。司書は専門職として今後の山鹿市図書館運営の中心になる人たちです。身分的にしっかり保障し、安心して職務に専念できるようにしてやらなければならないと考えます。全員とは言いま

せんが、正規の司書を配置すべきではないでしょうか。

２点目は、選書委員会の設置についてです。今の状況では、一つの図書館、四つの図書室が、公民館活動としていろいろアンケートとったりしていろいろ工夫されていますが、ばらばらです。もう少し山鹿市として統一した系統的な本の講読をすべきではないか。そのために選書委員会を設けられてはどうか、ということです。

３点目は、自動車文庫カーの配置についてです。図書館法第３条第５項には、図書館奉仕として自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うとあるわけです。ところが鹿本図書館には軽自動車が１台あって、いろいろ保育園とか幼稚園とか行っておられますが、そのことで表彰を受けられたのだと思いますけれども、本の積みおろしに大変だと、女性ばかりでですね。だから、図書館法に定められた図書館奉仕がスムーズにできるように、自動車文庫専用カーを配置すべきではないかということです。

以上３点、質問します。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

ただいまの原議員の２回目のご質問にお答えいたします。１点は、どういった状況になったら採用するかということについてですけれども、現時点での私の考えは、状況の変化により判断するものではなく、ただいま申し上げましたとおり、現在の償還払い方式で乳幼児医療費の助成を行うこととして、支援していきたいと考えているところです。

ほかにもう１点、よその自治体では、そういったことがなされていると。それがそういった地域の保護者の方々が医療費のことについて意識が欠けているとか、そういったいろいろなお話、どう思うかというお話でしたけれども、そういったことについて、他の自治体のこと、また住民の皆様方の思い等について私が言うべきではないと思いますし、さらにいろいろな市の取り組み、差があるではないかというお話ですけれども、そういったことについては、それぞれの自治体がいろいろな状況、置かれた状況が違いますし、また考え方も違います。まさに地方分権社会の時代です。山鹿市は山鹿市としてこの乳幼児医療制度の支援だけではなくて、幅広くまた厚い子育て支援、乳幼児子ども支援策を講じているところですので、決して他に遜色があるものではないと自信を持っていますし、そういったそれぞれのやり方がある、これが今日の社会であろうと思っています。以上です。

○議長（高野誠二君）

八木田教育部長。

［教育部長　八木田達博君　登壇］

○教育部長（八木田達博君）

ご質問の３点について、お答え申し上げます。

まず、第１点目の、司書の正規採用ということですが、先ほど述べましたとおり、鹿本図書館には非常勤の館長及び臨時職員しかおりませんが、事務処理につきましては、現在社会教育課で所管しているところです。職員の定員管理上、大変厳しい状況です。身分の安定という点からは今後もし、そういう方向に進めばありがたいとは考えていますけれども、しかし、教育委員会としましては、今後指定管理者制度の導入も視野に入れて検討してまいりたいと考えています。

次に、２点目の選書委員会の設置についてですが、現在、本の選定については、図書館、各図書室の職員による担当者会議におきまして、定期的に図書の購入を、重複しないように選定会議をしているところです。なお、現在図書館及び各図書室に購入希望アンケート用紙も設置しております。住民ニーズの把握に努めているところですけれども、今後、選書委員会を設置し、購入本の選定を行うことも重要なことであろうと考えますので、他の自治体の状況も検討してまいりたいと考えています。

次に、第３点目の、自動車文庫カーの配置です。この車は、当初移動図書用の購入ではございませんので、そういう意味では議員ご指摘のような問題もあろうかと考えています。しかしながら、自動車文庫カーの配置も今検討はさせていただいているところです。しかし、人的な問題や財政的な問題、あるいは運用の問題等もまだ課題がございますので、図書館協議会を設置していますので、皆様方の意見等もお聞きしながら検討を重ねてまいりたいと考えています。

○議長（高野誠二君）

原議員、了解ですか。

○７番（原　徹君）

議長。

○議長（高野誠二君）

原議員。

［７番　原　徹君　登壇］

○７番（原　徹君）

３回目で最後です。状況の変化によって判断するものではなく、償還払い方式を行う。これが最適だと。こういうように乳幼児医療費の分には答弁されました。そこで、市長のお考えを確認したいのですが、中嶋市政が続く限り、乳幼児医療費の窓口払いなしという制度は実現されないと、このようにとらえていいでしょうか。

そこのところをはっきりさせてください。

昨日、知事選挙の告示がありました。来年早々市長選挙、市議会議員選挙があります。少子化対策、子育て支援の政策は、一つの重要な争点になることが推察されるわけです。

次の質問に入ります。子育て支援課が乳幼児調査をしておられました。山鹿市の乳幼児は５歳児が470人、これは昨年４月です。３歳児460人、ゼロ歳児432人、ずっと右肩下がりです。30数年前、山鹿中学校の子どもは、私が知っているのは11クラスです。約440人の在席です。だから、山鹿市には中学校が６校ありますが、当時の山鹿中学校の１学年分しか子どもが生まれてないという状況です。非常に子どもが減ってきているということは事実です。したがって、これに歯止めをかけるということが必要だろうと思います。

市長は、人づくり日本一を目指すと言われますけれども、人がいなければ犬の遠吠えです。そこで３点だけ、お伺いします。

乳幼児医療費無料化制度を、子どもの医療費無料化制度というものに直して、よそがやっているように、小学校３年生まで対象者を拡大する考えはないか。市長にお願いします。

それから、妊婦健診があります。今無料化で、１回につき約5500円かかるそうですが、これを13回から14回受けるのが理想だそうです。厚生労働省は、できれば14回、最低でも５回は公費負担にしなさいという通知を出したということです。財政は出さずに地方にまかせるという、そういう姿勢ですけれども。全国的には、東京都の20の区で15回、福島市15回、松江市７回、多くの自治体が５回、山鹿市はどうされるのかお答えください。

３点目は、保育料減免制度です。山鹿市も既にこの保育料の減免制度を実施しています。非常に積極的な政策だろうと思います。ところが、山鹿市の場合、非常に条件がついています。したがって条件抜きで第２子からは保育料は２分の１にする。第３子は無料にする等、そういう政策が必要ではないかということです。

次に、図書館運営についてです。今の答弁では、正職員の方向に進めばありがたいという第三者的な答弁でしたが、これでは困ります。市長、いかがでしょうか。司書の業務内容は仕事があるときだけ雇用される一時的、臨時的なものではなく、常用職であり専門職です。司書を臨時採用で継続させることは法的にも問題があるのではないでしょうか。今の司書・司書補７名全員が退職されるといううわさも流れています。数名の正規採用が必要ではないか、市長の見解をお願いします。

最後に、新学校図書館整備５カ年計画についてです。文部科学省は、各都道府県に公立義務教育諸学校の学校図書館の図書購入に要する経費の地方財政措置として、

約100億円の予算を組んだそうです。山鹿市にも地方交付税として予算措置がきていると思いますが、どのくらいになるのでしょうか。小学校、中学校別にお願いします。

もう一つ、学校図書の司書補を、私は2005年３月議会で教育長にお願いしました。熊本市のように学校図書館にパートでもいいから司書補を配置してくれと。そしたら、教育長は、趣旨は理解できるので、各課と今後相談していきたいと答弁されています。それから３年が経過しています。熊本市以外でも現在では、周辺の菊池市や玉名市でも司書補を一部配置しているようです。とてもこの司書補がおられると、学校の図書館がものすごく利用が多くなります。そういうことで、司書補をお願いできないかということです。

時間が来ましたので、以上で終わります。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

ただいま原議員の３点の質問、たくさんのご質問をいただきましたので順次お答えしたいと思います。

まず、窓口払いなしについて、中嶋市政が続く限りできないかというお尋ねです。先ほども申し上げましたように、現時点での私の考え方はと申し上げています。そういった原議員のご質問の中に、この乳幼児の窓口払いなし、１点だけをとらえて山鹿市の子育て支援、そういったものが非常に低いというとらえ方をされるのはいかがかと思っています。そういったことを申し上げておきたいと思います。

やはり、限られた予算の中で、それをより効率的に効果的に取り組んでいくかということが大事な市政をあずかるものの使命であると、そのような思いをしています。非常に目立つような、新聞に載るような施策だけが、本当にためになるものではないと思っています。総合的に考えて、６万市民のためになるかということを基本に考えながら取り組んでまいっています。そういったことをあえて申し上げておきたいと思います。

子どもの医療費助成の対象年齢を３年生まで拡大してはどうかという話ですけれども、この件につきましては、平成17年度、18年度、それぞれ助成額が1700万円程度増加し、平成19年度も増加することが見込まれています。対象年齢を小学校３年生まで拡大すれば、さらに財源が必要になりますので、現行制度のもと、確実に財源を確保し、助成していくこととし、現時点で、小学校３年生まで拡大することは考えていません。

３点目の、図書館の件ですが、現在、山鹿市の職員につきましては、定員適正化計画を作成し、平成22年４月までに普通会計職員89名の削減目標を掲げ、努力しているところです。またその後も引き続き職員削減を行いながら、類似団体等と比較して、約200名の職員削減を行うことといたしています。ご指摘の件につきましては、司書に限らず、専門職員の育成は合併の一つの効果でありますので、この厳しい定員適正化の状況の中、業務の見直しや合理化がどこまで進められるのか、また、一般職員と専門職員のバランスはどうなるのか等につきまして、委員会の意見を聞きながらしっかりと検討してまいりたいと考えています。

○議長（高野誠二君）

森市民福祉部長。

［市民福祉部長　森　和芳君　登壇］

○市民福祉部長（森　和芳君）

原議員の３回目の質問、２点目の妊婦健診の無料化拡大についてですが、昨年３月議会におきまして、北原議員から妊婦無料健診の拡大について質問がありまして、そのとき20年度から無料健診の回数をふやす方向で検討しますとお答えしていました。その後、検討しました結果、現在一律２回の無料健診の回数を平成20年度から母子手帳交付申請時の妊娠週数に応じて、最高５回まで拡大することにしています。

次に、３点目の保育料の減免制度についてですが、現在、同一世帯から同時に複数の児童が保育園に入所している場合、２人目は２分の１に減額、３人目以降は全額免除にし、さらに同時入所要件を撤廃し、入所児童が第３子以降で、かつ３歳未満であれば全額免除にしているところです。また保育料は他市と比べても安く設定していますし、保育園で一時保育や延長保育など、特別保育事業も行っています。保育園の運営においては、サービスと負担のバランスが必要であると言えますが、現時点ではさらに保育料の減免を拡大することは考えていません。

○議長（高野誠二君）

八木田教育部長。

［教育部長　八木田達博君　登壇］

○教育部長（八木田達博君）

新学校図書館整備５カ年計画に基づく地方財政措置による交付税の基準額を小学校、中学校別に申し上げます。小学校では648万9000円です。中学校では464万6000円です。なお、本市の学校図書購入費は小学校で960万円、中学校で400万円で、総額としては交付税額を上回っているところです。

続きまして、司書図書補助員を置く考えはないかということですが、子どもの読

書活動の一層の推進を図るために、今回学校図書館の司書補助員に準ずるような活動を行うように、読書活動推進員を条例改正で設置をお願いしているところです。新年度におきましては、学校あるいは社会教育連携しまして、読書活動推進に強力に取り組んでまいりたいと考えているところです。

○議長（高野誠二君）

以上で、原議員の一般質問は終了しました。

ここで昼食のため、休憩します。午後１時30分から再開します。

午後０時00分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午後１時30分　開議

○議長（高野誠二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の通告順により、永田紘二議員の発言を許します。永田議員。

［12番　永田紘二君　登壇］

○12番（永田紘二君）

12番議員の永田です。発言通告に基づきまして、一般質問を１点させていただきます。

幼稚園と保育園、それから小学校の連携についてお伺いしたいと思います。本来でありますと、文教厚生委員会の所管事業でありますけれども、全庁的な組織等についての考え方を少しお尋ねをしたいということで質問をさせていただきます。

まず、１点目に、幼稚園と保育園の一元化、連携という表現をされていますけれども、現在どういう取り組みをされているのか、どういう必要性があるのかについて、お尋ねをしたいと思います。

もう１点は、幼稚園、保育園、すなわち就学前教育と小学校の連携、接続という表現も今されていますけれど、接続、つながりということですけれども、非常に大事だと思いますが、先ほどの幼・保の問題と一緒に取り組み等について、お尋ねをしたいと思います。１回目、終わります。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。田中教育長。

［教育長　田中　宏君　登壇］

○教育長（田中　宏君）

永田議員の一般質問、幼・保・小の連携についてお答えします。

まずは、幼稚園と保育園の連携についてです。幼稚園が学校教育法に基づく学校であるのに対し、保育園は児童福祉法に基づく福祉施設という違いがあります。し

かしながら、同じ就学前の子どもたちを保育するという点では、共通の部分も多く、お互いの持つ良さを交流し、連携を深めることは大変重要なことです。その一つとして、保育園と幼稚園の職員の人事交流があります。この交流によって、それぞれの園で培ってきた力を生かし、お互いの良さを発揮してもらっています。職員の学び合いということについては、人権教育の就学前部会において、合同での研修会を実施し、お互いに、いい意味での刺激を与え合っています。また、山鹿幼稚園と山鹿保育園においては、年長児の交流や山鹿小学校を交えての合同の研修会等を実施しています。

次に、就学前と小学校の連携・接続について述べます。就学前の保育が小学校の生活や学習の基盤につながることから、就学前と小学校の連携についても、同様に大変重要なことであると受けとめています。教育委員会と子育て支援課では、幼・保・小の教職員の合同の研修の場として、命を考える研修会を開いています。この研修会は、ワークショップ形式をとっており、お互いが本音で語り合えるよい機会となっています。また来民小学校が幼・保・小の連携のあり方について、平成17、18年度に県の指定を受けましたことから、その必要性を再認識し、指定が終わった後も連携のあり方について継続して取り組み、研究発表会も開いたところです。この研究会には、幼稚園、保育園の関係者も多数参加し、よい研修の機会になりました。他の地域においても保・小・中の連携協議会が立ち上がり、連携のためのカリキュラムの検討がなされています。来年度はこうした連携がどの校区でも進んでいく予定です。ほかにも８月には、多くの小学校の先生たちが１日保育体験ということで、各保育園に出向き、研修を行うなど、幼稚園及び保育園からの小学校への滑らかな接続を目指して、子育て支援課と連携した取り組みを進めているところです。

今後、幼児、児童の一貫した支援施策を展開していくため、研修の場の共有や体験等を通して、一層の連携を深めていく必要があると認識しています。

○議長（高野誠二君）

永田議員、了解ですか。

○12番（永田紘二君）

議長。

○議長（高野誠二君）

永田議員。

［12番　永田紘二君　登壇］

○12番（永田紘二君）

ただいまご答弁をいただきました幼・保・小の連携の中で、幼・保連携または就学前と小学校の連携・接続、それぞれに非常に必要であり大事であるというご報告

がありましたし、そのためにいろいろな施策、取り組みをされていることをご報告いただきました。私はこういう観点から、市長にお尋ねをしたいと思いますが、まず一つは、後ほど川野議員からもご質問があるようですけれども、山鹿市教育センター、今後の活動の中で、保育園と幼稚園と小学校のとらまえ方をどうするのか、活動強化をしていくためには、この幼・保・小の連携が非常に必要であるという考えを持っています。２点目には、市長説明要旨の中にも重点的な取り組みの一番手に総合的な子ども・子育て支援体制の整備充実ということを掲げてあります。もうご案内のとおり、少子高齢化の波の中です。安心して子どもを生み育てていくためにも、幼・保・小の連携は必要で、欠かせないものであるという理解をしています。

３点目には、これも施策事項の中の取り組みの中で小・中学校再編等整備という掲げ方もされていますけれども、当然、学校再編に取り組んでいかれるわけですけれども、これに関しましても地域的に見ても、小学校、保育園、幼稚園の連携は欠かせないものだろう。どうしても強化していかなければいけないのかなということを考えるわけです。こういう観点から幼・保・小の連携が非常に必要であり、重要であるという理解をしているわけです。

ここで市長にお伺いしたいわけです。重点的な取り組みの中に、機能的な組織体制の確立をしたいという話もされています。幼稚園と小学校、これは、先ほど教育長が話されました中身の中で、文部科学省関係で教育委員会が担当しています。それから、保育園は厚生労働省の関係で市民福祉部が担当をしているわけです。しかしながら、幼・保・小連携をより充実していくために、幼稚園と保育園の連携や、就学前と小学校の連携、つながりを強化していくためには、窓口を一元化した方が効果的であると思います。山鹿市としましても独自の方法で１カ所に組織を統合した方がよいのではないかという考えを持つわけですけれども、そういう考えはありませんでしょうか。

また、県外市町村でも、もう早速取り組んでおられる市町村もありますので、十分ご検討いただき、一元化に向けて進んでいただきたいなということを、お願いをしたいと思います。以上、２回目終わります。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

永田議員の幼・保連携並びに就学前と小学校との接続に対します市の考え方について、お答えします。幼稚園、保育園の連携、また就学前と小学校との連携につきましては、教育長の答弁にもありましたように、共通の理解による施策の実施が重

要であり、効果的であると認識しています。行政組織は新たな行政課題や市民ニーズに的確に対応できるよう、普段から見直しを継続すべきものです。また限られた人的資源である職員数の中で、いかに最大限の効果が発揮でき、効果的な組織体制となるかが求められますし、市民の皆様にとりましては、わかりやすく利用しやすいことが大切です。幼・保連携や就学前の子どもたちと小学校との滑らかな接続を考える場合も、このことが基本となるものと思われます。

本市の組織をどのようにするかにつきましては、国の所管庁が異なることから制約される部分もあると思いますが、縦割りの弊害をいかにすれば取り除くことができるかについて研鑽し、山鹿市の将来の姿を見据えた中で、市組織全体を通し、柔軟で機能的な独自性のある組織機構となるよう、それぞれの部署で連携させ、十分検討させてまいりたいと考えています。

○議長（高野誠二君）

永田議員、了解ですか。

○12番（永田紘二君）

議長。

○議長（高野誠二君）

永田議員。

［12番　永田紘二君　登壇］

○12番（永田紘二君）

ただいま市長のご答弁で、前向きに進んでいくものだと理解をしたいと思います。ただ、文教厚生常任委員会でも常に子どもに対します問題点、論議をしていますけれども、どうしても保育園と小学校、幼稚園との壁が取り除けないような感じがしています。ぜひとも子どもに関する部署は、行政窓口一本化していただくようにご努力をお願い申し上げまして、質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

以上で、永田議員の一般質問は終了しました。

次の通告順により森　久雄議員の発言を許します。森議員。

［22番　森　久雄君　登壇］

○22番（森　久雄君）

こんにちは、22番の森　久雄です。一般質問を行います。

九州新幹線の全線開業、平成23年に伴っての菊池川流域に観光客をどのように誘致するか、この点について、提案を行いたいと思います。市長にご答弁をお願いしておきます。まず最初に、現状について、私なりの認識を申し上げてみたいと思います。

１点目です。資源の豊かさということで述べてみたいと思います。今日、菊池川流域の山鹿市、玉名市、菊池市及び植木町では、それぞれに歴史や地勢を生かし、観光振興に力を注いでおられます。つい最近の山鹿市は、市民総ガイドのまちへと銘打った新たな取り組みに着手され、また、先頃終わったばかりの山鹿の冬の風物詩、山鹿灯籠浪漫・百華百彩は、九日町八千代座かいわいを竹明りが照らし、市内外の観光客を魅了し、称賛、感嘆の声は年ごとに高まっています。一つ一つを挙げていけば枚挙にいとまがありませんが、市内各地のあまたの歴史資産を初め、夏の灯籠まつりをメインイベントとして旧町のイベントや歴史も加え、新山鹿市は十分な観光資源を有していると思っています。

２番目に、悩みですが、これらの観光資源がありながら、灯籠まつりは別にして、年間を通しての入り込み客をもっと望めるのではないかと思うところですが、そこそこの数字は数えられても、満足できるところまではなかなかいき得ていない状況にあるのではないでしょうか。県内外のテレビ・ラジオで、他市町村をはるかにしのぐＰＲは打っておられます。関係者の努力も日常不断に行われていることは十分に承知しています。それでもなお、山鹿六湯の温泉を初めとした観光資源の活用あるいはＰＲがまだ足りていないのではないかと思うところです。ほかの市町村はどうかということですが、当然のことながら、ほかの菊池、玉名の２市、そして植木町も同じ悩み、現実があるのではないかと推察します。

ここで提案をさせていただきたいと存じます。私は来る23年の九州新幹線全線開業に伴って観光客誘致のための広域的な取り組みを展開されるよう提案したいと思います。今は、九州新幹線の恩恵を鹿児島が独占している状況にあると思っています。さらに鹿児島にとって幸いなことはＮＨＫ大河ドラマ篤姫が１年間放映になり、番組終了まで鹿児島に関係しつつ画面が展開していくものと思います。この効果ははかり知れないものがあると思います。新幹線の全線開通を間近に控え、鹿児島の隣県に住んでいるからこのような思いに至るのでしょうか。当然のことながら、ねたんでもせんないことです。大分や宮崎の皆さんからは、新幹線が通るのならば仮にもそんな思いもしてみたいと言われるかもしれません。全国の視聴者の方々は、私のこんな思いとは関係なく、毎週、幕末期の鹿児島を舞台にした大河ドラマを楽しみに見ておられることでしょう。私個人としても毎週待たれるドラマです。

さて、沿線の駅である八代・水俣に耳目を転じてみたときに、何か新幹線開通に伴い、画期的な効果が起きているなどと聞いたこともございません。通勤手段やビジネスに利用されることはあっても、経済的効果をもたらしているとは言いがたいのではないのでしょうか。当然ながら、当該自治体負担の巨額投資に見合う採算は取れていないのではないでしょうか。

そこで、新玉名駅をどのように利活用するのかという視点でご提案申し上げたいと思います。今日、山鹿、玉名、菊池の３市と植木町には、民間主体、行政はオブザーバーでの加入の菊池川温泉郷づくり協議会がございます。また、公共機関と民間団体で組織する熊本県北観光協議会の二つが、観光振興、地域産業発展を目的として活動されています。この両組織が３年後の全線開通後をにらみ、今からの３年間とその後を意識した今以上の一層の活動を展開されるよう、とりわけ中嶋市長にリーダーシップを発揮していただき、関係市町や民間団体が独自の取り組みをなさること、それはそれとして充実されていかれることは当然のことですが、それらをまとめ上げた関係エリアを一くくりにとらえた取り組みというものを強力に展開されることを願い、提案するものです。

観光を目的に広く日本を俯瞰した場合、例えば本州の皆さんから九州を見た場合、九州は一つの島です。次に目を凝らせば、各県が映るのではないでしょうか。では菊池川流域はどれほどの大きさで視界に入るでしょう。玉名、山鹿、菊池と探すとき、視力検査表で言えば視力2.0以上の視力が必要な大きさではないでしょうか。ピンポイント的に全国のお客様に目をつけていただけるには、個別な取り組みでは限界があると思います。目にもとまらないのではと思うのです。インターネットで検索するにもしかりです。全国とまでは申しませんが、福岡、山口、広島のお客様をターゲットにして、全線開通を好機ととらえ、菊池川流域３市１町が一体となって、今の持てる力を合わせ、満足いく観光エリアとして認知いただき、新玉名駅に降りていただく取り組みの展開が何としても必要ではないかと思うところです。

観光資源に不足はないと思います。ない物ねだりの必要もありません。要は流域が一体となったＰＲとおもてなしです。一つの教えに己を生かすには、まず他人を生かすこととあります。これからの新山鹿市の発展を思うとき、周辺市町の発展と一体となることが欠かせない条件となるのではないでしょうか。今の時点でいろいろ具体的な案や着手している事業等がございましたら披瀝いただき、加えて所信もあわせてお聞きできればと存じます。以上で、１回目の質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

新幹線開通に伴う菊池川流域への観光客誘致の広域的な取り組みについて、ご答弁申し上げます。

ご質問の中で、議員が挙げられましたように、この山鹿市には温泉や文化遺産などたくさんの観光資源がございます。また同様に流域の各市町につきましても多く

の観光資源を有していますが、これらを一連のものとして宣伝し、観光客誘致に活用することについては、まだ十分には生かし切れていない、さらなる可能性があるという思いは私も同様です。これにつきましては、ご紹介いただきましたように、行政主体の熊本県北観光協議会と民間団体主体の菊池川温泉郷づくり協議会の二つが中心となりまして、誘客活動に取り組んでいます。山鹿市としましても、流域の中心である地理的なメリットや豊富な観光資源を十分に生かし、同時に関係市町とも今まで以上に連携を密にしながら効果的な事業展開に努めてまいりたいと考えています。

現時点で進めています主な事業につきましては、まず、両協議会で協力の上、流域の観光ルートや体験プログラムを取り入れた県北観光マップを作成中です。これにより地域の魅力をわかりやすく表現し、今後の誘客宣伝に広く活用したいと思います。

また、各協議会の主な取り組みとしましては、それぞれの立場で旅行雑誌等の媒体を活用したり、福岡、広島旅行代理店を招待し、流域観光の魅力を体感してもらうなどの情報発信のほか、観光ボランティアガイドの交流・研修会や、観光資源を活用した旅行商品の開発など、受入態勢の充実も図っているところです。

今後の取り組みにつきましては、まず、この二つの協議会を中心としながら、また県が主体となっています新幹線くまもと創りプロジェクトなどの関係組織とも協力しながら、流域各市町の行政・民間が連携を密にして、観光地としての魅力アップを図ることが第一であると考えます。それぞれの組織の情報の共有化を図り、点から線へ、線から面へと菊池川流域全体が観光地としてレベルアップすることを目標に据えた活動を継続して展開していくことが最も重要だと考えています。

以上、私の思いと、菊池川流域において推進中の事業についてお答えします。

○議長（高野誠二君）

森議員、了解ですか。

○22番（森　久雄君）

議長。

○議長（高野誠二君）

森議員。

［22番　森　久雄君　登壇］

○22番（森　久雄君）

答弁ありがとうございました。若干くどいかなと思いますけれども、２回目の質問をしたいと思います。

今の市長のご答弁に対して、一つの案を申し上げたいと思います。例えばビジネ

スをとらえた場合ですが、およそ今日では主要企業の接待、商談等がすべてビジネス集積地の福岡で済まされていること。そして、これまでもこれからも大半そうであるにしても、今後は新幹線がその先の山鹿まで、わずか１時間弱で運んでくれることになります。足を伸ばすことに無理を感じません。情緒豊かな歴史と温泉のまち山鹿は、大きな接待の魅力にあふれたまちであると思います。このことのアピール可能性は大です。さらに加えて申せば、山鹿での滞在が企業進出を考える機会にもなるのではないでしょうか。

また別の視点で述べてみたいと思います。例えば黒川温泉ですが、かの地はわざわざ行きたい温泉地になっています。理由は便利ではない不便さと、自然の豊かさの中に開放感を得る旅として満足感を与え、選択されているのではないでしょうか。では、新幹線開通後の山鹿と黒川を比較して考えてみたいと思います。温泉地を探すとした場合、高速、短時間で行ける素晴らしい温泉地はどこか。わざわざ行くところはどこかと考えたときに、わざわざならばまだ黒川を、そしてすぐに行けるところは山鹿というように、いつも山鹿が選択肢に入るようにしておくことが大事ではないかと思うところです。

そこで、さらに大切なことは、玉名駅に降りられたお客様に玉名の皆さん方が、山鹿あるいは菊池川流域を紹介する気持ちを、逆に山鹿に来られたお客様に玉名、菊池を紹介する勇気と心を共有していけばチャンスは確実に広がっていくものと確信をします。視点を広範囲に広げ、あらゆる可能性を探ることを努力していくことが今日急務ではないかと思っています。

再度、お答えをしていただければありがたいと思います。２回目を終わります。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

菊池川流域の観光振興につきまして再度ご答弁申し上げます。

先ほども答弁申し上げましたように、流域の観光資源については、温泉や景観などの自然条件から古墳・遺跡などの文化遺産、食の魅力につながる新鮮な農産物、魅力的な祭りやイベントなど、枚挙にいとまがありません。しかしながら最も価値のある資源は人であると思います。直接に観光事業に携わる方や案内人の方々を初めとして、観光客に接する住民すべてが地元のことを親しみを持ってわかりやすく伝えられること、これがこれからの観光の浮沈を左右するものであろうと考えています。

また一方で、最近の観光スタイルの変化は、画一的な団体旅行から個人旅行や体

験を楽しむ旅行へ、あるいは宿泊地を基点として周遊するような観光へと変化しつつあります。これら市町村の区分を意識することの少ない観光客の多様なニーズにこたえるためには、幅広い体制づくりも必要になります。私は、日ごろから今日周辺自治体との連携・協働なしには、何もなしえないとの思いを強く持っています。これを基本方針として歴史、文化、スポーツ、交通アクセスなど多くの分野で広域的に力を合わせ、ともに成長し発展していきたいとの考え方で、事に当たりたいと思います。

したがいまして、人材を含む観光資源の活用はもとより、各種団体の協力体制整備、観光施設の整備、そしてそれらの観光情報の有効活用など、総合的で具体的な推進目標の設定が必要であると考えます。

本市におきましても、これらの課題を整理し、新市全体の観光戦略を具体化した観光基本計画の策定を20年度に着手し、今後の観光政策の基礎を確定する予定です。この策定作業では、多くの関係団体や住民の方と課題解決の方法や、事業の取り組みについて協議を重ねていくことになります。ここにおける住民と行政による取り組みの課程こそが、広域的に観光振興の視点を広げ、可能性を現実の計画に転化していくものと考えています。

菊池川流域の産業振興にとって、３年後に迫った新幹線開通は大きな節目となります。流域の各地域がそれぞれの個性を磨き上げるとともに、地域間の協力により吸引力を高めるという相乗効果を目指すことが最も重要だと考えています。新幹線開通に伴う流域各地の期待と不安は、いずれの市町にも同様なものがあると思いますが、流域の連携組織を中心に、地域の方向性をまとめ上げ、協力関係を強化していけば今後の観光分野にも大いに期待できるものがあると考えています。

○議長（高野誠二君）

森議員、了解ですか。

○22番（森　久雄君）

議長。

○議長（高野誠二君）

森議員。

［22番　森　久雄君　登壇］

○22番（森　久雄君）

答弁ありがとうございました。

実は、今回は、一般質問の受付が早かったものですから、原稿をつくりました後にいろいろと考えて、いろいろな情報を得たいと思っていましたけれども、本来でしたら今のところで終わるところでしたが、私にとっては目からうろこのような情

報が入りましたので、３回目の質問を行いたいと思います。その前に資料を準備しましたので、資料配付を議長に許可をしていただきたいと存じます。よろしくお願いします。

○議長（高野誠二君）

資料配付の要求があっていますので、会議規則第150条の規定により、これを許可します。職員に配付させます。

［資料配付］

○22番（森　久雄君）

ただいまお配りをさせていただきました資料は、今国会第169回の通常国会に１月29日、国土交通省から出された法律案です。今、１回目、２回目の質問をさせていただいたわけですが、その私の思いというものに、この法律案が十分こたえてくれているのではないか、後押しをしてくれるのではないかという思いでお配りをさせていただきました。

この法案は、平成18年12月制定されました観光立国推進基本法に基づいて、関係法律の特例等を定めるものとして提出されているものと思います。そのポイントは、今まで市長から答弁をいただいた内容を国が総合的に支援するという内容になっています。ポイントを４点ほど挙げてあります。１点目は、日本人を含めた内外からの観光旅客の来訪・滞在を促進することによる地域経済の活性化。２点目、観光業と他業種との連携、官民の連携による一体的な取り組み、法定協議会の設置です。３点目として、地域間の連携促進、観光圏の形成を促しています。観光圏の形成とは複数の観光地の連携により観光旅客の来訪・滞在を促進する地域ということです。４点目に滞在促進地の整備を含む総合的な取り組みにより、２泊３日以上の滞在型観光を目指す、この４点です。この法案は、確実に成立するものと思っています。よって、先ほど私の方からも述べましたが、二つの協議会がございますけれども、ここで提案ですが、この既存の２協議会を一つにまとめて、ここに県や農林水産業者、商工業者、ＮＰＯなども加えたところの法定協議会を立ち上げていただき、観光圏整備計画を策定し、実施計画を国土交通省に認定申請をしていただきたいと思うところです。認定になれば特例措置や予算措置が伴い、四つのポイントに沿った施策が強力に推進されると思います。既に、この法案提出に伴って、国土交通省からオファーがあっていればと思いましたけれども、この点について、ぜひお聞きをしたいと思いましたので、お尋ねをさせていただきました。

それと、お答えにならなくても結構ですが、希望として観光基本計画にこのこともひとつ２年間の債務負担行為が組まれていますので、このことも意識されて計画を練り上げていただければと、これは希望です、を申し上げて、３回目の質問を終

わりたいと思います。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

新しい法律への対応につきましてご答弁申し上げます。

先ほどご紹介がありました観光圏の整備関係の法律制定に関連しまして、国や県からの情報提供や制度利用の働きかけは、現在のところまだきていないようです。法案概要から見ても、本市が目指す広域的な観光立市政策や観光基本計画策定と重なるところ、活用できる部分もあるようです。今後、しっかりと情報収集や制度内容の把握に努めるように担当部局に指示しまして、遺漏のないように対応してまいりたいと考えています。

○議長（高野誠二君）

以上で、森議員の一般質問は終了しました。

次の通告順により、川野　功議員の発言を許します。川野議員。

［14番　川野　功君　登壇］

○14番（川野　功君）

こんにちは。14番、川野です。先日通告していました２点、教育関係、行政改革について一問一答方式でお尋ねします。よろしくお願いします。

まず、教育センターについて、お尋ねします。今回で、教育センターについては、たしか連続して６回目だと思います。先ほど原議員が乳幼児医療費窓口払いなしについて８回目だったそうですので、まだまだと思っています。頑張ります。なかなか私の思いと教育委員会の考えが平行線で交わらなくて、質問と答弁がちぐはぐになっていたりと混迷しています。しかし、そろそろ何かいい方向が見えてほしいと思っています。よろしくお願いします。

先日、ある人から教育センターというとすぐ県の教育センターと思ってしまうと言われました。確かに現状ではそう思われる人も多いと思います。私も最初に聞いたときはそう感じました。ここで、山鹿市教育センターについて改めて、余り言うとくどくなってしまいますので、さらっと言っておきますけれども、山鹿市の教育センターは、山鹿市が単独で設置していて、主に先生の資質向上のためのサポート機関、それ以外にいろいろありますけれども、と思っていただければいいと思います。本市以外にも熊本市なども設置していますが、設置に当たっての構想や基本理念などは、どこにもない素晴らしいものだったと今も思っています。

そこでお尋ねします。新年度の教育センター事業計画はどうなっているのでしょ

うか。設立してから２年がたちました。失礼な言い方かもしれませんが、私から見れば設立に当たって、聞いていた構想とかなり違ったものになっていると思います。今後、どう展開していくのでしょうか。

次に、先生たちへの支援ですが、具体的な計画があればお尋ねします。

次に、子ども悩み相談の現状についてお尋ねします。私たちが子どもだったころと今の子どもたちとは家庭環境も違い、情報伝達のスピード、量とも比べものにならないぐらい違います。悩みの質と深刻さも相当違うと思います。これらの悩みをいち早く察知し、対処することがとても重要です。そのためには、悩んだとき気軽に相談できる場所や人も必要ですし、またこちらからも広く深い情報入手網を持っていることが必要だと思います。本市の現状をお尋ねします。

次に、２点目に入ります。子どもたちの読書離れを心配しています。本市としての対応は、という質問です。子どものころにたくさん読書をすることが、その人の一生の中で重要であると言われています。テレビなどの情報端末は情報の垂れ流しであり、受け手はそれを見るだけで、受け身で拾うので努力は要りません。それに比べてみずからの意思で読み続けなければならない読書は、ある程度訓練しないと身につきません。楽な方へと流れがちな子どもたちを正しく導いていただきたいと思います。本市の対応をお尋ねします。

次に、旧１市３町にある図書室に図書室管理者がおられると思いますが、その分室の図書室管理者の充実と図書館の連携についてをお尋ねします。

次に、ボランティア読み聞かせが、市内の小学校で行われていると思いますが、地域により、かなりの格差があると聞いています。今の現状と対策をお尋ねします。

次に、鹿本図書館について、お尋ねしようと思っていましたが、原議員と同じ質問になってしまいました。昨年４月に文部科学大臣賞をもらうという熱心な活動が取り上げられました。すばらしい活動をしているスタッフですし、もっと将来的にも安心して働ける待遇がとれないかと思っていましたが、先ほど答弁がありました。答弁に満足ではありませんが、これは割愛します。以上、よろしくお願いします。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。田中教育長。

［教育長　田中　宏君　登壇］

○教育長（田中　宏君）

川野議員の一般質問の教育関係、山鹿市の教育センターに関することについて、お答えします。

新年度の事業計画それから学校、教員支援の内容ということですが、まずは、これまでの事業の見直しから始めています。何が本来の目的であったかということを、

もう一度内部でも検討しまして、来年度は次の３点に絞って学校、教職員を支援する事業を展開しようと思っています。

１点目は、教職員の資質向上講座の充実ということに努めます。それから、２点目は、学校経営に資する研修と相談活動に努めます。３点目は、保・幼・小の連携と、家庭教育の充実に努めます。なお、ひだまりの中に設置しています山鹿市教育センターには、常時二、三名の指導員を配置し、管理職の学校経営、担任の学級経営上の悩み、それから教職員の授業づくり等の相談に対応していく予定です

次の、子ども悩み相談の現状ですが、現在、主に不登校やいじめに関する保護者や教職員からの相談は、適応教室のオアシスクラブ、それから青少年育成センター、子育て支援課が主な窓口になっています。また、親と子どもの相談員を小学校２校、心の相談員やスクールカウンセラーを中学校に配置し、子どもや保護者が気軽に悩みを相談できるようにしているところです。

○議長（高野誠二君）

八木田教育部長。

［教育部長　八木田達博君　登壇］

○教育部長（八木田達博君）

子どもたちの読書離れを心配しているということに関しまして、３点ご質問に対してお答え申し上げたいと思います。

まず１点目の、子どもの読書離れに対する現状と対策、そして分室の図書室管理の充実、それから図書館の連携についてお答え申し上げたいと思います。

まず、本市の読書振興対策の現状ですが、具体的には、幼児対象のブックスタート、それから児童生徒への本の読み聞かせ、読書感想画・感想文コンクール、そして童話発表会を開催しますとともに、鹿本図書館につきましては、通常の図書館サービスはもちろんですが、特に子どもの読書推進、布の絵本に力を入れているところです。幼児対象のブックスタート事業、あるいは児童生徒への読み聞かせ、それからストーリーテーリング、ブックトーク、布の絵本作成など、数々の業務を行い、こういった活動が高い評価を受け、先ほどご紹介いただきましたように文部科学大臣賞を受賞させていただいたところです。

次に、分室の図書室管理者の充実と図書館の連携につきましては、図書館法に規定する公立図書館は、ご紹介申しましたように鹿本図書館が１館でして、あとは社会教育法に規定する図書室です。分室の図書室につきましては、勤務時間内は分室の職員、それから勤務時間外はシルバー人材センター等への委託で、貸出・返却などの業務を行っているところです。また、中央公民館図書室におきましては、臨時職員を配置して貸出・返却、蔵書の整理、レファレンスサービス、広報活動それか

ら目録の作成、資料分類、資料の修繕などといった図書業務を行っています。新年度からは、ご紹介申し上げていますように市全体の読書振興を新たに展開するために、相互の連携をさらに強めてまいりたいと考えているところです。

それから、学校図書館の少し図書が少ないのではないかというお話もあったかと思いますが、学校図書館の図書整備につきましては、文部科学省が蔵書数の目標を定めていまして、この目標数を本市の小・中学校とも上回っていますので、今のところ県下においては上位の数値であると認識しています。しかしながら、小・中学校の26校のうち６校がまだ100％未満の学校もございまして、この学校につきましては、20年度においても重点的にその充実を図っていきたいと考えています。同時に、学校図書館の活性化を通しまして、子どもの読書活動の推進を図るために今議会に読書活動推進員の設置をお願いしているところです。

○議長（高野誠二君）

川野議員、了解ですか。

○14番（川野　功君）

議長。

○議長（高野誠二君）

川野議員。

［14番　川野　功君　登壇］

○14番（川野　功君）

答弁ありがとうございました。

教育センターの２回目の質問をいたします。３点に絞って事業をするという答弁でした。しっかりと確実に進めていっていただきたいと思います。その中の１点目、教職員の資質向上講座の充実に努めますとありました。私の前回や前々回の質問では、社会教育の方でそういうメニューをいっぱい持っているので、そちらでやっていくという答弁でした。今回、教育センターの方でもそういう動きが出てきたことは本当に嬉しいことではございまけれども、教育委員会がされているような目線の高さではなく、先生と同じ目線の高さまでおりていき、要望があったから動くだけではなく、こちらから出向いていってでもサポートしていくような動きになっていただきたいと思いますけども、その点、どうお考えなのかお尋ねします。

次に、子どもの読書離れについて、２回目の質問をします。子どもたちの読書離れを防ぐ効果がある対策としましては、学校図書館に司書を常駐させることが大事だと思っています。本市でも学校図書館に司書を配置すると聞きましたけれども、その事業内容を具体的にお尋ねします。以上２点、よろしくお願いします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。田中教育長。

［教育長　田中　宏君　登壇］

○教育長（田中　宏君）

２回目のご質問にお答えします。

教育委員会は指導もしますが支援もするところであるということで、教育センターの来年度の重点の１点目の教職員の資質向上につきましては、先生たちが授業についての相談がしやすいように、市教育センター内に常時人を配置するとともに、集めて行う研修だけではなく、現在も行っていますけれども、こちらから出かけていく研修もさらに充実させていきたいと思います。

○議長（高野誠二君）

八木田教育部長。

［教育部長　八木田達博君　登壇］

○教育部長（八木田達博君）

川野議員の２回目のご質問、学校図書館への司書の配置等の関係につきまして、お答えを申し上げたいと思います。先ほどもご質問の中でお話がございましたように、子どもの読書活動の意義は言葉、感性、表現力あるいは想像力などの啓発のみならず、人生を深く生きる力、伝統的な文化遺産の継承など、子どもにとって生きる力になると言われていると思います。そういうことから、子どもの読書活動の推進につきましては、先ほどご紹介申し上げましたが、今回、報酬条例の一部改正をお願いし、子どもの読書活動への一層の推進を図るために、山鹿市独自の読書活動推進員の設置をお願い申し上げているところです。

本市の子どもたちの読書活動は、学校の指導や子どもたちを支えていただいているＰＴＡや読書ボランティアグループの皆さん、そして図書館等の努力によってほかの地域以上の読書活動が展開されているとは考えているところです。しかし、議員のご心配にもございましたように、読書離れ、あるいは活字離れが進んでいるのも全国的な傾向ですし、本市もその例にあると考えています。また、県のアンケート調査でもそのように示されているところです。

このような背景のもとで、まずは全小学校を中心に、子どもの読書活動の一層の推進を図っていきたいという思いです。

読書推進員の主な活動としましては、一つに学校図書館の経営に対する指導・助言、次に学校図書環境及び図書サービス体制の充実。三つ目に、家庭・地域・学校を通じた読書に親しむ機会の提供。それから学校、図書館等の教育機関及びボランティア等民間団体との連携を行ってまいりたいと考えています。指導員はぜひ司書の資格を有する方をお願いしたいと思っていますし、現在まず３名程度をお願いし、

それぞれの担当学校を巡回していただきながら活動を行っていただきたいと考えているところです。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（高野誠二君）

川野議員、了解ですか。

○14番（川野　功君）

議長。

○議長（高野誠二君）

川野議員。

［14番　川野　功君　登壇］

○14番（川野　功君）

答弁ありがとうございました。

３名程度ではちょっと十分だとは言えないかもしれませんけれども、取りあえずそれでしっかり頑張っていただきたいと思います。答弁は要りません。

それでは２問目の行政改革について質問します。

昨年６月15日、地方公共団体の財政健全化に関する法律、すなわち財政健全化法が成立しました。これまでの地方財政再建促進特別措置法にかわり、財政健全化法に基づく地方公共団体の新しい財政再建制度が整備されることになりました。国債や借入金などの国の債務残高が800兆円を超え、これに地方自治体が抱えている借金を加えれば、借金の総額は何と1000兆円を突破しています。国民１人当たりにすると800万円以上の借金となります。今や多くの自治体もあすは夕張市状態と言っても過言ではありません。そういう中でつくられた法律ですが、旧法に基づく財政再建制度と異なる特徴は、次のように整理されます。

１、財政健全化の過程に早期健全化、財政再生の２段階のスキルが盛り込まれたこと。２、そのための判断指標として新たな財政指標が導入されたこと。３、これらの指標のいずれかが一定以上になると、財政健全化計画、財政再生計画の策定が義務づけられること。４、再生振替特例債が創設されることなどです。また公営企業についても、公営企業ごとの資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならないなど、公営企業の財政再建を同じ法律に位置づけていることも特徴の一つとなっています。財政健全化を判断するための財政指標に関しては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の四つが規定されています。

前回、12月の一般質問でも財政について質問しました。現在は順調に財政改革は進んでいます。職員減も順調ですし、合併特例債も余り使っていませんので、そういう状態になっています。しかし、これから合併特例債を使っていきます。地方分

権を真になし得るためには、さらなる行政改革が必要です。地方財政健全化法への対応をお尋ねします。以上、よろしくお願いします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。西田総務部長。

［総務部長　西田秀行君　登壇］

○総務部長（西田秀行君）

地方財政健全化法への対応ということでした。川野議員が、法の趣旨の解説もしていただきましたし、それへの対応も、行革を進めなければいけないということを言われましたので、私の方からはお答えすることはもう何もございません。お尋ねとお答えの中で言われたように、行財政改革をおいて、他にすることはございません。この一点です。以上、終わります。

○議長（高野誠二君）

川野議員、了解ですか。

○14番（川野　功君）

はい、了解です。

○議長（高野誠二君）

以上で、川野議員の一般質問は終了しました。

ここでしばらく休憩します。

午後２時29分　休憩

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

午後２時41分　開議

○議長（高野誠二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の通告順により、太田黒鐵郎議員の発言を許します。太田黒議員。

［24番　太田黒鐵郎君　登壇］

○24番（太田黒鐵郎君）

24番、太田黒鐵郎です。通告のとおり、次の２問につき一問一答方式で質問します。

１問目は、昨年９月議会で市長に財政運営方針について質問をしましたが、さらに今回二、三お尋ねしたいと思います。

現在、山鹿市の財政状況は、既にご承知のとおりですが、18年度決算から財政指標を見ますと、財政力指数は0.34で、県内14市の中で12番目、経常収支比率は89.8で、14市の中で２番目であり、18年度から導入された実質公債費比率は13.6で、県内市町村の平均14.6を下回り、かつ適正水準とみられる。14％以内を確保している

ものの、自主財源は14市中12番目です。義務的経費、これは14市中10番目であり、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は前年度と比較して減少に転じたものの、依然として高い水準を推移しており、財政構造は硬直化しているものと思われます。

このようなことを踏まえて、今後地方分権が進む中で、市独自で将来を見据え、目標を持って企画立案し運営していくことが基本的な考えであり、大きな課題であると考えます。昨年９月の市長の答弁では、時間をかけた熱弁でしたが、何か今一つ漠然としたように思いますので、ここでさらに財政運営の基本的な考えをお伺いします。

次に、財政規模についてですが、少子高齢化、人口減少は今後一層進むものと考えます。平成19年の出生数と死亡数を比較してみますと、旧山鹿市が生まれた方が274名で、死亡された方が359名、マイナス85名です。菊鹿町が出生が40名で、亡くなられた方が89名で、マイナス49名、旧鹿北町が出生が30名で、亡くなられた方が75名で、マイナス45名、旧鹿央町が出生が34名で、死亡者が75名で、マイナス41名、鹿本町が出生が71名で、亡くなられた方が116名で、マイナス45名です。市全体では、生まれた出生者これが449名で、亡くなられた方が714名、いわゆる265名、これが自然減です。山鹿市の人口の自然減が265人ということは、私は鹿北町ですが、鹿北を例にとってみますと、現在鹿北の人口は5048名で、47集落ありますので、１集落の平均人口が108名になります。265名が自然減となると毎年２集落以上が消滅している、いわゆる消えてなくなっているということです。また転出者をどのように食いとめるかなど、人口減少も大きく財政に影響するものと考えますし、さらに団塊世代の大量退職による税収減ともなると思います。

また反面、合併後10年の計画で職員数も180名から200名程度減らすということですので、概算で10億円から15億円ぐらいは人件費が少なくなってくると思われますが、そのような収支面から考えて、適正な財政規模というのはどれくらいと考えておられるのか。またいつの時点を目標に考えておられるのか。

それから、財政健全化に向けての施策面でどのように考えておられるのかお伺いします。財政の中で、一番根幹となるのは自主財源の確保だと思います。市民に負担をかけずに生み出すということは、至難のわざでもあると思いますが、そこで二、三点お伺いしますが、こういうことになるとすぐ企業誘致ということが頭に浮かぶわけですけれども、今回の新年度予算にもその予算を少しつけてございますけれども、企業誘致の今後の方針、やり方、どういうふうにして、企業誘致をやっていかれるのか。企業誘致はなかなかこれも難しい問題ですので、私はあわせて地場産業を育成しながら、そこで雇用をふやしていくということが一つの方策でもあろうと思いますが、この点について、どのように考えておられるのか。

それから、二つ目ですけれども、行政のむだやそれから非効率ということが言われる中で、以前にも質問しましたけれども、遊休資産の売却、もう使わなくなった資産を早く売却しなければいけないのではないかということで申し上げていましたが、今のこの遊休資産の売却についての進捗状況はどのようになっているのか。

それから、市が土地を賃借しているところが随分ございますけれども、この賃借料は20年ぐらい前の賃借料で、依然としてそのまま支払っている。時代に相応した賃借料の見直しをする必要があるということも以前に申し上げていましたが、その後どのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

それから、収入未済額についての滞納整理ですが、現在では強制的に執行しながらやっておられるということです。私が18年度に調べたところでは、国保税の滞納が５億4600万円、市税が４億4000万円、保育料が2900万円、家賃が5700万円、水道料が630万円、介護保険料が2300万円ということでしたけれども、強制的に執行されています現在で、どのくらいの成果が上がっているのかお尋ねします。

それから、３点目は、第三セクター及び直営事業の見直しですけれども、これは指定管理者制度とか民営化とかいろいろ言われながら、大分、指定管理者制度に変わってきたところがあると思いますが、この指定管理者制度にどのくらいなったのか。民営化はなされているのか。いわゆるその後で考えられますことは、いけなければもう譲渡するかとか、廃止するかとかいうことに、段階的にはなってくると思います。私、個人的に考えますときに、指定管理者というのは、これは余り市の財政に糧になるものではないと考えます。財政負担は余り変わらないわけですので、指定管理者よりもあえて言うならば、民営化の方を進めていかなければならないということを考えています。現在の進捗状況についてお尋ねしたいと思います。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

ただいまの太田黒議員の一般質問にお答えします。

質問の内容も広範にまた詳細にわたっていますので、私は全般の大まかな考え方についてご答弁申し上げ、詳細につきましては担当部長より説明をさせます。

ご質問の１点目、今後の財政運営の基本的な考え方についてご説明申し上げます。国は197兆円からなる膨大な債務を抱える地方団体に対して、地方財政改革の一環として地方公共団体の財政の健全化に関する法律の制定など、その取り組みをさらに加速させています。地方財政を巡る環境は、第２期地方分権改革の実施とともに、これからますます厳しさを増すものと予測されます。

これらのことを踏まえ、これからの財政運営におきましては、地方分権の進展とともに、自己規律・自己責任のもとで自主的・自立的に財政運営を行うことができる財政基盤の構築が必要です。歳出歳入一体改革の推進、行政のスリム化、効率化の徹底など、行政活動全般にわたる見直し、給付と負担の両面から制度のあるべき姿を描き、時代に適合しなくなった制度や組織は改め、自立と共生の社会に向けて、将来を見据えた改革を進めていかなければならないと考えています。人口減少や少子高齢化が進めば、将来の世代に一層重い負担がかかることは明らかです。行政のむだや非効率性を放置したままでは、市民に負担増を求めることはできないことから、行財政改革を強力に推進し、将来世代に責任を持った財政運営、負担の先送りを厳に慎むことを基本として取り組んでまいります。

続きまして、質問の２点目、適正な財政規模、目標とする財政の姿と目標年度について、お答えします。人口規模から推計します標準的な財政規模は、本市の場合、228億円程度です。人口１人当たりの年間需要額が、類似団体規模では38万6000円であるのに対し、本市の場合は18年度決算額で約44万7000円を擁しています。合併後という事情はあるものの、現在のところ、それを大きく上回っている状況です。

つきましては、今後、新庁舎建設など特別な事情を除いた場合、財政規模的には220億円から230億円を一つの目安として財政運営に努めてまいります。ただし、この財政規模は現在の人口をベースに試算していますので、今後、人口の減少とともに、目標額も下方修正しなければなりません。また、目標とする年度は、現行制度に基づき策定しています財政計画上、国の財政支援が終了する平成26年度までの期間にあって、確保すべく取り組んでいるところです。しかしながら、それを可能とするためには、行財政改革に掲げています課題・目標を達成することが条件です。小手先だけの改革では到底なし得るものではないと認識をしています。

次に、質問の３点目、健全財政化に向けての施策面についてお答えします。歳出改革と同時に取り組まなければならないことがあります。それは、地域経済の活性化です。経済の成長力強化と財政健全化の双方を車の両輪とする経済・財政一体改革があってこそ、目指す財政健全化がなし得るものと考えています。そのために、今後、本格的に取り組まなければならない施策として、企業の立地促進、工業団地等の整備、物流インフラの整備、農林業地域再生対策、担い手の育成や６次産業化などです。都市再生事業、地域資源活用促進事業など、ありとあらゆる経済分野において、競争力強化に向けた取り決めが必要であると考えています。

続きまして、質問の４点目、自主財源の確保についてお答えします。今日の経済情勢を見る限り、企業部門の回復が家計部分に波及しておらず、一方では特別減税の廃止及び原油価格の高騰などが消費者物価を押し上げていることなどを考えます

と、行政のむだや非効率を放置したままでは、市民に負担増を求めることはできません。このため、行財政改革に基づき、民間活力の領域を拡大し、行政機構の整理・合理化の総人件費改革、民間活力の活用や市場化テストの積極的な実施、公共施設の再編整備、第三セクターの経営改善など、スピード感を持って進めることが最も重要です。予算のむだを徹底して排除するため、行政が行う必要があるのか等の基本的視点に従って、事業の仕分け・見直しを行ってまいります。

歳入にありましては、現行の料金体制が受益と負担の原則からみまして著しく乖離しているもの、低廉なものにつきましては、見直しを行います。また収入未済額につきましても積極的な滞納整理を図り、徴収の確保に努めてまいります。新たな収入確保策としましては、未利用財産の売却、公共施設のネーミングライツ、それに先ほど申し上げました地域経済の成長力強化に向けた施策などに積極的に取り組み、収入の確保に努めてまいります。以上、説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

西田総務部長。

［総務部長　西田秀行君　登壇］

○総務部長（西田秀行君）

財政運営方針について、具体的な部分を答弁させていただきます。

ご意見のように、財政指標は健全そうに見えますが、おっしゃったように財政力指数あるいは経常収支比率等から見ますと、まだまだ脆弱であるということは言えると思います。その中で、自主財源の確保等に関しまして、公共施設につきましては、公共施設再編整備計画を策定しまして、その基本方針のもとに未利用財産については売却・譲渡に努めてきています。その結果、17年から19年までの３年間で合計43件、4650万円余りの収入です。今後も56件ほどございますので、普通財産の積極的な売却等に努めてまいりたいと思います。

２点目に、賃借物件についてのお尋ねがございました。これもかなりの賃借物件がございまして、今申し上げました公共施設整備計画に基づきまして、将来にわたって行政施策上必要なものについては購入をする。これは３件実施しています。それから、存続意義が希薄なものに関しましては、賃借の中止を基本に仕分けを行っています。この中止は、平成20年度１件予定しています。特に、これから当分の間賃借を計上する物件については、賃借料の適正化に努めてまいりたいと思います。

それから、３点目、収入未済額についての整理はどうなっているかというお尋ねでした。ここでは税の数値だけ用意してまいりましたので、税についてお答えさせていただきたいと思います。本年度から熊本県それから他の自治体の職員と併任の協定を結びまして、滞納処分の強化に取り組んでいます。口座差し押さえ、家宅捜

索等による処分、差し押さえ物件の公売を実施しています。その結果、滞納繰越額が４億8100万円程度ございますが、本年２月末で9820万円余りを徴収しています。徴収率にしますと20.4％です。ちなみに平成18年度の決算ですが滞納分の収入は4980万円、11.2％ですので、２月末で約２倍程度の徴収ができたということです。税務課の職員が大変苦労していますけれども、結果が出たようです。

次に、指定管理者の導入状況ですが、18年度、19年度におきまして、36の公共施設について導入をしています。21年３月をもって１期目を終了します施設、導入をまた検討しています施設など、すべての施設につきまして完全民営化を含めた今後のあり方を検討しています。ご意見のように、この指定管理者制度への移行が財政的に決して大きな効果はないということでしたが、私もそのように感じています。しかしながら二、三の施設におきましては、その効果が出ているようです。

○議長（高野誠二君）

太田黒議員、了解ですか。

○24番（太田黒鐵郎君）

議長。

○議長（高野誠二君）

太田黒議員。

［24番　太田黒鐵郎君　登壇］

○24番（太田黒鐵郎君）

ただいまお答えいただきましたが、この財政問題につきましては、市長がいつも言われますように、地域の発展の基本は財政であると。この前の答弁の中にも入っていましたけれども、人に例えるならば背骨であると認識しています。財政の健全化に取り組んでまいりたいと思いますというご答弁があっています。今回は、二、三点お尋ねをしていますけれども、市長並びに執行部の方でさらにご精進をいただきたいと思います。今、新年度予算の審議中でもございますし、また１９年度の決算が出ましてから、さらに折あるごとに財政問題はお尋ねをしていきたいと思います。

次に、２問目の質問は、限界集落化する地域の今後の対策についてということです。最近、限界集落ということが新聞で報道されるようになりました。私が２月19日にこの一般質問を通告しましたが、２月21日に熊日の朝刊で掲載されていました。その中で、限界集落の定義が書いてありました。限界集落とは、このごろできたことでして、集落は以前からあったわけですけれども、限界集落は、社会学者の大野晃氏という長野大学教授で、環境社会学ということで、この人が提言した概念、65歳以上の高齢者が人口の半数を超えた集落で、冠婚葬祭や道路管理、自治など共同

体としての機能が維持できなくなるようになったことですということが限界集落と言うそうです。この新聞の見出しには、限界集落県内205カ所と書いてありました。これには高齢化が進み、集落機能の維持が困難とされる限界集落が県内に27市町村205カ所に上り、５集落は今後10年以内に消滅が見込まれていることが、九州地方整備局の１月の調査でわかったということで、それぞれの地域に、こういう地域が発生しているわけです。

山鹿市も、実際限界集落で崩壊したところは、まだないようですが、限界集落に近い集落、これはたくさん今後出てくるし、今もそのようなところが見受けられるわけです。ここ５年、10年すると、これはもう大変なことになりはしないかなということを懸念しているところです。

このことに対します市長の考え方といいますか、この限界集落にどう対応していくかということについて、お尋ねしたいと思います。

この限界集落の、主な原因といいますか、こういうところが非常に困っているということですけれども、１点目に、災害時の相互補助の機能が低下してしまうということで、いろいろな災害がありますけれども、若い人が減ってしまって、年寄りばかりになると、非常にこの辺が心配されるところです。

それから、２点目ですけれども、農地の荒廃ということでして、今、国・県の事業で集落営農というのが進められているわけですが、私が感じます集落営農というのは、こういう地域で集落の中心部にある農地が高齢者で、もうつくらなくなって荒れてしまうという農地を、集落全員で守って集落で営農をしていこうということも、一つの集落営農ではなかろうかということを、私は考えているわけですので、この、今、国・県が言われています集落営農というのは、私たちのように、中山間地の者には余りこれは適応しない。それよりもみんなで支え合う集落営農ということを今後、市当局の方でも考えていただきたいと思うわけです。

次に、森林の荒廃ですが、これにはいろいろございます。非常に今、孟宗竹、竹がふえまして、整理ができない、竹はどんどん広がっていく。竹が生えると杉は枯れてしまうということです。先ほど丸山議員から教えていただいたわけですが、「余り森林が、山の中が荒れるもんだけん、特に竹の中は行かんげな」という話ですが、「イノシシが歩きにくかけん畑さん出てくっとばいた」ということで、誰から聞いたかと言ったら、「携帯電話でイノシシから聞いた」というような話でした。そのとおりと思います。余り山が荒れるものだから、歩きにくいところよりも歩きやすい畑へ出てくる、これはやっぱり道理が通った話だということで感心したわけです。

それから、林道の整備ですが、この林道は台帳に載っているところですけれども、

旧山鹿市で3878メートルです。鹿北町で５万990メートル、菊鹿町で１万4000メートル、鹿央町で6568メートル、鹿本町はゼロメートルということで、林道延長も非常に長いわけです。そしてこれを手入れしなければならない。これも、もう荒れてしまっている。この林道整備とか農林道の整備につきましては、これもひとつ、面白い話というといけませんけれども、この前話を聞いたわけですが、「嫁御はな」と、ある人から聞いたわけですけれど、「嫁御は、うちあたりじゃ太かつばもらわんといかんたい」と、「やっぱ70キロ以上ないとためにならんもんな」と。なぜだろうかて思うと、「孟宗竹を掘りに、あた、こるばここん農道ば上っていって荒れてしもうとるもんだけん、軽トラックの四駆に入れても上らんとたい。それだから、嫁御を後ろに積まないと上りきらんものだから50キロぐらいの軽い人ではいかん、70キロぐらいないと、登らない、そぎゃん道の荒れとっとばいた」と。なるほどとわかる。「それならば、肥料か何か積んでいくとよかろうて」「それはまた、乗せたり降ろしたりせなんものだから。嫁御はぴらっと飛び乗って飛び降りるばいた」という話でした。やはりそのくらい、林道でも農道でも荒れているわけです。今、非常に原材料支給あたりありよりますけれども、これも少しずつですから、なかなか届かない。特に林道あたりは、夏雨が降るとどんどん流してしまう。そして冬に雨が降りよらんときに、採石場からどんどん砕石積んで上って、また逗留します。また来年は洗い流してしまいます。冬にまた積んで上る、この繰り返しということですから、これをもうちょっと基本的に考えていってもらわなければいけないというようなことがあります。

それから、森林をいかに大事にしているか。以前に、私は鹿北町から800町歩新市に森林を持ち込んだという話をしていますけれども、なかなかこの辺の平坦地の人たちは山のことは簡単に考えているかもしれないけれども、今非常に問題になっているのが、地球温暖化でのＣＯ２問題です。二酸化炭素ですけれども、これが、今後非常に大きな話に今なりよるわけですが、これが出てきますと、今度は非常にこの森林の大事さ、今まで高齢者の皆さん方が管理してこられたことのありがたさがわかってくるのではなかろうかというのを考えていますけれども、まだそれまでには山鹿市はいっていないのではなかろうかということです。「おかげで鹿北町から800町歩も持ち込んでもらったから山鹿市はよくなった。」という時期がもうじきに来るということを考えます。

それから、次に、救急搬送に非常に時間がかかる。中嶋市長は300平方キロ、全部隅から隅まで行って回っておりますという、いつか答弁があったようですけれども、私もほとんどのところは知っていますけれども、鹿北町では茂田井とか柚ノ木谷を、茂田井まで、ちょうど先日火事があったけれども、広域消防が茂田井まで行

くのに45分かかりました。消防自動車は信号は止まらずに行きます。それでも45分かかったのです。普通の人が上るなら１時間かかるというところです。それから、菊鹿町は山ノ神、年ノ春というところがあります。鹿央町は、ここら辺よりも近うございますが、中ノ浦、霜野というところ、そういう隅から隅まで把握したところで市政はちゃんと考えていただかないといけないということも感じます。

それから、日常生活の交通手段が確保できないということでして、この中には、やはり、日常生活に必要な生活道路の管理、いわゆるうちあたりでは公役、道つくりということを言いますけれども、それがもうできなくなる。またひどいところでは自分の集落の区域が何キロでもあるところもある。例えば２キロあるなら、片一方ば両方一遍に切っては行かれないから、草刈りでも何でも片一方２キロ行ったなら、帰って来るので４キロになるということですから、弁当持って行っておいて、向こうで飯食って、今度は帰って来るという、そういう箇所もあるわけですので、この辺を今後どのように考えていくかということです。大体面積を申し上げますと、どのくらい大事かなということはわかりますけれども、ご承知のとおり、菊鹿町と鹿北町の面積を足してみますと166平方キロあります。山鹿市全体で300平方キロですから、半分以上は菊鹿と鹿北です。そして山ばかりということで、これは非常に限界集落に近いところがどんどん今から出てくるのではなかろうかということを感じているところですので、今申し上げたようなことを踏まえて、市長が今後限界集落に対する対応策として、どのように考えておられるのかお尋ねします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

ただいまの太田黒議員２点目の、限界集落化する地域の今後の対策について、お答えします。

まず、限界集落という言葉ですけれども、ただいま太田黒議員の質問の中でも詳しく説明がございましたので重ねて申し上げませんけれども、65歳以上の人口比率が50％以上で、冠婚葬祭など社会的共同生活の維持が困難になった集落ということで、定義がなされているようです。この定義の人口比率のみで、当市の昨年の11月１日現在の住民基本台帳をもとに、さらに現在の行政区単位で調査しまた結果、278行政区のうち３集落が限界集落となっています。また農山村地域に限らず、人口の減少や過疎化、高齢化が同時進行しており、地域における集落機能や社会活動の低下を感じているところです。

議員ご質問の限界集落化に対する地域の今後の対策につきましては、新規事業と

しまして、過疎地域対策事業を提案しているところです。その内容は、過疎地域、限界集落を含む20地区、約1000世帯における集落機能の現状や農地・農林道の維持管理状況等について、アンケート調査やヒアリングを行い、集落地区機能のあり方や農地・農林道等の維持管理を含む地域資源管理について、現状との課題を把握し、農業、福祉、防災分野等が連携を図り、今後の対策を計画してまいりたいと考えています。地域の中山間地等々の現状につきましては、農林業、農道、森林の状況、防災、竹の害等々につきまして、詳細にわたってただいま報告があったところです。

そういった状況につきましては、私どもが想像している以上の困難性があろうと推察しています。こういった状況はこの山鹿市だけでなく、全国的にも今日の人口減少化の中では見られる状況ではなかろうかと思いますし、国全体としても大きな課題であると思っていますし、この山鹿市にとりましても大きな課題であるととらえています。そういったことで、先ほど申し上げましたように、まずは、そういった限界集落に近い地域につきまして調査を行いまして、これに対してどういった対応が必要かと。そういったものを検証しながら、しっかりとした対応を、また山鹿市としてどうあるべきかと、また国や県の支援をどうお願いしていくかと、そういったことも含めて、しっかりとした取り組みをやってまいりたいと思っています。非常に大きな問題であると認識をしています。

○議長（高野誠二君）

太田黒議員、了解ですか。

○24番（太田黒鐵郎君）

議長。

○議長（高野誠二君）

太田黒議員。

［24番　太田黒鐵郎君　登壇］

○24番（太田黒鐵郎君）

この限界集落化をすぐなくせということを言っても始まらないわけです。今、市長の答弁で大変大きな事業である。しっかり取り組んでいくということでした。市長は何にでもしっかり取り組まれる人ですので。しかし、市長のいろいろな発言の中で、中心市街地の活性化とか、コンパクトシティというのは頻繁に出てくるわけですが、先ほど申し上げましたように山鹿市300平方キロの隅から隅までを考えながら行政に当たっていただきたい。今後この問題につきましては、事業も始まったようですので、さらに次の機会に質問をしていきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。これで終わります。

○議長（高野誠二君）

以上で、太田黒議員の一般質問は終了しました。

次の通告順により北原昭三議員の発言を許します。北原議員。

［２番　北原昭三君　登壇］

○２番（北原昭三君）

皆様こんにちは。議席番号２番の北原です。発言通告に従いまして、一問一答方式にて、今回３件の一般質問をします。なお、１件目と２件目につきましては、委員会の所管ですので、１回の質問で終わります。明解なご答弁をよろしくお願い申し上げます。皆様お疲れのことと存じますが、もうしばらくおつき合いいただきますようご協力をよろしくお願いします。

それでは、１件目、小・中学校へのＡＥＤ設置につきましてです。平成17年12月定例会で、公共施設にＡＥＤの設置を要望しまして、平成18年９月頃、市役所・健康福祉センター・総合体育館などにＡＥＤを設置していただき、その後八千代座、中央公民館等多くの公共施設に設置していただきまして、お礼を申し上げます。また最近、いろいろなところでＡＥＤが設置されています。平成19年６月定例会で愛媛県の中学校でサッカー大会中、胸にボールが当たり中学３年生死亡、本当に心の痛むニュースをご紹介し、緊急時の対応に絶対ＡＥＤの必要性を伝え、小・中学校へのＡＥＤ設置を依頼していました。隣の菊池市と玉名市の小・中学校への設置状況についてお伺いしましたので、その内容をちょっとご紹介します。

菊池市におきましては、中学校５校へは寄贈があり設置済です。小学校14校につきましては、20年度予算で280万円計上済で、平成20年度順次設置をされるとのことです。玉名市におきましては、中学校６校中３校寄贈により設置済、小学校21校につきましては今後予定をされているとのことでした。全国的に小・中学校へのＡＥＤ設置が進んでいます。先般、平成19年６月定例会でのご答弁は、本市での学校への設置につきましては、救急医療体制が整備された病院等との連携を踏まえまして、設置への検討を進めてまいりたいと考えていますとのことでした。

また、先般の市長説明要旨で、学校におきましては、体育の授業や部活動において突然の心停止から児童を守るためにＡＥＤ自動体外式除細動器を未設置の学校へ導入し、迅速に処置できる体制づくりを整えてまいりますとのご報告がございました。期待をしまして、平成19年６月定例会以降の推進並びに進捗状況についてお伺いをします。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。八木田教育部長。

［教育部長　八木田達博君　登壇］

○教育部長（八木田達博君）

北原議員の一般質問の１点目、小・中学校へのＡＥＤ、いわゆる自動体外式除細動器、その設置についての進捗状況についてお答え申し上げます。教育委員会としましては、本年度市内小・中学校すべてへの設置に向けた検討を行い、平成20年度一般会計当初予算に全小学校20校及び全中学校６校のリースによる導入予算を上程させていただいているところです。ＡＥＤの必要性につきましては、既に先ほどからお話もございましたようにご承知のとおりですけれども、昨今、他の自治体においても、各公共施設はもとより小・中学校施設への導入を急務として検討されているところです。

本市の小・中学校におきましても、心肺蘇生を必要としなければならない事態が発生した場合に備え、ＡＥＤを設置し、教職員一人一人が救急時の処置がとれるよう、講習会等の訓練を受け、緊急対応に努めてまいらなければならないと考えています。さらには、日頃から当然児童生徒の健康観察等にも注意を払い、重大な事故を未然に防止する必要があると考えています。

なお、本年度は、特に高度な技術、激しい運動及び体力を必要とする中学校には緊急時の迅速な対応ができるよう、ＡＥＤの導入を２月末までにすべて完了しているところです。今後すべての小・中学校への設置ができますことに安心することなく、引き続き学校現場での緊急事態に備えた体制の充実に努めてまいりたいと思っています。以上、お答え申し上げます。

○議長（高野誠二君）

北原議員、了解ですか。

○２番（北原昭三君）

議長。

○議長（高野誠二君）

北原議員。

［２番　北原昭三君　登壇］

○２番（北原昭三君）

ご答弁いただきましてありがとうございました。各小学校への早期導入をよろしくお願いをいたします。

２件目、妊婦健診の公費助成の拡充についてです。平成19年３月定例会で、無料健診回数の多い市をご紹介しまして、妊産婦無料健診の拡充、無料回数の増につきまして質問をしていました。今日の午前中、原議員の方からご質問がありまして、２回から５回へというご答弁がございました。それで、今回もこの助成回数の多いところをご紹介したいと思います。例としまして、島根県の江津市、ここが７回へ拡充、また愛知県の大府市、３回から15回、１回は産婦健診を含むとなっているそ

うです。また公費助成の無料回数を14回まで助成する市もふえてきているということでした。

先ほど申しましたように、午前中、回答がございましたので、大変恐縮ですが、再度ご答弁をよろしくお願いします。

続きまして、超音波検査についてお伺いをしたいと思います。最近の新聞に、これは東京都足立区ですけれども、35歳以上の妊婦のみ実施していた無料の超音波検査について、今後、年齢枠を撤廃した上で、回数を１回から２回にふやす対応を示したという記事が掲載されていました。超音波検査につきまして、山鹿市の実施状況並びに今後の取り組みについてお伺いをしたいと思います。

○議長（高野誠二君）

答弁求めます。森市民福祉部長。

［市民福祉部長　森　和芳君　登壇］

○市民福祉部長（森　和芳君）

北原議員の質問にお答えします。１点目の妊婦健診の拡充につきましては、午前中申し上げましたけれども、再度申し上げます。現在、一律２回の公費負担、無料健診を、平成20年度から母子手帳交付申請時の妊娠週数に応じて最高５回までに拡充するということです。

それから、２点目の、超音波健診の拡充ですが、現在35歳以上の妊婦の方を対象に１回の公費負担、無料健診を実施していますが、平成20年度から年齢枠を撤廃し、妊婦の方全員が超音波健診を１回は受けられるように拡充します。

○議長（高野誠二君）

ここでしばらく休憩します。

午後３時34分　休憩

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

午後４時03分　開議

○議長（高野誠二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。北原議員。

［２番　北原昭三君　登壇］

○２番（北原昭三君）

３件目、道路特定財源についてお伺いします。今国会で与野党の大きな対立点になっているガソリン税など道路特定財源についてお尋ねをします。道路特定財源は1953年に制定され、道路整備費の財源等に関する臨時措置法に基づき、翌年の1954年度からガソリンに係る揮発油税が、道路特定財源とされたことに始まります。道路整備によって利益を受ける自動車利用者が、整備費用を負担すべきとの考えから、

その後、幾つかの租税が加わり、現在道路特定財源と呼べるのはガソリン税、いわゆる揮発油税と地方道路税と軽油引取税、石油ガス税、自動車取得税、自動車重量税、一部は一般財源でありますけれども、現在は、国内のガソリン価格は１リットル当たり150円前後ですが、そのうち約３分の１程度の54円はガソリン税、揮発油税と地方道路税となっています。本来の税は29円ですから、約25円上乗せされていることになります。これは本来の約２倍の税金を負担していることになりますが、一方諸外国と比較してみますと、税負担はイギリスで１リットル当たり149円、ドイツ同142円、フランス同133円、お隣の韓国では111円の税金が加算され、それぞれガソリン料金に上乗せされています。

その一方、暫定税率が廃止され、ガソリン価格が25円安く引き下げられるのは、車を保有する人にとっては確かに、大変嬉しいことでありますし、また家計負担を軽減すると思われます。しかし、その穴のあいた財源を明確にしないで、ただ単に暫定税率を廃止したならば、今後、道路整備に関する事業全体に対して、その影響が大変危惧されるところでもあります。暫定税率廃止の影響について、あらゆる面から考えるならば、県はもとより山鹿市にとって大きな財政的な不安があります。

仮に廃止されますと、道路特定財源は半減し、私たちの生活を支える基盤である道路整備は、足元から大きく揺らぎ、既存の道路の維持・補修など、極めて厳しくなるとともに、市の財政も大きな減収となってきます。熊本県の場合では、約100億円の減収になり、県内市町村分の約60億円と合わせ、約160億円が県全体の減収入分となります。さらに暫定税率分を原資とする地方道路整備臨時交付金もなくなり、国庫補助金や地方債発行も道路事業の予算規模に対応して減少することにつながり、道路整備予算全体としては、税収減の数倍の減少となってきます。１月22日の衆議院本会議でも、我が党の太田代表の質問に答えた増田総務大臣は、住民の日常生活に重大な影響が生じることが懸念されると述べ、福田総理も福祉・教育など住民サービスの見直しにつながる恐れがあるとしています。

地方にとって道路は災害時や救急医療時など、まさに命の道であり、公共交通が十分でない地域にとっては、住民の足である自動車を走らせる上で、欠かせない生活必需施設であるとも受けとめています。

そこで、この道路特定財源の暫定税率につきましてお伺いをします。１点目、本市におきまして、平成19年度会計予算では道路特定財源等の税収として２億6000万円が計上されていますが、暫定税率が廃止され、また次年度以降も継続された場合、どういった状況に陥る可能性があるのでしょうか。

２点目としまして、道路整備に伴う暫定税率の必要性について、どのように認識されておりますでしょうか。

３点目としまして、この県からの補助金等の税収によって現在の道路整備計画も含めまして、全体的な市の道路行政に及ぼす影響等について、お伺いをします。あわせまして、この起債の返済と、最低限必要な道路の維持管理を行うのに、仮に他の予算、いわゆる福祉予算や教育予算などへの影響も危惧をしますが、どのような影響が出る可能性があるでしょうか、ご答弁をよろしくお願い申し上げます。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。西田総務部長。

［総務部長　西田秀行君　登壇］

○総務部長（西田秀行君）

道路特定財源に伴う影響について、お答えします。

平成18年度の決算からその影響を推察しますと、歳入決算総額が275億900万円でした。そのうちに、いわゆる道路特定財源が５億7200万円、全体の2.1％です。そのうち、暫定税率分が２億6000万円、全体のうちの１％ございました。道路関連経費に係る所要一般財源が８億5000万円でしたので、この２億6000万円は実際影響を受けるのは、道路新設・改良・維持補修等に要する一般財源の30％を超えるということになります。道路の新設・改良・維持補修費を大幅に削減しなければならないということになるということです。財政運営全体から見ますとそれのみならず、他の分野にもご意見のように必然的にその影響を及ぼすことが考えられると思います。

暫定税率の必要性について、お答えします。ただいまご説明しましたように、暫定税率の廃止はその影響が大きいため、廃止になった場合は、それにかわる補填財源がない限り、20年度から直ちにということはとても受け入れがたいものがあります。厳しい財政事情の中で、突然浮上した歳入欠陥の懸念を各自治体が異議を申し立てるのは当然の反応だろうと思います。

道路網の維持・拡充のためという特定財源としての意味は大きいですが、暫定措置が30年以上続いているということについては、やや疑問が残るところです。道路財源としての揮発油税、またほかの国税、地方税同様に、国・地方の経営の根幹にかかわるものでして、今日的には、ガソリン高騰ということから暫定税率がクローズアップされていますけれども、財政的な視点から考えてみますと、この税に関しては、体系的な議論をしていただいて決められないといけないのではないかと感じます。

それから、県補助金の減少による影響ということでしたが、県よりもむしろこの道路特定財源を原資として、地方道路整備臨時交付金等が国庫補助金として交付されています。これが削減されるということになりますので、先ほどもお話がありましたようにそれに付随する地方債も減少する、事業規模も縮小しなければならない、

事業期間の延長ということも考えられます。このことは、市民生活はもとより地域経済に相当の影響を及ぼすものでありまして、県事業に関しましては、管内を走る道路は市道と同じく市民生活に欠くことはできないものですので、県道の整備も滞るということで、大きな影響が予測されるところです。

あわせまして、これらのことは、先ほど申し上げましたように、福祉・教育はもとより行政施策全般に影響を及ぼすと考えています。以上、終わります。

○議長（高野誠二君）

北原議員、了解ですか。

○２番（北原昭三君）

議長。

○議長（高野誠二君）

北原議員。

［２番　北原昭三君　登壇］

○２番（北原昭三君）

ご答弁いただきましてありがとうございました。２回目の質問をします。

県は、先般、道路財源についてのお願いというチラシの折込みを実施しました。その結果、マスコミ等の声の欄には、反対派・賛成派などさまざまな意見が掲載されていました。意見が出るということは、それだけ関心事が高いと受けとめられます。一般財源化すると各県や各自治体は、それぞれの方針や施策で道路整備を図っていくことになるから、全体的な地方や地域のルートの整備ができなくなる恐れが出てきます。先般、民主党の菅氏と宮崎の東国原知事の討論が報道されていましたが、現在宮崎から大分への高速自動車道はありません。仮に道路特定財源を一般財源化した場合、宮崎県が大分県に向けて高速道路をつくっても大分県がつくらなかったら、ルートとしてつながらない可能性もございます。私の個人の考えとしましては、この一般財源化への移行については、長期的に考えた場合、いろいろな角度から検討される課題であると考えています。暫定税率につきましては、今すぐ廃止になりますと大きな問題が発生することは目に見えています。市長の率直な意見として、暫定税率の廃止に関してのコメントをいただきたいと思います。

道路整備の遅れということでは、道路の渋滞ということもあり、旅行業者や旅行代理店は、道路整備の遅れから、天草地域や阿蘇地域を修学旅行や観光ルートにしたがらないという結果も出ているそうです。道路が渋滞した場合には、次の行程などで飛行機を含むコースがあった場合、渋滞に時間がとられ乗り遅れることが想定されるため、観光ルートには入れたくないという現状があるそうです。加えて、交通事故でもあれば最悪です。阿蘇地域も内牧温泉などが観光コースに入って、宿泊

客が多かった時期もありましたが、現在、旅行業者のプランでは、大分方面にコースをとっているのが多いようにお聞きしています。山鹿市におきましても、より以上の道路整備が進まないと、観光客は減少の一途をたどることにもつながる恐れがあると思われます。

これからの道路整備の必要性を強く感じているところです。道路整備に伴う観光産業の影響についてお尋ねをしまして、以上で私の一般質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

北原議員の２回目の質問について、ご答弁申し上げます。

ご質問の１点目、暫定税率廃止に関する私の考えを申し上げます。道路は命を守る道路、生活を助ける道路、暮らしの基盤をつくる道路であるとともに、これから本市が取り組んでまいります各重点施策、企業の立地促進、地域経済の成長力強化、過疎化対策などと切り離せないものです。となりますと、その整備に要する財源は何としても確保しなければなりません。地方６団体においても、暫定税率の維持に関しては、地方財政に与える影響がはかり知れないため、存続に対して強い要望はなされているところです。私もその一員として賛同するところです。

自治体は、平成20年度の予算編成を終わっており、数カ月の議論で一気にやめてしまうとなれば、非常に混乱を招いてしまいます。一般財源化に関しましては、地方財政と国家財政をどう回していくかに関係してくるものと考えています。住民の中にも賛否両論あるように、当分の間、暫定税率を維持し冷静な議論のもとで、税財政全体の枠組みの中で、本質的な議論を行ってもらいたいと考えています。

それと同時に、整備計画については、事業の現場、地方の立場から、地方の再生を図る上でも実態に即した本音の議論を進めていただきたいと思います。いずれにせよ、この件に関しましては、その影響が大きいため、今国会での論議を注意深く見守りながら、適切な対応並びに今後の地方分権の流れに逆行しないことを願うものです。

次に、ご質問の３点目、道路整備に伴う観光産業への影響について、申し上げます。本市の道路体系は、九州縦貫道、国道３号、国道325号を初めとした主要幹線網と、それらを補完する県道、市道で構成されていますが、増大する交通需要に対応して、安全で快適な道路網の整備や公共交通機関の整備を通して、圏域の交通アクセスをより一層充実する必要があります。慢性的な交通渋滞を解消するための国道３号植木バイパスの整備促進、また九州新幹線の全線開通を機に、広域幹線道路

との連携により市街地へのスムーズな進入を確保するとともに、緊急輸送道路の整備、密集市街地の道路整備などが必要になってまいります。特に本市の場合、有数の歴史的文化資源の宝庫であるとともに、古くから温泉郷として多くの人々が訪れる観光拠点でもありますので、交通アクセス、道路整備の充実は観光立市を目指す上で重要な取り組みです。これらの取り組みの成果として、観光産業のさらなる飛躍が期待されるところです。以上、説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

以上で、北原議員の一般質問は終了しました。

これをもちまして、通告による一般質問は全部終了しました。

これにて一般質問を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第50号、公平委員会委員の選任については、会議規則第37条第３項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第50号は委員会付託を省略することに決しました。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

日程第２　委員会付託

○議長（高野誠二君）

日程第２　委員会付託を行います。

ただいま議題となっております議案第50号を除く全案件を、お手元に配付しております付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託します。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

散　会

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

午後４時21分　散会

～～～

３月１７日(月曜日)

平成20年（第１回）山鹿市議会３月定例会会議録

議　事　日　程（第４号）

平成20年３月17日（月曜日）午前10時開議

第１　議案第１号　専決処分の承認を求めることについて（平成19年度山鹿市病院事業会計補正予算（第４号））

議案第２号　平成19年度山鹿市一般会計補正予算（第７号）

議案第３号　平成19年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）

議案第４号　平成19年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）

議案第５号　平成19年度山鹿市簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）

議案第６号　平成19年度山鹿市水道事業会計補正予算（第２号）

議案第７号　平成19年度山鹿市病院事業会計補正予算（第５号）

議案第８号　平成19年度山鹿市下水道事業会計補正予算（第２号）

議案第９号　山鹿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議案第10号　市長及び副市長の給与の特例に関する条例

議案第11号　山鹿市職員の修学部分休業に関する条例

議案第12号　山鹿市職員の高齢者部分休業に関する条例

議案第13号　山鹿市職員の自己啓発等休業に関する条例

議案第14号　山鹿市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議案第15号　山鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議案第16号　山鹿市介護保険条例の一部を改正する条例

議案第17号　山鹿市介護給付費準備基金条例の一部を改正する条例

議案第18号　山鹿市乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

議案第19号　山鹿市後期高齢者医療に関する条例

議案第20号　山鹿市特別会計条例の一部を改正する条例

議案第21号　山鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第22号　山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議案第23号　山鹿市農林業経営活性化基金条例等を廃止する条例

議案第24号　鹿北町担い手育成基金貸与条例等を廃止する条例

議案第25号　山鹿市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第１項の規定に基づく準則を定める条例

議案第26号　山鹿市営住宅管理条例の一部を改正する条例

議案第27号　山鹿市特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例
議案第28号　山鹿市営一里木団地管理条例の一部を改正する条例
議案第29号　山鹿市営原団地・幸ヶ丘第２団地管理条例の一部を改正する条例
議案第30号　山鹿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
議案第31号　山鹿市下水道条例の一部を改正する条例
議案第32号　山鹿市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例
議案第33号　山鹿市奨学金貸与条例の一部を改正する条例
議案第34号　山鹿市立学校条例及び山鹿市立小・中学校体育施設の使用に関する条例の一部を改正する条例
議案第35号　平成20年度山鹿市一般会計予算
議案第36号　平成20年度山鹿市国民健康保険事業特別会計予算
議案第37号　平成20年度山鹿市老人保健事業特別会計予算
議案第38号　平成20年度山鹿市後期高齢者医療特別会計予算
議案第39号　平成20年度山鹿市農業集落排水事業特別会計予算
議案第40号　平成20年度山鹿市介護保険事業特別会計予算
議案第41号　平成20年度山鹿市・植木町介護認定審査事業特別会計予算
議案第42号　平成20年度山鹿市簡易水道事業特別会計予算
議案第43号　平成20年度六郷財産区特別会計予算
議案第44号　平成20年度城北財産区特別会計予算
議案第45号　平成20年度稲田財産区特別会計予算
議案第46号　平成20年度稲田六郷財産区特別会計予算
議案第47号　平成20年度山鹿市水道事業会計予算
議案第48号　平成20年度山鹿市病院事業会計予算
議案第49号　平成20年度山鹿市下水道事業会計予算
議案第50号　公平委員会委員の選任について

（委員長報告）

討　　論

採　　決

第２　議員提出議案第１号　山鹿市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第３　所管事務調査の委員会付託

―――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

第１　議案第１号　専決処分の承認を求めることについて（平成19年度山鹿市病院事業会計補正予算（第４号））
議案第２号　平成19年度山鹿市一般会計補正予算（第７号）
議案第３号　平成19年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）
議案第４号　平成19年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）
議案第５号　平成19年度山鹿市簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）
議案第６号　平成19年度山鹿市水道事業会計補正予算（第２号）
議案第７号　平成19年度山鹿市病院事業会計補正予算（第５号）
議案第８号　平成19年度山鹿市下水道事業会計補正予算（第２号）
議案第９号　山鹿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
議案第10号　市長及び副市長の給与の特例に関する条例
議案第11号　山鹿市職員の修学部分休業に関する条例
議案第12号　山鹿市職員の高齢者部分休業に関する条例
議案第13号　山鹿市職員の自己啓発等休業に関する条例
議案第14号　山鹿市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
議案第15号　山鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
議案第16号　山鹿市介護保険条例の一部を改正する条例
議案第17号　山鹿市介護給付費準備基金条例の一部を改正する条例
議案第18号　山鹿市乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
議案第19号　山鹿市後期高齢者医療に関する条例
議案第20号　山鹿市特別会計条例の一部を改正する条例
議案第21号　山鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例
議案第22号　山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
議案第23号　山鹿市農林業経営活性化基金条例等を廃止する条例
議案第24号　鹿北町担い手育成基金貸与条例等を廃止する条例
議案第25号　山鹿市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第１項の規定に基づく準則を定める条例
議案第26号　山鹿市営住宅管理条例の一部を改正する条例
議案第27号　山鹿市特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例
議案第28号　山鹿市営一里木団地管理条例の一部を改正する条例
議案第29号　山鹿市営原団地・幸ヶ丘第２団地管理条例の一部を改正する条例
議案第30号　山鹿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
議案第31号　山鹿市下水道条例の一部を改正する条例

議案第32号　山鹿市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例
議案第33号　山鹿市奨学金貸与条例の一部を改正する条例
議案第34号　山鹿市立学校条例及び山鹿市立小・中学校体育施設の使用に関する条例の一部を改正する条例
議案第35号　平成20年度山鹿市一般会計予算
議案第36号　平成20年度山鹿市国民健康保険事業特別会計予算
議案第37号　平成20年度山鹿市老人保健事業特別会計予算
議案第38号　平成20年度山鹿市後期高齢者医療特別会計予算
議案第39号　平成20年度山鹿市農業集落排水事業特別会計予算
議案第40号　平成20年度山鹿市介護保険事業特別会計予算
議案第41号　平成20年度山鹿市・植木町介護認定審査事業特別会計予算
議案第42号　平成20年度山鹿市簡易水道事業特別会計予算
議案第43号　平成20年度六郷財産区特別会計予算
議案第44号　平成20年度城北財産区特別会計予算
議案第45号　平成20年度稲田財産区特別会計予算
議案第46号　平成20年度稲田六郷財産区特別会計予算
議案第47号　平成20年度山鹿市水道事業会計予算
議案第48号　平成20年度山鹿市病院事業会計予算
議案第49号　平成20年度山鹿市下水道事業会計予算
議案第50号　公平委員会委員の選任について

（委員長報告）

討　　論

採　　決

第２　議員提出議案第１号　山鹿市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第３　所管事務調査の委員会付託

日程追加

第４　意見書案第１号　道路整備財源の確保に関する意見書

○

出席議員（30名）

１番　平　井　光　臣　君
２番　北　原　昭　三　君
３番　芹　川　正　美　君
４番　藤　原　　豊　君

5番	立山秀木君
6番	立山　隆君
7番	原　徹君
8番	平井邦廣君
9番	吉本政幸君
10番	池田誠一君
11番	堀　茂幸君
12番	永田紘二君
13番	森川昭彦君
14番	川野　功君
15番	古荘克郎君
16番	島田節男君
17番	森　芳顕君
18番	家入憲隆君
19番	横手啓介君
20番	高野誠二君
21番	藤原　弘君
22番	森　久雄君
23番	西牟田　長君
24番	太田黒鐵郎君
25番	丸山寛治君
26番	寺崎勇児君
27番	高口功二郎君
28番	山口晋正君
29番	古田信助君
30番	丸山康昭君

○

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正君
副市長	杉焼義文君
教育長	田中　宏君
総務部長	西田秀行君
市民福祉部長	森　和芳君
農林部長	藏原榮一君

商工観光部長	福田憲之君
建設部長	池田永実君
環境部長	池田幸一君
病院事務部長	星子四郎君
教育部長	八木田達博君
総務部次長	三森兄臣君
農林部次長	有尾隆俊君
商工観光部次長	北井孝範君
建設部次長	宮本榮次郎君
水道局長	渕上富雄君
会計管理者兼会計課長	松永道郎君
総務課長	幸村英星君
福祉課長	富田辰郎君
寿楽荘長	横手保夫君
農林企画課長	戸次由夫君
商工課長	永田義文君
病院管理課長	田上信博君
農業委員会事務局長	立山清敏君

○

事務局職員出席者

事務局長	宮本誠之君
局長補佐兼議事係長	今坂英俊君
議会総務係長	堤　真澄君
書記	中村武志君

午前10時00分　開議

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

○議長（高野誠二君）

これより本日の会議を開きます。

お手元に、議案の正誤表が提出されておりますので、ご了承願います。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第１　議案第１号～議案第50号

○議長（高野誠二君）

日程第１、各常任委員会に付託してありました議案及び議案第50号の全案件を議題といたします。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

議案第１号　専決処分の承認を求めることについて（平成19年度山鹿市病院事業会計補正予算（第４号））

議案第２号　平成19年度山鹿市一般会計補正予算（第７号）

議案第３号　平成19年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）

議案第４号　平成19年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）

議案第５号　平成19年度山鹿市簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）

議案第６号　平成19年度山鹿市水道事業会計補正予算（第２号）

議案第７号　平成19年度山鹿市病院事業会計補正予算（第５号）

議案第８号　平成19年度山鹿市下水道事業会計補正予算（第２号）

議案第９号　山鹿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議案第10号　市長及び副市長の給与の特例に関する条例

議案第11号　山鹿市職員の修学部分休業に関する条例

議案第12号　山鹿市職員の高齢者部分休業に関する条例

議案第13号　山鹿市職員の自己啓発等休業に関する条例

議案第14号　山鹿市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議案第15号　山鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議案第16号　山鹿市介護保険条例の一部を改正する条例

議案第17号　山鹿市介護給付費準備基金条例の一部を改正する条例

議案第18号　山鹿市乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

議案第19号　山鹿市後期高齢者医療に関する条例

議案第20号　山鹿市特別会計条例の一部を改正する条例

議案第21号　山鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第22号　山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
議案第23号　山鹿市農林業経営活性化基金条例等を廃止する条例
議案第24号　鹿北町担い手育成基金貸与条例等を廃止する条例
議案第25号　山鹿市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第１項の規定に基づく準則を定める条例
議案第26号　山鹿市営住宅管理条例の一部を改正する条例
議案第27号　山鹿市特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例
議案第28号　山鹿市営一里木団地管理条例の一部を改正する条例
議案第29号　山鹿市営原団地・幸ヶ丘第２団地管理条例の一部を改正する条例
議案第30号　山鹿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
議案第31号　山鹿市下水道条例の一部を改正する条例
議案第32号　山鹿市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例
議案第33号　山鹿市奨学金貸与条例の一部を改正する条例
議案第34号　山鹿市立学校条例及び山鹿市立小・中学校体育施設の使用に関する条例の一部を改正する条例
議案第35号　平成20年度山鹿市一般会計予算
議案第36号　平成20年度山鹿市国民健康保険事業特別会計予算
議案第37号　平成20年度山鹿市老人保健事業特別会計予算
議案第38号　平成20年度山鹿市後期高齢者医療特別会計予算
議案第39号　平成20年度山鹿市農業集落排水事業特別会計予算
議案第40号　平成20年度山鹿市介護保険事業特別会計予算
議案第41号　平成20年度山鹿市・植木町介護認定審査事業特別会計予算
議案第42号　平成20年度山鹿市簡易水道事業特別会計予算
議案第43号　平成20年度六郷財産区特別会計予算
議案第44号　平成20年度城北財産区特別会計予算
議案第45号　平成20年度稲田財産区特別会計予算
議案第46号　平成20年度稲田六郷財産区特別会計予算
議案第47号　平成20年度山鹿市水道事業会計予算
議案第48号　平成20年度山鹿市病院事業会計予算
議案第49号　平成20年度山鹿市下水道事業会計予算
議案第50号　公平委員会委員の選任について

○

○議長（高野誠二君）

各常任委員長の報告を求めます。森川建設環境常任委員長。

［建設環境常任委員長　森川昭彦君　登壇］

○建設環境常任委員長（森川昭彦君）

おはようございます。

建設環境常任委員会の報告をいたします。

初めに、閉会中の委員会についてご報告を申し上げます。閉会中の所管事務調査として、市道下永野横枕線改良工事及び菊鹿東部Ⅱ期地区１号工事について、昨年の12月21日午前10時より議員控室におきまして委員全員出席、執行部より関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。

開会後、直ちに現地調査を行い、建設部建設課、環境部下水道課の職員により詳しい説明を受けました。午後１時から、建設部、環境部それぞれに質疑を行い、その後、両部同席のもとの質疑といたしました。

委員会として、執行部のとるべき対応を３点にまとめ報告をいたしました。

まず１点、設計の二重計上及び工事の重複施工に至った経緯を詳細に調査をしてほしい。

２点目、関係職員の責任の所在とその処分を明らかにしていただきたい。

３点目、再発防止のための改善策を確立すること。

以上３点につきまして、12月25日、市長に報告をしました。このことにつきましては、１月１日付で関係職員の大変厳しい処分発令がございました。私たち委員会も、このことを真摯に受けとめています。ご迷惑をおかけしました市民の皆様、そしてご心労かけました議員各位に所管委員長として心よりお詫びを申し上げます。

次に、本定例会において付託された議案16件について、３月10日、午前10時より議員控室において委員全員出席、執行部より関係職員の出席を求め委員会を開催、慎重に議案審査を行いました。

議案第２号　平成19年度山鹿市一般会計補正予算（第７号）中所管、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第５号　平成19年度山鹿市簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第６号　平成19年度山鹿市水道事業会計補正予算（第２号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第８号　平成19年度山鹿市下水道事業会計補正予算（第２号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第26号　山鹿市営住宅管理条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第27号　山鹿市特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例、原案のと

おり可決すべきものと決しました。

議案第28号　山鹿市営一里木団地管理条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第29号　山鹿市原団地・幸ヶ丘第２団地管理条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第30号　山鹿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第31号　山鹿市下水道条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第32号　山鹿市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第35号　平成20年度山鹿市一般会計予算（中所管）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第39号　平成20年度山鹿市農業集落排水事業特別会計予算、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第42号　平成20年度山鹿市簡易水道事業特別会計予算、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第47号　平成20年度山鹿市水道事業会計予算、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第49号　平成20年度山鹿市下水道事業会計予算、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、建設環境常任委員会の報告を終わります。

○議長（高野誠二君）

永田文教厚生常任委員長。

［文教厚生常任委員長　永田紘二君　登壇］

○文教厚生常任委員長（永田紘二君）

おはようございます。

文教厚生常任委員会の審査の経過と結果についてご報告いたします。

まず、閉会中の所管事務調査について、報告を申し上げます。

去る２月12日、午前10時より議員控室におきまして、委員全員出席のもと、関係職員の出席を求め委員会を開催し、所管事務調査を行いました。

調査項目は、養護老人ホーム再編について、小・中学校規模適正化計画について、教育センターについて、市立病院改築工事について、以上４件について、それぞれ進捗状況等の調査を行いました。

次に、２月22日、午後１時30分より議員控室におきまして、委員全員出席のもと、関係職員の出席を求め委員会を開催し、市立病院改築工事につきまして調査を行いました。

続きまして、本定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案21件であります。当委員会は３月10日、11日の２日間、３階会議室及び議員控室におきまして、委員会を開催しました。11日は、中学校卒業式のため、午後１時30分から開会しております。両日とも、委員全員出席のもと、執行部より関係職員の出席を求め、付託案件について、慎重に審査をいたしました。

議案第１号　専決処分の承認を求めることについて（平成19年度山鹿市病院事業会計補正予算（第４号））、原案のとおり承認すべきものと決しました。

議案第２号　平成19年度山鹿市一般会計補正予算（第７号）中所管、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第３号　平成19年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第４号　平成19年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第７号　平成19年度山鹿市病院事業会計補正予算（第５号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第16号　山鹿市介護保険条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第17号　山鹿市介護給付費準備基金条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第18号　山鹿市乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第19号　山鹿市後期高齢者医療に関する条例、挙手による採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第20号　山鹿市特別会計条例の一部を改正する条例、挙手による採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第21号　山鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例、挙手による採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第22号　山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、挙手による採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第33号　山鹿市奨学金貸与条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第34号　山鹿市立学校条例及び山鹿市立小・中学校体育施設の使用に関する条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第35号　平成20年度山鹿市一般会計予算（中所管）、挙手による採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第36号　平成20年度山鹿市国民健康保険事業特別会計予算、挙手による採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第37号　平成20年度山鹿市老人保健事業特別会計予算、挙手による採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第38号　平成20年度山鹿市後期高齢者医療特別会計予算、挙手による採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第40号　平成20年度山鹿市介護保険事業特別会計予算、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第41号　平成20年度山鹿市・植木町介護認定審査事業特別会計予算、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第48号　平成20年度山鹿市病院事業会計予算、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、閉会中の所管事務調査として、①少子化対策（乳幼児医療費助成制度）について、②養護老人ホーム再編について、③小・中学校規模適正化計画について、④教育センターについて、⑤幼稚園・保育園再編について、⑥方保田東原遺跡について、⑦市立病院改築工事について、⑧公民館の組織、運営について、以上８件を調査することを決定しました。

文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（高野誠二君）

堀経済観光常任委員長。

［経済観光常任委員長　堀　茂幸君　登壇］

○経済観光常任委員長（堀　茂幸君）

おはようございます。

本定例会におきまして、経済観光常任委員会に付託された案件は、議案９件であります。

去る３月12日、午前10時より、別館２階会議室におきまして委員全員出席、執行部より関係職員の出席を求め委員会を開催いたしました。

議案の審査につきましては、議案第43号から議案第46号までの平成20年度各財産区特別会計予算の４案件につきましては、一括議題として審査を行いました。その結果について、ご報告します。

議案第２号　平成19年度山鹿市一般会計補正予算（第７号）中所管、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第23号　山鹿市農林業経営活性化基金条例等を廃止する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第24号　鹿北町担い手育成基金貸与条例等を廃止する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第25号　山鹿市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第１項の規定に基づく準則を定める条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第35号　平成20年度山鹿市一般会計予算（中所管）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第43号　平成20年度六郷財産区特別会計予算、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第44号　平成20年度城北財産区特別会計予算、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第45号　平成20年度稲田財産区特別会計予算、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第46号　平成20年度稲田六郷財産区特別会計予算、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、経済観光常任委員会の報告を終わります。

○議長（高野誠二君）

寺崎総務常任委員長。

［総務常任委員長　寺崎勇児君　登壇］

○総務常任委員長（寺崎勇児君）

おはようございます。

本定例会におきまして、総務常任委員会に付託されました案件は、議案９件であります。

３月12日、午前10時から議員控室におきまして委員全員出席、執行部より関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。その結果についてご報告いたします。

議案第２号　平成19年度山鹿市一般会計補正予算（第７号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第９号　山鹿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第10号　市長及び副市長の給与の特例に関する条例、反対の討論があり、挙

手による採決の結果、賛成少数により否決すべきものと決しました。

議案第11号　山鹿市職員の修学部分休業に関する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第12号　山鹿市職員の高齢者部分休業に関する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第13号　山鹿市職員の自己啓発等休業に関する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第14号　山鹿市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第15号　山鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第35号　平成20年度山鹿市一般会計予算、本案件につきましては、平井光臣委員から新庁舎建設に伴う予算について、修正案が提出されました。この内容は、新庁舎建設推進費620万8000円を減額修正する案です。

これは、新庁舎検討の内容が合併協議会の決定を軽視したものであり、新庁舎の事務所位置の三つの候補地を断念した時点で、何ら議会への報告もなく議会軽視である。多額の投資を要する事業であり、今回鹿本農協を視野に入れた新庁舎基本計画に着手するというものであり、十分議論すべきであるという内容です。

採決に入り、まず、修正案について、挙手による採決の結果、賛成少数により否決すべきものと決しました。

次に、原案について、挙手による採決の結果、賛成多数により可決すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（高野誠二君）

以上で、各常任委員長の報告を終わります。

○１番（平井光臣君）

議長。

○議長（高野誠二君）

平井光臣議員。

［１番　平井光臣君　登壇］

○１番（平井光臣君）

動議を提出します。

議案第35号　平成20年度山鹿市一般会計予算に対する修正の動議を地方自治法第115条の２及び会議規則第17条の規定により、修正予算案を添えて、提出いたしま

す。

○議長（高野誠二君）

ただいま、議案第35号　平成20年度山鹿市一般会計について、平井光臣議員ほか４名から修正の動議が提出されましたので、職員をして配付いたさせます。

［職員配付］

○議長（高野誠二君）

この際、提出者の説明を求めます。平井議員。

［１番　平井光臣君　登壇］

○１番（平井光臣君）

５名の発議者を代表して、ただいま提出しました修正の動議についてご説明をいたします。

修正の内容は、議案第35号　平成20年度山鹿市一般会計予算修正案のとおり、総額を、歳入歳出それぞれ620万8000円減額するものです。内訳は、歳入の（款）（項）繰越金を620万8000円減じ、歳出は（款）総務費、（項）総務管理費のうち、財産管理費の新庁舎建設推進費620万8000円の減額に係るものです。

この修正につきましては、本日まで数回にわたり市長及び執行部の説明をいただいてきたわけです。庁舎の位置内部検討委員会での検討内容は、どう考えましても法定協議会、庁舎の位置検討委員会、当時１市４町ですが、この合意事項を軽視した判断であると思いますし、国体道路沿いの３カ所、これを断念された時点で、何ら議会への報告も説明もなく、議会をも軽視されているように考えます。それから、合併の大きな目的でありました財政基盤の強化という観点からも、庁舎建設のような多額の投資に関しましては、投資的経費の削減を念頭におき、考えていかなければならない事項であると考えます。

今回、ＪＡ鹿本本所敷地を含めた用地を視野に入れた新庁舎建設推進費620万8000円が上程されていますが、議会に対しても納得のいく十分な議論もされておらず、今後また執行部と議会で議論を重ね、十分検討し、予算化すべき問題であると思います。本当に、新山鹿市の将来を思い、法定協議会で汗を流していただいた多くの皆様方や山鹿市民が何ら知ることなく、この事案が進められたことに対しまして、私は議会人として非常に残念に思いますし、また強い憤りを感じているところです。

私は、現在のこの庁舎の位置がよいとか悪いとか言っているのではございませんで、それ以前の問題でありまして、この事業に関する事案の進め方が適切さを欠いていると思い、今回修正案を提出するものです。

議員各位には、その旨ご理解の上、どうかこの修正案にご賛同いただきますよう

お願いを申し上げまして提出者の説明を終わらせていただきます。

○議長（高野誠二君）

ここでしばらく休憩します。

午前10時30分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午前10時42分　開議

○議長（高野誠二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、各常任委員長報告及び修正案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論の通告があっていますので、発言を許します。原議員。

［７番　原　徹君　登壇］

○７番（原　徹君）

議席番号７番、日本共産党の原　徹です。

私は、議案第35号　平成20年度山鹿市一般会計予算と議案第19号を初め、後期高齢者医療制度に関連するすべての議案に反対を表明します。

初めに、議案第35号　山鹿市一般会計予算に反対の理由を述べます。

一般会計予算の大部分には、賛成ですが、次の点に反対です。一般質問でも取り上げましたが、民生費の社会福祉費として、部落解放同盟補助金に987万2000円が計上してあります。これは昨年度と同じ額です。解放同盟補助金については、昨年６月、監査委員は、住民監査請求に対しまして「補助金は事業費のみとすること。交付要綱作成して、それに基づいて補助すること」の改善を指摘しました。それに対して、市長は「重く受けとめ改善に努める」と答弁されていたわけですが、何ら改善されていません。私は、公正な予算の使途と同和問題を早期に終結させる立場からこれを認めることができません。

本来なら、修正案を提出すべきですが、その条件をつくることができませんので反対します。

次に、後期高齢者医療制度に関連して、議案第19号　後期高齢者医療に関する条例、第20号　特別会計条例の一部を改正する条例、第21号　国民健康保険条例の一部を改正する条例、第22号　国民健康保険税条例の一部を改正する条例、第36号

国民健康保険事業特別会計予算、第37号　老人保健事業特別会計予算、第38号　後期高齢者医療特別会計予算の７議案に反対を表明します。

理由を述べます。山鹿市議会は、昨年12月の定例議会におきまして、４月から導入される予定の後期高齢者医療制度の凍結・見直しの意見書を全会一致で決議しました。全国では12月議会時点で512自治体もの議会が見直し、凍結、廃止などの意見書を提出しており、３月議会ではさらに増加することが推察できます。このことからも、本制度がいかにお年寄りをいじめ、差別する制度であるかが理解できます。

第20号を初めとします七つの関連議案につきましては、後期高齢者医療制度がどんな制度かをしっかり把握しなければ、正しい判断を下すことができません。後期高齢者医療制度とはどんな制度なのでしょうか。政府与党は75歳以上を一方的に一律に、後期高齢者と決めつけ、現役世代から切り離し、全く独立した医療保険に加入させるものです。子どもが入っている共済組合や社会保険の扶養になっている人も、一人一人加入させられます。年齢で高齢者を切り離して格差をつけるということは、国民皆保険制度のある国では日本だけだそうでありまして、世界に類がありません。収入ゼロの人も含め、全員が保険料を払う。年金月１万5000円以上の人は天引き、未満の人は窓口で納付しなければなりません。また１年間の未払い者は保険証を取り上げられます。保険料は２年ごとに改定され、後期高齢者の割合や医療費がふえると保険料も際限なくふえる仕組みとなっています。

これから団塊の世代という方が高齢者になるわけですけれども、ますます保険料が高くなるということです。子どもの扶養家族になっている人約200万人は、新たな負担となりますが、余りにも負担が重いということで、半年間、９月まで凍結されます。また65歳から74歳までの人を前期高齢者と、これも一方的に決めつけて、国保税、介護保険料は年金から天引きされます。山鹿市の場合、国保料もさらに5000円近く引き上げられるということです。

政府は後期高齢者の特性として、治療が長引き複数の病気にかかっている、認知症が多い、いずれ死を迎える、と決めつけています。75歳以上の人はどうせ治らない、どうせ死ぬのだからとの考え方に立ち、入院患者を減らし、医療費を削減しようとしているわけです。75歳以上の入院は、退院計画が必要です。終末患者も75歳以上に限って、延命治療有無の希望をとり、過剰治療をしないようにしています。

また、38万床の長期療養患者のベッド数を15万床に削減、病院から追い出す方針です。そして、このような計画を作成した病院には、診療報酬を加算するという仕組みになっています。これまで、40歳以上全員の健康診断は自治体に実施義務がありました。しかし、この４月からは75歳以上は健康診断の効果が期待できないと、努力義務となるわけです。健康診断の機会を減らし、高血圧や糖尿病などの生活習

慣病患者を健康診断対象外にするように広域連合にも求めています。

このように、75歳以上の後期高齢者を切り離す政府のやり方は、血も涙もない非情なやり方ではないでしょうか。このような、後期高齢者医療の制度改悪を求めてきたのは、言うまでもない財界・大企業です。公的医療保険は、国民、事業主、国・県で運営されています。大企業は企業の負担を減らすために、高齢者医療を現役世代から分離せよ、高齢者の自己負担をふやせと要求し続けてきました。自民・公明与党は、財界のこの要求を受け入れて、国民に犠牲を転嫁させようとしているわけです。５年後に２兆円、15年後に５兆円もの高齢者医療費の削減を狙っています。

今、制度の実態が知られる中で、国民の不安と怒りが全国に広がり、見直し、中止、撤回を求める運動が全国に広がっています。岐阜県の大垣市では、自民党の市議団が制度の廃止を求める意見書を提案、公明党を除く全会派の賛成で可決する状況が生まれました。国会でも２月28日、野党４党は衆議院に後期高齢者医療制度の廃止案を提出しています。75歳以上と言えば、戦禍で、生死に直面し、食うか食わずで戦後の復興に尽くし、次の世代を育ててきた人々です。

そのような高齢者の命をおろそかにする本医療制度は、直ちに中止・撤回すべきです。このような制度を、山鹿市の条例や予算に組み込むべきでないということを主張して、討論を終わります。

○議長（高野誠二君）

横手議員。

［19番　横手啓介君　登壇］

○19番（横手啓介君）

議案第35号　平成20年度山鹿市一般会計予算修正案に反対の討論を行います。

今回の修正案は、この新庁舎の位置の決定の修正案です。市長が就任以来、市内の300キロ平方メートルをくまなく回り、また６万市の長としての視点から考察をしてこられました。庁舎検討委員会、また新庁舎建設構想専門部会等を設置され、アドバイザーとして熊本県立大学教授、熊本大学准教授等のアドバイスを受けながら、これまで熟慮に熟慮を重ね検討をされたものだと思います。

そして今回の決定が本当に後顧の憂いを残さないよう、慎重に検討された結果だと思います。今回の決定を市長は断腸の思いという表現をなさっています。この市長の英断を今回通して上げるのが我々議員の務めではないかと思います。市長の今回の英断に対しまして、最高の敬意を表し討論を終わります。

○議長（高野誠二君）

島田議員。

［16番　島田節男君　登壇］

○16番（島田節男君）

おはようございます。16番、島田です。

私は、今回の平井議員の議案第35号に対する修正案に対し、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

平井議員の修正に対する意見を聞いていますと、合併協議会のあの審議がどれだけ重いものであったか、その重さの中で、今回の庁舎関連の予算の提案、それに対して、議会がどれだけ審議をしてきたのか。場所云々ではなく、市長のこの問題に対するとらえ方に関して、余りにも早急で解決を図ろうとする姿勢に対し、これはちょっとおかしいのではないかという疑問を感じて、平井議員の動議に賛成をするものです。

一応、この新庁舎検討委員会の会議録等は、議員の方に配ってありますので、この７月31日に協議事項があっています。それをちょっと読ませていただきます。

まず、意見や質問に関して、「平成21年度に用地取得の上、基本設計の予定となっているが、用地の決定はいつごろになるのか」という質問が出ています。それに対しての回答がここに書いてあります。「専門部会から検討委員会の最終報告を９月末に予定している。その後、検討委員会で調査検討後、10月末に市長に報告、12月に市長が用地を決定、公表することにより、来年度、当初予算、新庁舎関連予算との整合性が図られる、当該スケジュールが成り立つものと考えている。」なお、来年の１月から２月にかけて合併協議会の関係者や地域審議会、区長さんあたりに説明を行うことを考えていると、その質問に対して意見がなされています。

この回答書のごとく、12月に市長が用地を決定・発表すれば、この新年度予算の３月までに３カ月間あります。その３カ月の間に、総務委員会でも十分な調査や論議ができたと思いますし、また私どもの全員協議会等におきましても、多分、いろいろな議論ができただろうと思うわけです。それが12月に皆さんもご存じのごとく、３候補地の断念を言われました。そして、大体、こちらの現庁舎の方がいいだろうと、不確定な発言があっています。

そういう中に、３月議会中の一般質問で、私が申し上げましたけれども、突然に発表されました。そして、そのときにはもう議会関連の予算が出ていると。私は、これでは市長のこの問題に対して、議会を何というか攻略というと言葉が悪いですけども、もうささっと行って、片づけてしまった方がいいだろうということしか、思えてなりません。これでいいのでしょうか。全くの、私は議会軽視と思います。

合併法定協の重みを道義的に感じていると市長は言われました。これは何だったのでしょうか。また、断腸の思いと言われたのは、何だったのでしょうか。市長は

人づくりをいつも唱えておられます。住民の気持ち、そして議員の気持ちを考えれば、このような何か力とも思えるような行政はもうやめてほしいと、私は考えるものです。

そこで、まず第一に、ちょっと平井議員とダブるかもしれませんけれどもお聞きいただきたいと思います。

私は今回の庁舎問題については、平井議員同様、その過程において議会の説明がなかったことに対して、大変な失望と怒りを持っている次第です。なぜ、議会への説明をそれほど必要とするのかと申しますと、それは新山鹿市が合併して、いろいろな問題を抱えながらも、皆さんご存じと思いますが、互譲の精神だったのですよ。そして対等に合併をしましょうということで、対等に合併してきたわけです。特にこの庁舎問題につきましては、平成15年２月21日、ここで第１回の事務所の位置検討委員会が開催されています。それからずっと、合併協定書調印まで、それは16年６月だったと思いますけれども、それまでずっと論議されていました。この１年半の長きにわたり多くの人々の努力によって取り決められた事柄に対して、やはり私たちは合併の大きな課題だったこのことをしっかりと頭に刻んで、いろいろなことを判断しなければならないと私は思っています。

私たちは今回地域別に、山鹿もそうですけれども、鹿本、菊鹿、鹿北、鹿央と地域から選出された議員です。今回は、全体から選出された議員ではありません。やはり、この対等合併という住民の思いを私たち議員がしっかりと考えて、地域のことをよく考えてくれという思いの上で私ども出ていると思いますので、そのように行動しなければならない。また住民の期待と思いが非常に詰まった、この私どもの自信だと思っています。

その私たちに対して、合併で取り決めた位置を断腸の思いで断念されたことに対しては、私個人としては、それは仕方がないと、それはいろいろなことを考えられてされましたので仕方がないといたしましても、その後の庁舎位置の決定に対しては、やはり平井議員が言われるように、議会に、もう断腸の思いでしましたから、今後こういう候補地がありますと、そういう中でいろいろなことを討議しながら決めていくべきではなかったかなと。そういうことを私は非常に思っているわけです。

それから、今回の庁舎位置につきましても、不確定な要素があるわけです。私たちが、鹿本町時代、用地買収が確実と執行部は言いました。そして基本設計もしました。ところが、その人は売りなさらんとですね。それに相当基本設計額が何千万円かちょっとはっきりわかりませんが、大きな金額を、住民の税をむだにしたわけです。そういう事例がありますので、例えば農協を視野に入れていると言われますけれども、まだ農協も不確定なんです。そういう時点で、この予算を計上するとい

うのは、どうも私はおかしいと考えるところです。

もう少し、議会と十分なる論議の上、もう一遍再提出していただければ、私どももそういう、市長に対して反逆するとか何とかはありません。必ず市長に対して、市長の思いを達成するようにすると思いますけれど。やはり一番大事なのは議会を軽視しないで、しっかり論議をする場をつくってほしい。それがやはり議会であり、そしてまた対等合併した議会であると、私は考えています。

そういう意味で、私はこの平井議員の思いに対して賛成をしています。ぜひとも議員諸君の決断と申しますか、判断と申しますか、よろしくお願い申し上げまして、終わりたいと思います。

○議長（高野誠二君）

堀議員。

［11番　堀　茂幸君　登壇］

○11番（堀　茂幸君）

議案第35号　一般会計予算修正案に反対する立場から、討論を行います。

今、お二方から賛成と反対とありましたけれども、説明不足とかいろいろなことがありますけれども、私は農家の人間です。合併協の中で農地の中にできた方がいいのか、現庁舎位置をしたところがいいのかと、いろいろなことを考えました。その中で、この山鹿市の中で、今中心市街地の活性化対策の中に、先月の22日にプラザファイブの解体をし、街中の商業振興活性化のためということで決議があったばかりです。

その中で、市長が判断されたこのまちづくり三法という問題の中から、現庁舎位置、農協を含めたと判断されたことは、旧首長、町長時代の市長の思いと相反することで判断されたという意識の中で、市長は、町長時代から合併協のことはよくわかりながら、新市の首長として全体を見たときに、市長の判断、決断が素晴らしい英断であるという思いです。その中で、この修正案に対しては反対の立場から討論を行いました。

○議長（高野誠二君）

山口議員。

［28番　山口晋正君　登壇］

○28番（山口晋正君）

議案第35号の修正動議に対して、賛成の討論をします。理由を申し上げますけれども、その前に、現在のこの山鹿市の財政状況から考えて、市税、いわゆる自主財源というのは確かに去年、今年という比較を見ても、減っています。しかしながら、公債費を考えた場合、14％という状況ですし、まだまだ庁舎建設に対しては、これ

は十分行けると。しかも特例債が使えると、こういう状況です。建設に対しては前向きの姿勢の私ですけれども、今回の提案に対してなぜ修正動議に賛成するかといいますと、いわゆる合併協で審議したこの３年近いこの議論の思いと、この中には先ほど島田議員の方からお話しがございましたけれども、いわゆる住民代表で再三再四にわたって議論をした結果が、俗称国体道路沿いということに決定をしたわけです。その決定の重みというのは、これは本当に、これを覆すということは、よっぽどなことがないとこれは覆せないのではないかと思います。

今回の場合、執行部の指令によって検討委員会がなされた。いわゆるこの市庁舎内の課内の検討委員会、もちろん顧問として大学の先生あたり呼んでおられますけれども、その前の段階の、いわゆる住民で決定したことに対するこの変わった状況、これを我々議員はだれ一人知らなかった。突如として報告が、この現庁舎近辺と。そして３月議会の一般質問によって農協を含む現庁舎ということを報告がありました。何ら、我々議員として審議する間もない、そういう状況です。

そのあたりを考えたときに、我々議員として、それで本当にいいのか。市長が提案したと、これは提案して、それに対する議員というのは、チェックするのが義務です、それが使命です。だとするなら、この際もう少し、35号全体の否決ということではないです。620万8000円という、この提案に対してもっと少し検討しようじゃないかという気持ちで、修正動議に私は賛成するものです。

○議長（高野誠二君）

以上で、通告による討論は終わりました。

他に討論はありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決いたします。

議案第１号に対する委員長報告は、承認であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、承認されました。

次に、議案第２号から議案第８号までの７案件を一括採決いたします。

議案第２号から議案第８号までの７案件に対する委員長報告は、可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、７案件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第９号に対する委員長報告は、可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号に対する委員長報告は、否決でありますので、原案について採決いたします。

議案第10号は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（高野誠二君）

起立多数であります。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号から議案第18号までの８案件を一括採決いたします。

議案第11号から議案第18号までの８案件に対する委員長報告は、可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、８案件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号から議案第22号までの４案件を一括採決いたします。

議案第19号から議案第22号までの４案件に対する委員長報告は、可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（高野誠二君）

起立多数であります。

よって、４案件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号から議案第34号までの12案件を一括採決いたします。

議案第23号から議案第34号までの12案件に対する委員長報告は、可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、12案件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号について、まず、平井光臣議員ほか４名から提出されました修正案について、起立により採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（高野誠二君）

起立少数であります。

よって、平井光臣議員ほか４名から提出されました修正案は否決されました。

次に、原案について、起立により採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（高野誠二君）

起立多数であります。

よって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号から議案第38号までの３案件を一括採決いたします。

議案第36号から議案第38号までの３案件に対する委員長報告は、可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（高野誠二君）

起立多数であります。

よって、３案件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号から議案第49号までの11案件を一括採決いたします。

議案第39号から議案第49号までの11案件に対する委員長報告は、可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、11案件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号　公平委員会委員の選任について同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

日程第２　議員提出議案第１号　山鹿市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

○議長（高野誠二君）

日程第２、議員提出議案第１号　山鹿市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。太田黒鐵郎議員。

［24番　太田黒鐵郎君　登壇］

○24番（太田黒鐵郎君）

おはようございます。

議員提出議案第１号　山鹿市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について。

この条例を制定したいから、地方自治法第112条及び山鹿市議会会議規則第14条第１項の規定により提出するものであります。

提出者、山鹿市議会議員　太田黒鐵郎。

賛成者、山鹿市議会議員　川野　功、寺崎勇児、森　芳顕、森川昭彦、永田紘二、堀　茂幸、平井邦廣。

提案理由をご説明申し上げます。

本条例は、議員の報酬及び費用弁償の支給等を定めるものであります。今回の一部改正は、厳しい財政状況の中、本市が全庁的に取り組んでおります行財政改革に呼応し、経費の削減を図るため議会・委員会出席時に支給されている費用弁償を廃止するものであります。

ちなみに、平成20年度予算で申し上げますと、旅費の中に285万2000円の費用弁償が含まれており、廃止をすればこの分が議会費の減額につながるものです。

なお、附則としまして、この条例は、平成20年４月１日から施行するものです。

以上、議員各位には、全会一致をもってご賛同いただきますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第１号については、会議規則第37条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議員提出議案第１号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第１号は、原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第３　所管事務調査の委員会付託

○議長（高野誠二君）

日程第３、所管事務調査の委員会付託についてを議題といたします。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

○議長（高野誠二君）

地方自治法第109条第９項及び会議規則第98条第１項及び地方自治法第109条の２第５項及び会議規則第98条第２項の規定により、常任委員会並びに議会運営委員会の所管事務審査資料収集並びに調査を、平成20年度中にいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、閉会中の審査資料収集並びに調査を付託することに決しました。

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

日程追加

日程第４　意見書案第１号　道路整備財源の確保に関する意見書

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

○議長（高野誠二君）

ただいま意見書１件が提出されました。職員に配付いたさせます。

［職員配付］

○議長（高野誠二君）

お諮りいたします。

この際、意見書案１件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案１件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第４、直ちに議題といたします。

意見書案第１号を職員に朗読いたさせます。

［職員朗読］

意見書案第１号

平成20年３月17日提出

道路整備財源の確保に関する意見書

地方自治法第99条の規定による意見書を会議規則第14条第１項の規定により提出する。

提出者

山鹿市議会議員　森川　昭彦

賛成者

山鹿市議会議員　寺崎　勇児

山鹿市議会議員　永田　紘二

山鹿市議会議員　堀　　茂幸

山鹿市議会議長　高野　誠二　様

道路は、国民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的なインフラであり、その整備は広く住民の熱望するところである。

少子高齢化が進展している中、活力ある地域づくり・都市づくりを推進し、地域間格差を是正するとともに、地球規模での環境問題に対処し、安全で安心な市民生活の実現を図るためには、高速道路を含む道路の整備はより一層重要となっている。

これまで、道路特定財源は、緊急かつ計画的に道路整備を進めるための財源としての使命を担い、着実な道路整備が進められてきたところである。

しかし、道路特定財源の暫定税率が廃止されれば、市民が熱望しているこれらの道路整備が停滞するだけでなく、既存道路の適正な維持管理もできなくなることが明白であり、決して許されるものではない。

本市では、山鹿市総合計画の中で、「安全で快適な暮らしを支える基盤づくり」を基本方針に据え、その中で道路基盤の整備を重点的に推進しているところである。

特に、広域的な規模での産業活動や地域活動を支援するものとして、県北から九州中央部に至る県北横断道路等の道路の整備水準向上が喫緊の課題であり、市民の切なる願いでもある。

また、生活に密着した市道や合併した市町村間を結ぶ幹線的な地方道に至るまで、着実な整備が必要である。

よって、引き続き道路整備の推進が図られるよう下記事項について強く要望する。

記

１．道路特定財源については、一般財源化することなく道路整備に充当することとし、平成20年春適用期限が切れる暫定税率について現行水準を維持することにより、道路整備の安定的かつ確実な財源確保を図ること。

２．地方の道路整備は現行の道路特定財源のみでは賄えていない状況にかんがみ、国の道路特定財源の地方への配分割合を高めるなど、地方における道路整備財源の充実に努めること。

３．地域の生活に密着した道路の整備や維持補修が安定的に実施されるよう、平成20年度以降も地方道路整備臨時交付金制度を継続し、拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成20年３月17日

熊本県山鹿市議会

衆議院議長	河野洋平様
参議院議長	江田五月様
内閣総理大臣	福田康夫様
総務大臣	増田寛也様
財務大臣	額賀福志郎様
国土交通大臣	冬柴鐵三様

○議長（高野誠二君）

意見書案第１号について、提案理由の説明があれば発言を求めます。提出者、森川昭彦議員。

○13番（森川昭彦君）

ありません。

○議長（高野誠二君）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております案件については、会議規則第37条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

○７番（原　徹君）

議長。

○議長（高野誠二君）

原議員。

［７番　原　徹君　登壇］

○７番（原　徹君）

議席番号７番、原　徹です。

討論に入る前に、議長にお願いします。資料の配付をさせていただきたいと思いますので、許可いただきますようよろしくお願いします。

○議長（高野誠二君）

資料配付の要求があっていますので、会議規則第150条の規定により、これを許可いたします。職員に配付いたさせます。

［職員資料配付］

○７番（原　徹君）

今、意見書案が提出されましたが、私は逆に、道路特定財源の一般財源化並びに暫定税率廃止を求めて、討論に参加します。

今国会では、道路特定財源の延長か、それとも一般財源化か、また暫定税率の維持か継続か、それとも廃止かについて、激しい論議がなされています。道路特定財源の最大の焦点は道路中期計画にあると言われています。ＮＨＫの世論調査では、道路中期計画について、「妥当である」が11％、それに対して「妥当でない」が51％と、「妥当でない」が過半数を超えています。道路特定財源とは、使い道が道路整備に限られている税金です。今から54年前の1954年、昭和29年ですが、私が中学３年当時です。道路整備５カ年計画が始まり、その財源として揮発油税が道路整備のための特定財源とされました。当時は車も少なく、国道・県道の舗装率はわずか５％、今は95％以上と言われていますが、当時は５％程度で、私は砂利の県道を歩いて通学していたことを覚えています。

道路特定財源は、当時は、これらの道路整備を急ぐために、安定した財源づくりが必要だったわけです。今から34年前の1974年、昭和49年からガソリン税に２年間の特別措置として、本来の税率に上乗せした暫定税率が課せられました。ところが、暫定と言いながら５カ年計画が来るごとに延長、延長の連続で今日まで34年間も続いているわけです。今回の提案は、これをさらに10年間も延長するというものです。西田総務部長も、一般質問のときに指摘されておりました。44年間継続しても暫定とは、非常に問題なわけです。暫定というのは辞書によりますと、本式に決定せず、しばらく定める臨時的措置とあります。これが44年間というのはおかしいのではないでしょうか。道路特定財源は長年にわたって道路にしか使えないという仕組みに根本的な問題があります。これがむだな道路づくりの元凶となっています。

意見書案の要望事項には、地方への配分割合を高めることや、地域の生活に密着した道路の整備や維持補修に必要な交付金制度の継続と拡充を挙げてあります。私はこの点に関しては大賛成です。

しかし、私が反論したいのは、意見書や先般の一般質問での公明党の北原議員と中嶋市長のやり取りには、特定財源と暫定税率が廃止されたら、地方の道路整備と維持管理ができないというような見地に立っている点です。果たしてそうでしょうか。一般質問でのやり取りでは、道路特定財源の最大の焦点である道路中期計画について、何ら議論がなされませんでした。また、意見書案提出者及び賛成者の方は、この中期計画について、どのような見解を持っておられるのでしょうか。

そこで、道路特定財源と暫定税率確保の目的は何かを明らかにしなければなりません。それは、今後10年間で59兆円をつぎ込み、際限なく高速道路をつくり続けるということです。

ここで、一つの例を挙げてみます。今配付していただきました資料をごらんいただきたいと思います。既に完成している東京湾横断道路、アクアラインというのがありますが、総額１兆4400億円を投じて、15.1キロメートルを完成させました。30年で借金を返す予定が、利用者が極めて少ないために次々と先延ばしにして54年後となっています。しかし、それも定かではありません。それなのに、もう１本、東京港湾口道路17キロメートルをつくる計画です。そのほか、島原天草長島連絡道路など、６本の巨大横断道路の計画があるわけです。政府の計画は、１万4000キロメートルの高速道路建設に加え、約7000キロメートルの大型道路を張り巡らせて、さらに拠点的な空港や港から高速道路のインターチェンジまで10分以内で行ける高速ネットワーク整備を盛り込んでいます。今でも15分前後で行けるのに、こういったネットワークをつくるというこの計画はむだな道路づくりの典型です。

これまでの国会での討論で、特定財源からは、地域に密着した生活道路の整備、すなわち通学道路とかあるいは歩道整備、バリアフリー化、防災、防雪等のための費用は、わずか10％程度しか使われていないということが明らかになっています。ほとんどが高速道路です。私はこの道路特定財源の延長ではなく、一般財源化して、道路はもちろんのこと、福祉・年金・医療にも使えるようにすべきではないかと考えるわけです

そのためには、莫大な税金を使い、むだな高速道路づくりの元凶となっています道路中期計画を根本から見直すことです。そして、国民が真に願う必要な高速道路だけに絞って新たに計画を立て直すことが必要だと考えます。一般財源化して、道路中期計画を見直せば、地方交付金を今より大幅に増額させることができます。その増額された交付金によって、地域の生活道路に重点をおいた維持整備が可能とな

り、暮らしや福祉、医療にも財源を確保できるようになるわけです。道路に限定せずに、各自治体の自由な選択によって、必要に応じて使途を決めることができるようにすることだと考えます。そうすれば、無駄な高速道路づくりを後押ししてきた暫定税率も必要となくなり、ガソリン１リットルにつき25円安くなって、物価の高騰を抑え、国民生活向上と経済の活性化に大きく寄与することになるわけです。

さらに、国土交通省のむだ遣い、すなわち特定財源を使って、カラオケセットを購入したり、スポーツ用品やマッサージチェアを購入する。こういうのはテレビで報道してありましたけれども、さらにはミュージカル公演、自己負担なしの職員旅行等といったむだ遣いも中止させることができます。今朝の熊日新聞を見ますと、世論調査が出ていました。特定財源を一般財源化するのに賛成、59.8％です。前回より５ポイント上がっています。一般財源化に反対、30.4％、前回は36.2％です。６ポイントマイナスです。では、暫定税率廃止はどうか、賛成61.0％、前回より４ポイント上がっています。暫定税率賛成、これは29.3％です。前回より2.3ポイント下がっています。

このように、国民が望むことは、道路特定財源暫定税率の確保ではなく、一般財源化して、中期計画を根本から見直し、暫定税率を廃止することであると考えます。

以上の理由から、意見書を認めることはできません。討論を終わります。

○議長（高野誠二君）

他に討論はありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見書案第１号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（高野誠二君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

閉　会

○議長（高野誠二君）

これをもちまして、本議会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

よって、平成20年（第１回）山鹿市議会３月定例会を閉会いたします。

午前11時39分　閉会

～～～

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

山鹿市議会議長　**高　野　誠　二**

山鹿市議会議員　**平　井　邦　廣**

山鹿市議会議員　**原　　徹**